

※ 本件は素案であり、文章の表現等について
は変更する場合があります。

池田市こども計画 (素案)

令和7年2月
池 田 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	4
第2節 計画の位置づけと期間	9
1. 計画の位置づけ	9
2. 計画の期間	10
第3節 計画の対象	11
第4節 計画の策定体制	12
1. 子ども・子育て会議等における協議	12
2. アンケート調査の実施	12
3. 子ども・若者への意見聴取	12
4. パブリックコメントの実施	12
第2章 池田市における現状と課題	13
第1節 子ども・若者を取り巻く状況	14
1. 人口や世帯の状況	14
2. 子どもや家庭の状況	17
3. 婚姻の状況	21
第2節 子育て家庭を取り巻く状況	23
1. 就労の状況	23
2. 子ども・子育て支援事業の利用状況	25
第3節 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果	27
1. 調査実施概要	27
2. 調査結果概要	28
第4節 子どもの生活に関する実態調査の結果	38
1. 調査実施概要	38
2. 調査結果概要	39
第3章 第2期計画の主な取り組み状況と課題	53
第1節 基本目標ごとの取り組み状況と課題	54
1. 子育て・親育ちを応援する環境づくり	54
2. 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり	54
3. 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり	54
4. 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり	55
5. 子どもの人権を守る環境づくり	55
第2節 重点推進施策の取り組み状況と課題	56
1. 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実	56
2. 高まる保育需要への対応	57

3. きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援	58
4. 学校教育、就学前教育の充実	60
第3節 計画策定に係る各専門部会の課題と今後の方向性	61
第4節 子ども・若者への意見聴取	63
1. 調査・実施方法及び結果	63
2. 子ども・若者からの主な意見	65
3. 計画への反映	66
第5節 第2期計画の課題のまとめ	67
1. ライフステージを通じた支援の充実	67
2. ライフステージ別の支援の充実	67
3. 子育て当事者への支援の充実	68
第4章 計画の基本的な考え方	69
第1節 基本理念	70
第2節 基本方向	71
1. ライフステージを通じた支援の充実	71
2. ライフステージ別の支援の充実	71
3. 子育て当事者への支援の充実	71
第3節 施策の体系	72
第4節 重点的な取り組み	73
1. 子どもの権利の保障、健全な育成環境の醸成	74
2. 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実	74
3. きめ細やかな配慮を要する子ども及び家庭への支援	74
4. 誰一人取り残さない多様な学び、居場所づくりの推進	74
5. 保育需要への対応	74
6. 学校教育、就学前教育の充実	74
7. 若者が輝くまちの実現	74
第5章 基本方向に基づく施策の展開	75
1 ライフステージを通じた支援の充実	76
1-1 子どもの権利が尊重される環境の整備・充実	77
1-2 支援の必要な子ども・若者を支える環境の整備・充実	77
1-3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	78
1-4 子ども・若者が安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実	79
1-5 子ども・若者の健やかな成育を切れ目なく支える環境の整備・充実	79
1-6 こどもまんなかまちづくり	80
1-7 DXの推進	80
2 ライフステージ別の支援の充実	81
2-1 子どもの誕生前から幼児期まで	81

2-2	学童期・思春期	82
2-3	青年期	82
3	子育て当事者への支援の充実	83
3-1	子育ての経済的負担の軽減	83
3-2	子育て家庭を支える環境の整備・充実	83
3-3	子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実	84
3-4	仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発	84
3-5	次代の親を育む環境の整備・充実	84
第6章	子ども・子育て支援事業の展開	85
第1節	教育・保育提供区域の設定	86
第2節	児童人口の推計	87
1.	就学前児童の人口推計	87
2.	就学児童の人口推計	87
第3節	教育・保育の量の見込み及び確保の方策	88
1.	子どものための教育・保育給付	88
2.	保育の必要性の認定	88
3.	量の見込みの設定についての考え方	89
4.	教育・保育の量の見込み及び確保の方策	90
第4節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	93
1.	地域子ども・子育て支援事業について	93
2.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	94
第5節	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	112
1.	幼稚園の認定こども園への移行支援及び認定こども園普及の基本的な考え方	112
2.	幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修等に対する支援	112
3.	保育者の確保における支援	112
4.	教育・保育施設相互の連携及び教育・保育施設と小・義務教育学校との連携の推進方策	112
5.	市内全教育・保育施設における配慮を要する家庭や地域社会の今日的課題や問題への方策	113
第6節	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	114
第7章	計画の推進に向けて	115
1.	計画の推進体制	116
2.	計画の進捗管理等	116

The background of the page is decorated with a dense arrangement of circles. Some circles are solid colors in shades of pink, yellow, blue, and green. Others are hollow outlines in the same color palette. The circles vary in size and are scattered across the entire page, creating a vibrant and playful pattern.

第1章

計画の策定にあたって

こどもまんなか社会

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び **児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）** の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

こども まんなか

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）とは？

児童の権利に関する条約は、世界中の全ての子どもが持つ権利について定めた条約です。

児童の権利に関する条約は、1989（平成元）年に国連総会において採択され、日本は1990（平成2）年にこの条約に署名し、1994（平成6）年に批准を行いました。（同年より効力が生じています。）

この条約は、今なお世界中に貧困や飢え、紛争、虐待、性的な搾取などの困難な状況に置かれている子ども（18歳未満の人）がいるという現実に向け、世界的な観点から子どもの権利の尊重及び子どもの保護の促進を目指したものであり、子どもが大人と同様の権利を持つ主体であることを明確にしました。

池田市は「こどもまんなか応援サポーター」を宣言します！

池田市は、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の考えに賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるまちの実現に向けた取組みを進めることを宣言しました。



こども家庭庁は、子どもたちのために何がもっともよいことを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同いただき、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等を「こどもまんなか応援サポーター」として、こども家庭庁が位置づけています。

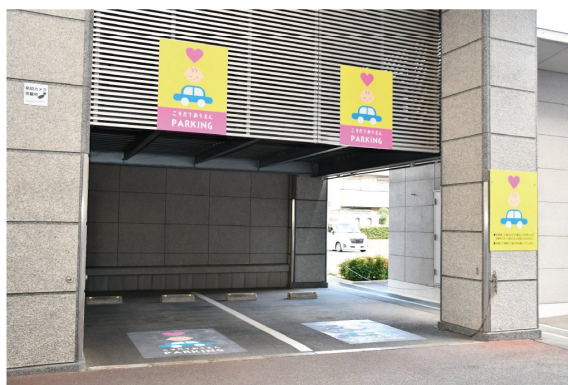
宣言に基づく池田市の具体的な取組（こどもまんなかアクション）

赤ちゃんステーションの リニューアル



あたたかくかわいらしいデザインになりました

「子育て応援駐車場」の整備



こどもまんなかアクションとは、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組みです。

第1節

計画策定の背景と趣旨

わが国では、令和5(2023)年4月1日、子どもに関する行政を一元化し、常に子どもの視点に立った政策を推進する新たな司令塔として「こども家庭庁」が発足し、同日、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。また、令和5(2023)年12月には、3.6兆円程度に及ぶこれまでにない規模で、全ての子ども・子育て家庭を対象にライフステージ全体を俯瞰し切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していく総合的な対策として「こども未来戦略」が閣議決定されました。この戦略では、令和6(2024)年度からの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全ての子ども・子育て家庭を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育の推進」、「子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの項目に沿って、具体的な施策が示されました。さらに、同年12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「全ての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）」の実現が掲げられました。

こども基本法においては、市町村はこども大綱等を勘案し、当該市町村における子ども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めることとされ、計画を定めるにあたっては「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）」、「その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができるものとされました。

本市ではこれまで、子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、「第1期池田市子ども・子育て支援事業計画」（平成27(2016)年度～令和元(2020)年度）及び「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）（以下「第2期計画という。」）を策定し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などの各種施策の推進に努めてきましたが、第2期計画が目標年度に達することから、新たにこども基本法の理念も踏まえ、「池田市こども計画」（令和7(2025)年度～令和11(2029)年度）を策定します。

■ こども基本法

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

◆ 国・大阪府・社会の動き

児童福祉法の改正

令和 6 (2024) 年 4 月に施行された「児童福祉法の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 66 号) では、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業の新設等が示されました。

こどもまんなか実行計画の決定

令和 6 (2024) 年 5 月に、こども大綱に基づく幅広い子ども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画 2024」がこども政策推進会議において決定されました。「こどもまんなか実行計画 2024」においては、国における新規・拡充施策などの重要施策を中心に、令和 6 (2024) 年度～令和 10 (2028) 年度にどのように取り組んでいくかに関する「工程表」が示され、また、施策の進捗指標状況を検証するための指標が取りまとめられました。

なお、「こどもまんなか実行計画」は、今後毎年度改定することとされており、継続的に施策の点検と見直しを図っていくものとされています。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律への改正

令和 6 (2024) 年 9 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 68 号) では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号) の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもが大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

子ども・子育て支援法の改正

令和 6 (2024) 年 10 月に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 47 号)」では、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創設、「産後ケア事業」の計画的な提供体制の整備などが盛り込まれています。

大阪府子ども総合計画の策定

大阪府では、平成 27 (2015) 年 3 月、大阪府子ども条例に基づく子ども施策の総合的な計画、大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年施策の総合的な計画、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援についての計画、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成のための総合的な計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画を一体的な計画として、大阪府子ども総合計画が策定されました。【計画の期間：平成 27 (2015) 年度～令和 6 (2024) 年度】

DX（デジタルトランスフォーメーション）

DX（Digital Transformation）とは、デジタル技術の活用によってビジネスモデルを変革し、激しい市場の変化に対応できる企業力を高める取り組みのことであり、DXの進展は、社会に大きな変革をもたらす可能性として注目されています。DXは行政における重要課題であり、数年来、日本政府が強力に推進します。令和2（2020）年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられ、このような社会をめざすことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながる旨が示されました。

令和3（2021）年9月にはデジタル庁が発足し、同年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化を進めることが、めざすべき社会の姿の1つとして提示されています。

妊娠、出産、出産後の間もない期間の行政手続きを対面で申請しなければならないことの負担感や、子育てに関わる正確な情報を入手できることなどを求める声を踏まえ、令和5（2023）年3月に「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」が策定されました。令和6（2024）6月には、政府のデジタル行財政改革会議において、会議のとりまとめがなされ、子ども・子育て関連としては、必要な情報を最適に届ける仕組みの構築（子育て支援制度レジストリ）、保育DX、母子保健DXをはじめとする改革の方向性が示されるとともに、上記の内容を含む「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されています。

SDGs（エスディージーズ）

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの国際目標であり、地方自治体には、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するために「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。



◆ 本市の動き

池田市児童育成計画～いけだ子ども未来夢プラン～の策定

平成 11(1999)年 12 月、国の「エンゼルプラン」及び「緊急保育対策等5か年事業」、大阪府の「大阪府子ども総合ビジョン」の方針等に基づき、ニーズ調査の結果を踏まえて、本市の子育て支援策の体系的な整備を図ることを目的として策定しました。この計画は、池田市総合計画の子どもに関連する施策の具体的な部門計画として、本市子ども施策の基本指針となるものになります。
【計画の期間：平成 11(1999)年度～平成 20(2008)年度】

池田市次世代育成支援行動計画～新・いけだ子ども未来夢プラン～の策定

平成 17(2005)年 3 月、次世代育成支援対策推進法に基づき、ニーズ調査などの結果を踏まえて、本市の子育て支援施策の方向性や目標を具体的に定めるものとして策定しました。この計画は、前計画同様、池田市総合計画の子どもに関連する施策の具体的な部門計画とし、平成 20(2008)年度を目標年度とする旧計画を包含しています。【前期計画期間：平成 17(2005)年度～平成 21(2009)年度、後期計画期間：平成 22(2010)年度～平成 27(2014)年度】

池田市子ども・子育て支援事業計画の策定

平成 27(2015)年 3 月、子ども・子育て支援法に基づき、国の基本指針に即したニーズ調査等を踏まえて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める市町村子ども・子育て支援事業計画として、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と一体的に策定しました。【計画の期間：平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度】

第2期池田市子ども・子育て支援事業計画の策定

令和 2(2020)年 3 月、第1期計画の内容に加え、新たに令和元(2019)年 6 月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を包含する形で策定しました。【計画の期間：令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度】

池田市SDGs推進指針の策定

令和 3(2021)年 3 月、SDGsの推進にあたっての目的や推進施策、体制の基本的な考え方を示すことで、全庁的にSDGsの理念や意義の認識を深めることはもとより、職員が常にSDGsのゴールとターゲットについて意識することで政策形成能力の向上を図り、もって持続可能なまちづくりにつなげるために、「池田市SDGs推進指針」を策定しました。

池田市DX推進指針の策定

令和 5(2023)年 8 月、あらゆる施策におけるDXの推進に向け、その方向性や考え方などを示すことで、庁内風土及び職員意識の醸成を図り、もって持続可能なまちづくりの実現につなげるために、「池田市DX推進指針」を策定しました。この指針において、DXは「デジタル技術の活用」と「業務の変革」の2つの要素の両方を満たすものであって、本市の全ての職員が自らの業務の中で不断に取り組むものと定義しています。

第2次池田市教育振興計画の策定

令和 5(2023)年度、池田市教育ビジョンの成果と課題を引き継ぐ形で「第2次池田市教育振興基本計画」(計画の期間：令和 6(2024)年度～令和 9(2027)年度)を策定しました。この計画は、学校を中心として社会全体で協働することを通して、学ぶ喜びを軸とした「教育のまち池田」が描く Well-being の実現をめざしています。

池田市子ども条例の改定

平成 17(2005)年 4 月、少子高齢化時代における次世代育成の基本理念を明らかにし、未来に夢や希望が持てるまちの実現に向けて、「池田市子ども条例」を制定しました。

令和 6(2024)年 6 月、近年、児童虐待など子どもの権利が軽んじられる事案が多発していることや、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり「こども基本法」が施行されたことなどを背景に、同条例を改正しました。

改正のポイント

- 基本理念において子どもを権利の主体として下記の事項を大切に取り組むことを規定。

差別の禁止

人種や国籍、性別などに関係なく基本的人権が尊重され、どのような差別的な扱いも受けることがないこと。

生存や発達への支援

命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。

意見の尊重

自分に関係する全てのことにに関して自由に意見を出すことができ、年齢や発達に応じてその意見が十分に考慮されること。

最善の利益の優先

あらゆる活動において、子どもにとって最も良いことが優先して考えられること。

- こども基本法に基づき、子どもの育成に関する施策に、子どもなどの意見を反映させるための措置を講じることを規定。

池田市子ども条例

(基本理念)

第 3 条 子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 子どもの権利として、大人と同様にひとりの人間としての権利及び成長過程において保護され、かつ、配慮される権利を子どもが有し、子どもがその権利の主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、次に掲げる事項を大切にして取り組むこと。

ア すべての子どもは、人種や国籍、性別などの理由にかかわらず、基本的人権が保障されるとともに、いかなる差別的取扱いも受けることがないこと。

イ すべての子どもは、その命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。

ウ すべての子どもは、自分に関係のあるすべての事項に関して自由に意見を表すことができ、それらの意見は子どもの年齢や発達に応じて十分に考慮されること。

エ すべての子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が優先して考慮されること。

(基本目標)

第 9 条 市は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、前条に定める責務を全うするため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。

(1) 子どもの権利を守る環境づくり

(2) 子育て・親育ちを応援する環境づくり

(3) 子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり

(4) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり

(5) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

第2節

計画の位置づけと期間

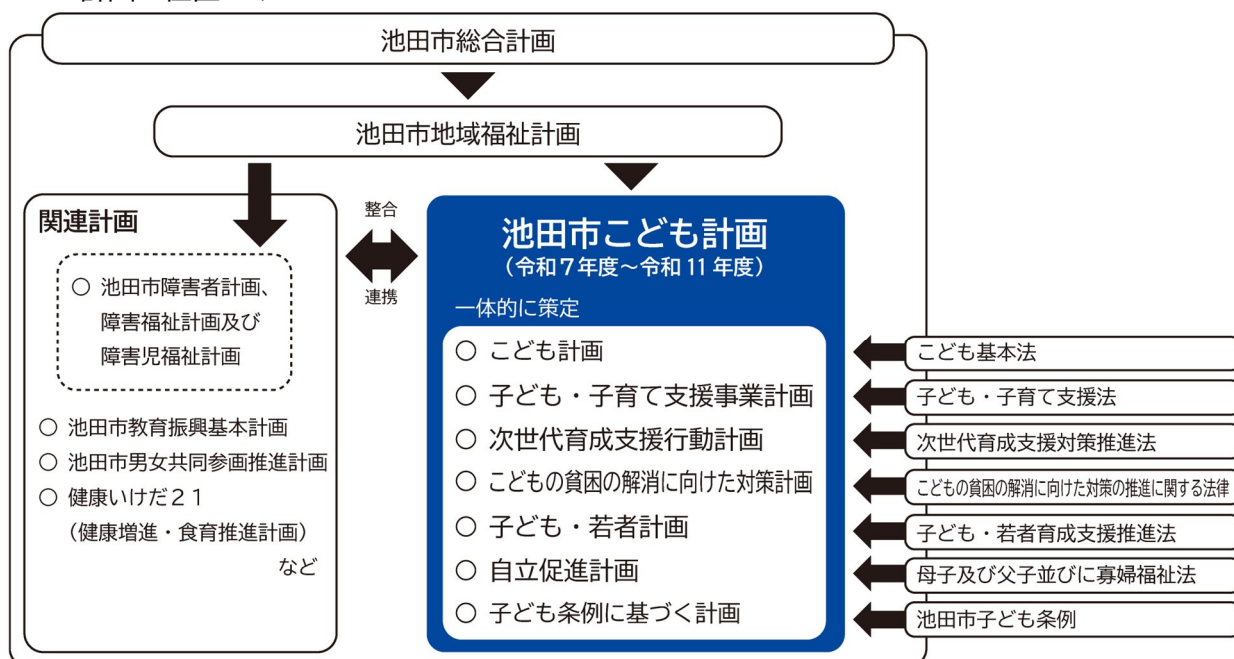
1. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第9条の規定によるこども大綱及びこども基本法第10条の規定による都道府県こども計画を勘案するとともに、子ども・子育て支援法第60条の規定による基本指針、次世代育成支援対策推進法第7条の規定による行動計画策定指針、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条の規定による基本指針に基づきながら、以下の①～⑦の計画を一体的に策定するものとします。

- ① こども計画（こども基本法第10条）
- ② 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ③ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ④ こどもの貧困の解消に向けた対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
 - ⇒ 第5章 基本目標に基づく施策の展開
 - 1 ライフステージを通じた支援の充実
 - 1-3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 に記載
- ⑤ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ⑥ 自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
 - ⇒ 第5章 基本目標に基づく施策の展開
 - 3 子育て当事者への支援の充実
 - 3-2 地域の子育て環境の整備・充実
 - (1) ひとり親家庭の自立促進 に記載
- ⑦ 子ども条例に基づく計画（池田市子ども条例第16条）

また、本市の最上位計画である「池田市総合計画」の部門計画として、子どもを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの関連計画との整合・連携を図りながら、関連施策を推進します。

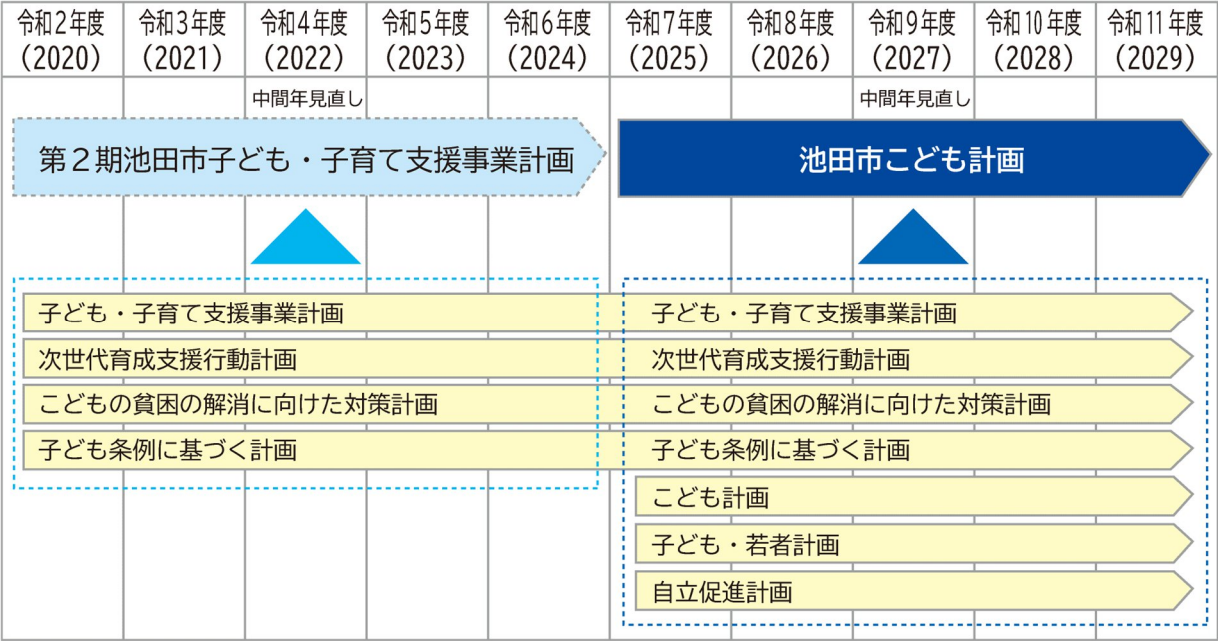
■ 計画の位置づけ



2. 計画の期間

本計画は、令和 7 (2025)年度を初年度として、令和 11(2029)年度までの 5 年間を計画期間とします。
また、計画の中間年である令和 9 (2027)年度には、国の基本指針に基づき、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間

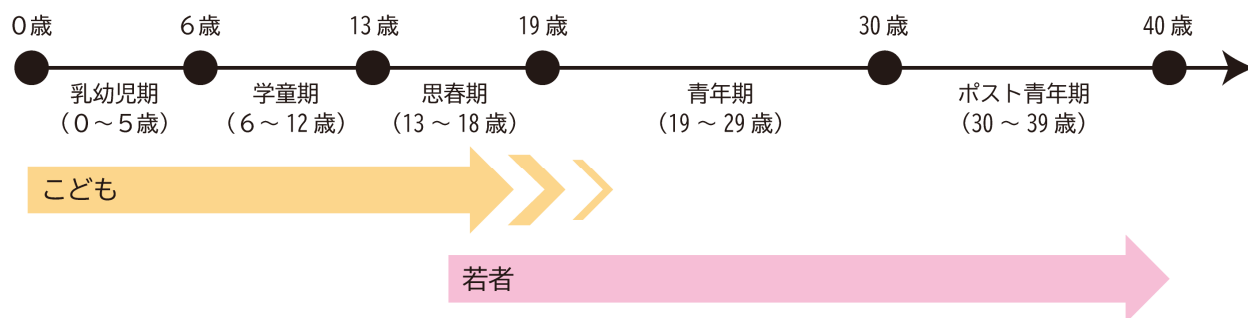


第3節 計画の対象

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、また子ども・若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画では、各種法令で定められたそれぞれの区分にも留意しつつ、上記こども基本法における「こども」の定義に基づき、全ての子ども・若者及び子育て当事者を対象とするほか、子ども・子育てに関わる人・団体・地域等も対象とします。

■ こども大綱における「こども・若者」の年代イメージ



■ 各種法令による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
母子保健法	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の、義務教育学校の前期又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者

(参考)

法律の名称	呼称等	年齢区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者



第4節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議等における協議

(1) 子ども・子育て会議

池田市子ども条例第17条及び子ども・子育て支援法第72条に基づき、学識経験者、関係市民団体代表、事業者、子育て当事者、市民を代表する者及び行政関係職員からなる「池田市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について審議しました。

(2) 検討会議及び専門部会（→61 ページ参照）

計画作成にあたり、庁内関係部署の部次課長で構成する「池田市こども計画策定検討会議」及び担当者で構成する各種「専門部会」を設置し、現在行っている取り組みの情報共有や課題の整理、今後の方向性などについて検討を進めました。

2. アンケート調査の実施

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ等調査（→27 ページ参照）

子ども・子育て支援法第60条の規定による基本指針に基づき、小学校就学前児童及び小学校就学児童の保護者を対象に、就労状況や教育・保育、子育て支援の利用希望等を把握するためのニーズ調査を実施しました。

(2) 子どもの生活に関する実態調査（→38 ページ参照）

大阪府との共同で子どもの生活実態や学習環境等を把握するための調査を実施しました。

3. 子ども・若者への意見聴取（→63 ページ参照）

(1) WEBアンケート調査

市内に在住している、または通勤・通学している小学生から39歳までの子ども・若者を対象に、WEBアンケート調査を実施しました。

(2) ヒアリング調査及びワークショップ

子どもの集まる施設、イベント等において、小学生、中学生、高校生を対象としたワークショップ及び個別対面ヒアリングを実施しました。

4. パブリックコメントの実施

本計画（素案）を市ホームページと市役所情報コーナー等で公開し、広く市民の意見を募集するためにパブリックコメントを実施しました。

The background of the page is decorated with a dense arrangement of circles in various sizes and colors, including pink, yellow, blue, green, and orange. Some circles are solid, while others are just outlines, creating a vibrant and abstract pattern.

第2章

池田市における現状と課題

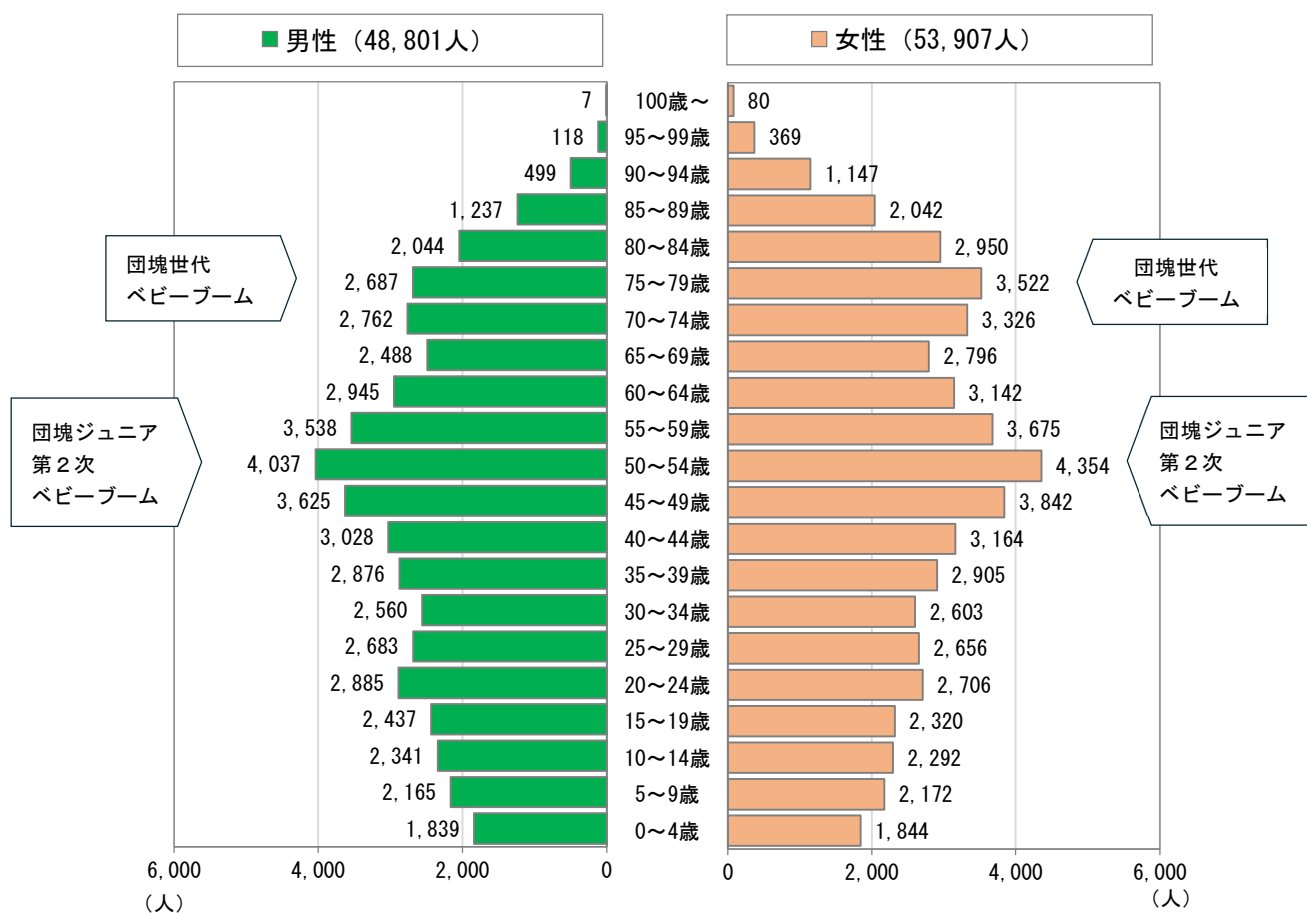
第1節 子ども・若者を取り巻く状況

1. 人口や世帯の状況

(1) 人口構造

本市の人口は、令和6(2024)年3月31日現在、男性48,801人、女性53,907人となっています。
5歳階級別にみると、男女ともに50～54歳で最も多くなっています。

図表1 人口ピラミッド

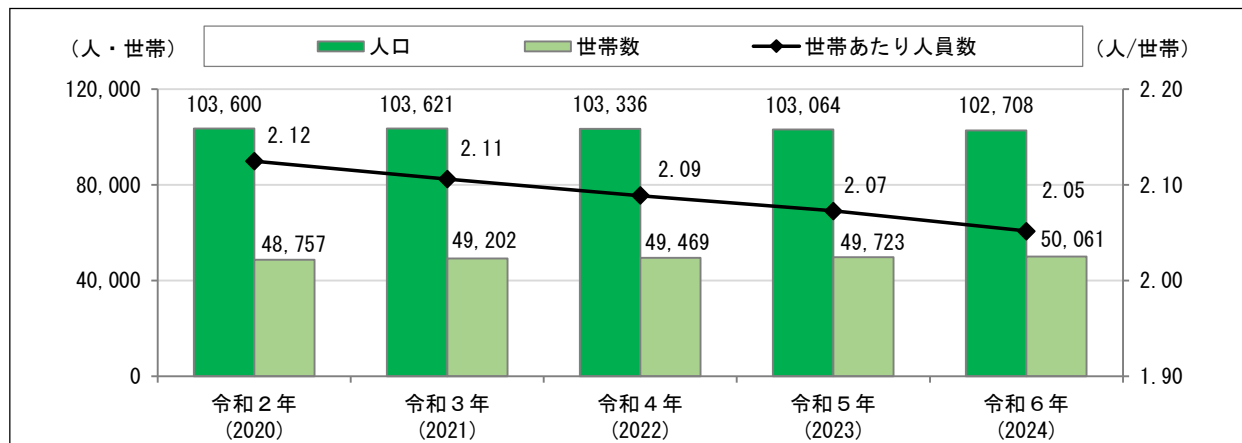


資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」(令和6(2024)年3月31日現在)

(2) 人口・世帯数の推移

本市の人口は増加傾向で推移していましたが、令和3(2021)年以降、減少傾向に転じています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、世帯あたり人員数が減少しています。

図表2 総人口・世帯数の推移



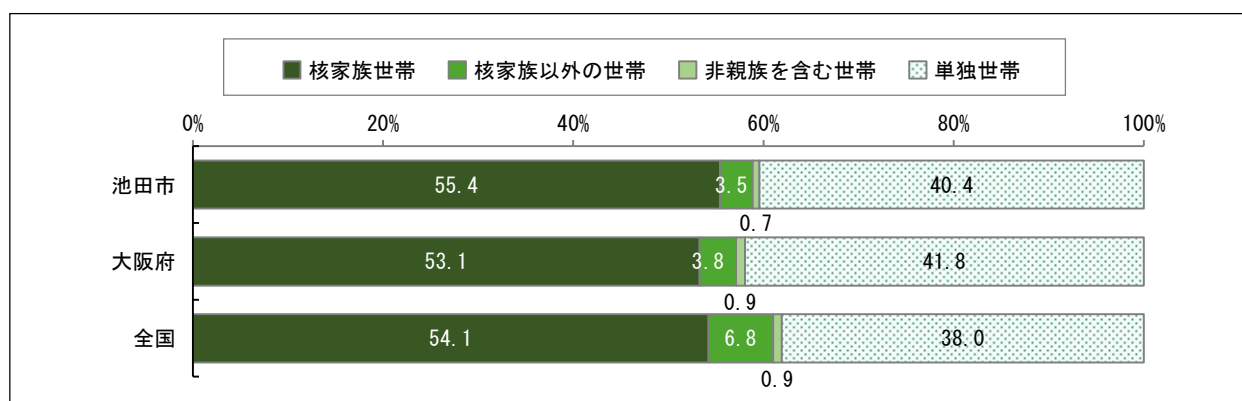
資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」(各年3月31日現在)

(3) 世帯構成割合の比較

本市の一般世帯(施設等の世帯を除いた世帯)の世帯構成割合は、「核家族世帯」が55.4%で最も多く、次いで「単独世帯」が40.4%、「核家族世帯以外の世帯」が3.5%となっています。

また、全国及び大阪府と比較すると、「核家族世帯」は全国及び大阪府を上回っています。

図表3 世帯構成割合/全国・大阪府比較(令和2年)



資料：総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

※一般世帯数＝「親族のみの世帯」＋「非親族を含む世帯」＋「単独世帯」

※親族のみの世帯＝「核家族世帯」＋「核家族以外の世帯」

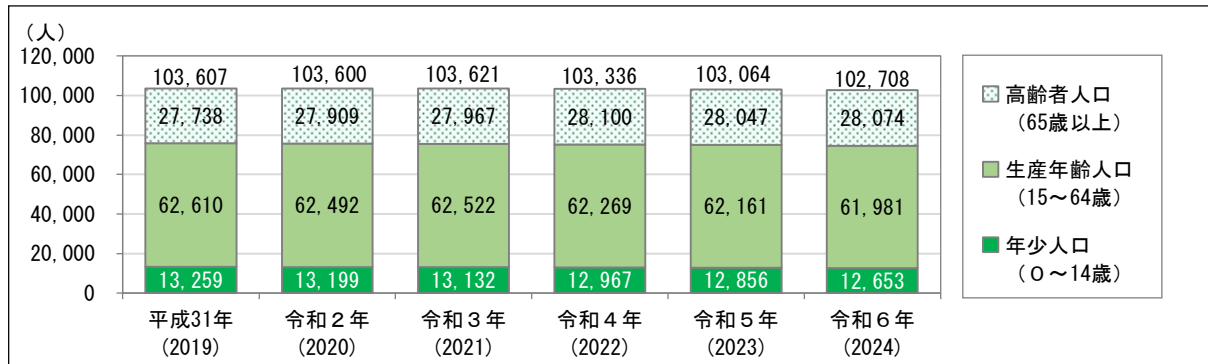
※核家族世帯＝「夫婦のみの世帯」＋「夫婦と子どもから成る世帯」＋「男親と子どもから成る世帯」＋「女親と子どもから成る世帯」

※核家族以外の世帯＝「夫婦と両親から成る世帯」＋「夫婦とひとり親から成る世帯」＋「夫婦、子どもと両親から成る世帯」＋「夫婦、子どもとひとり親から成る世帯」、「夫婦と他の親族(親、子どもを含まない)から成る世帯」、「夫婦、子どもと他の親族(親を含まない)から成る世帯」、「夫婦、親と他の親族(子どもを含まない)から成る世帯」、「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」、「兄弟姉妹のみから成る世帯」、「他に分類されない世帯」

(4) 年齢3区分人口の推移

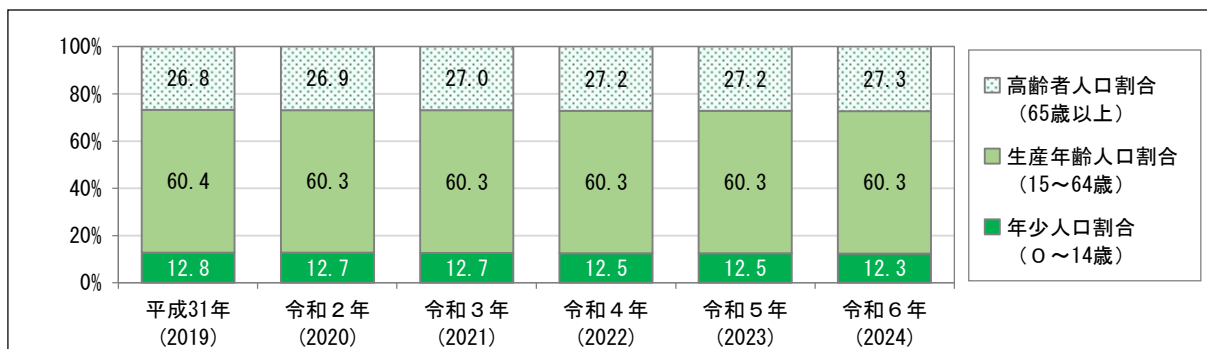
本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）の減少に伴い、年少人口割合は減少傾向となっている一方で、高齢者人口割合は増加傾向となっています。

図表4 年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」（各年3月31日現在）

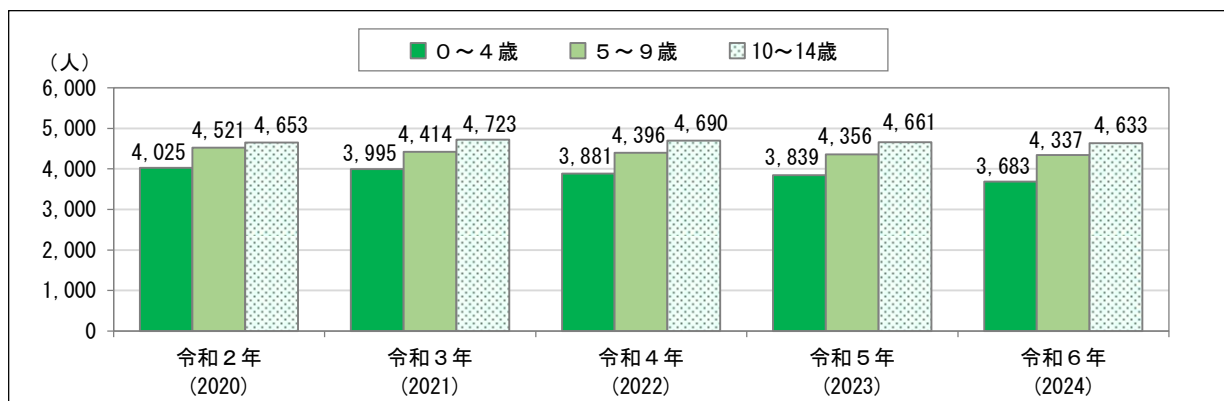
図表5 年齢3区分人口割合の推移



資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」（各年3月31日現在）

また、年少人口（0～14歳）を5歳階級別にみると、これまでから「0～4歳」、「5～9歳」、「10～14歳」と区分が上がるに伴い、増加しています。

図表6 年少人口（5歳階級別）の推移



資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」（各年3月31日現在）

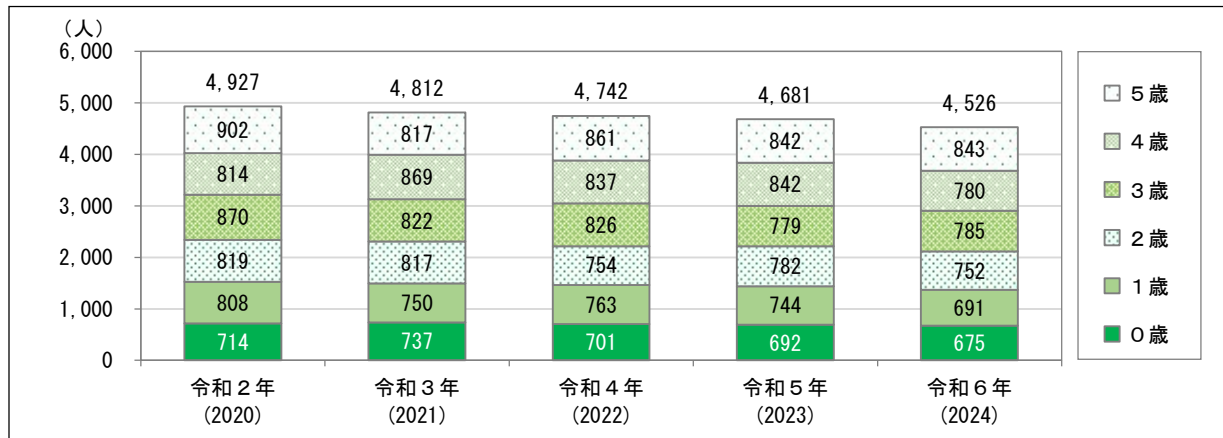
2. 子どもや家庭の状況

(1) 児童人口の推移

本市の児童人口の推移をみると、0～5歳の就学前児童、6～11歳の就学児童ともに、減少傾向となっており、令和6年3月31日現在、0～5歳の就学前児童4,526人、6～11歳の就学児童5,298人となっています。

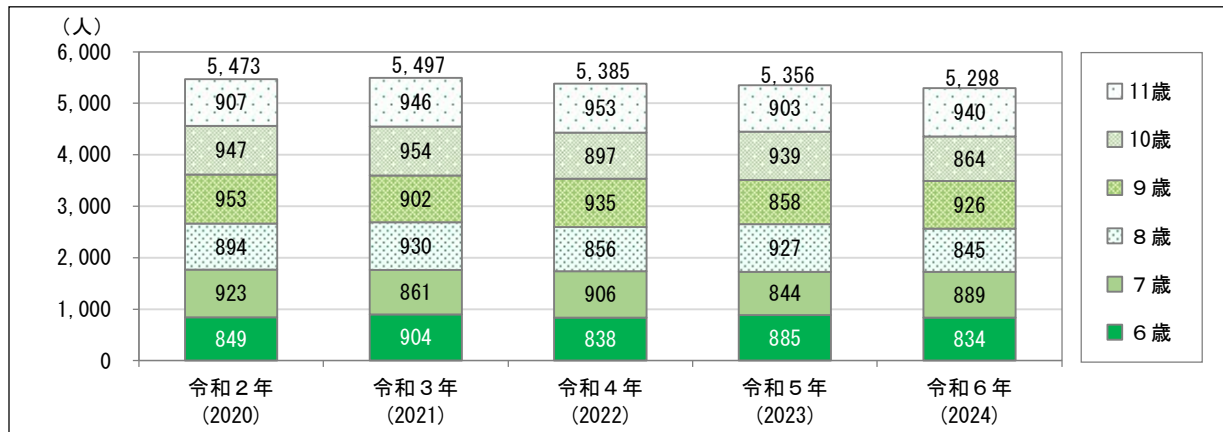
また、令和2(2020)年の0歳児714人から、年齢が上がるにつれて年々の増加しており、令和6(2024)年には4歳児が780人になるなど、転入による増加が背景にあると想定されます。

図表7 年齢別・就学前児童の推移



資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」(各年3月31日現在)

図表8 年齢別・就学児童の推移



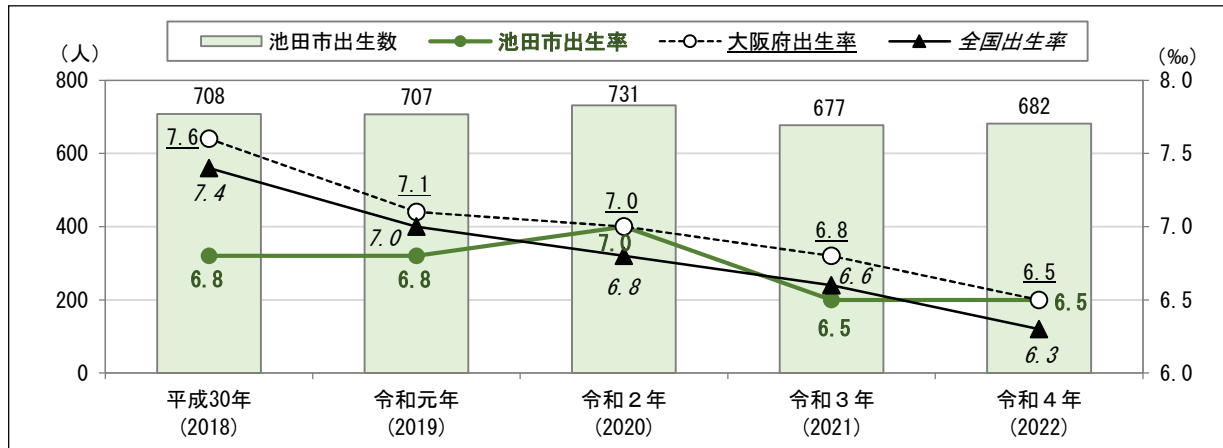
資料：住民基本台帳人口「年齢別統計表」(各年3月31日現在)

(2) 出生の状況

本市の出生数は増減を経て、令和4(2022)年に682人となっています。

また、出生率(人口千人あたりの出生数)は上下に変動しつつ、令和4(2022)年には大阪府と同水準の6.5‰(パーミル)となっています。

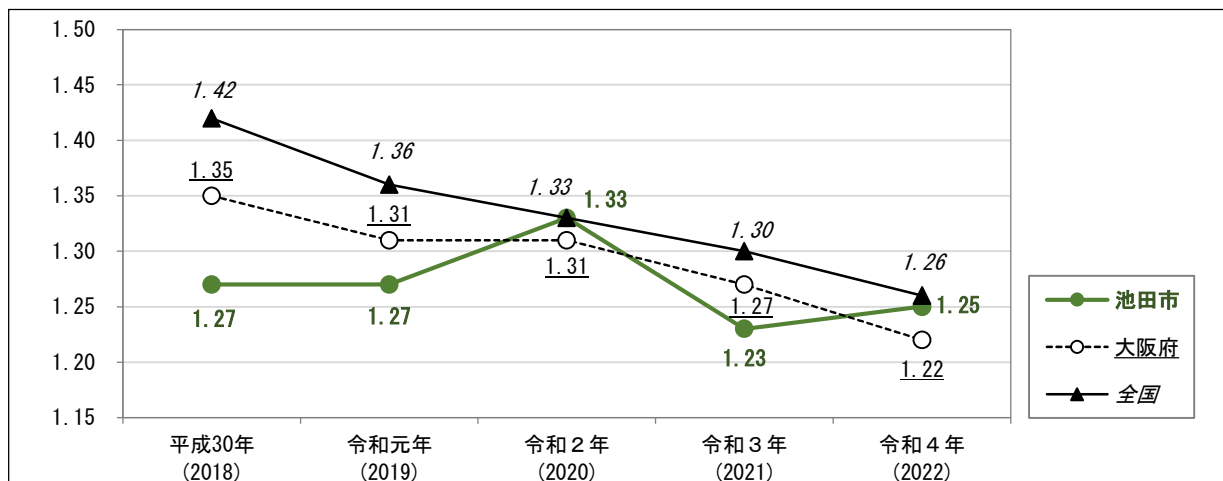
図表9 出生数・出生率の推移



資料：大阪府人口動態統計

合計特殊出生率(15~49歳まで女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当)は上下に変動しつつ、令和4(2022)年には全国と概ね同水準である1.25となっています。

図表10 合計特殊出生率の推移/全国・大阪府比較



資料：全国・大阪府は厚生労働省「人口動態調査」。池田市は厚生労働省「人口動態調査」及び総務省「住民基本台帳に基づく、人口、人口動態及び世帯数調査」に基づき算出。

(3) 子どものいる世帯の状況

令和2(2020)年の国勢調査によると、本市の一般世帯 48,542 世帯のうち、核家族世帯は 55.4%を占め、うち「夫婦と子ども」世帯は26.7%、「男親と子ども」世帯は1.1%、「女親と子ども」世帯は8.0%となっています。

また、平成 27(2015)年の国勢調査と比較すると、「6歳未満の子どものいる世帯」と「18歳未満の子どものいる世帯」とともに構成比は減少していますが、「女親と子ども」の構成比は増加しています。

図表 11 世帯構成の推移

	平成 27(2015) 年		令和 2 (2020) 年		2015 年→ 2020 年 の伸び率 (%)
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	
一般世帯総数	45,730	100.0	48,542	100.0	5.8
親族世帯	28,519	62.4	28,563	58.8	0.2
核家族世帯(総数)	26,544	58.0	26,879	55.4	1.2
夫婦と子ども	13,333	29.2	12,941	26.7	▲ 3.0
男親と子ども	542	1.2	528	1.1	▲ 2.7
女親と子ども	3,502	7.7	3,870	8.0	9.5
6歳未満の子どものいる世帯	3,814	8.3	3,678	7.6	▲ 3.7
核家族世帯	3,590	7.9	3,505	7.2	▲ 2.4
その他の親族世帯	218	0.5	167	0.3	▲ 30.5
18歳未満の子どものいる世帯	9,712	21.2	9,363	19.3	▲ 3.7
核家族世帯	8,996	19.7	8,820	18.2	▲ 2.0
その他の親族世帯	677	1.5	521	1.1	▲ 29.9
非親族・単独世帯	39	0.1	22	0.0	▲ 77.3

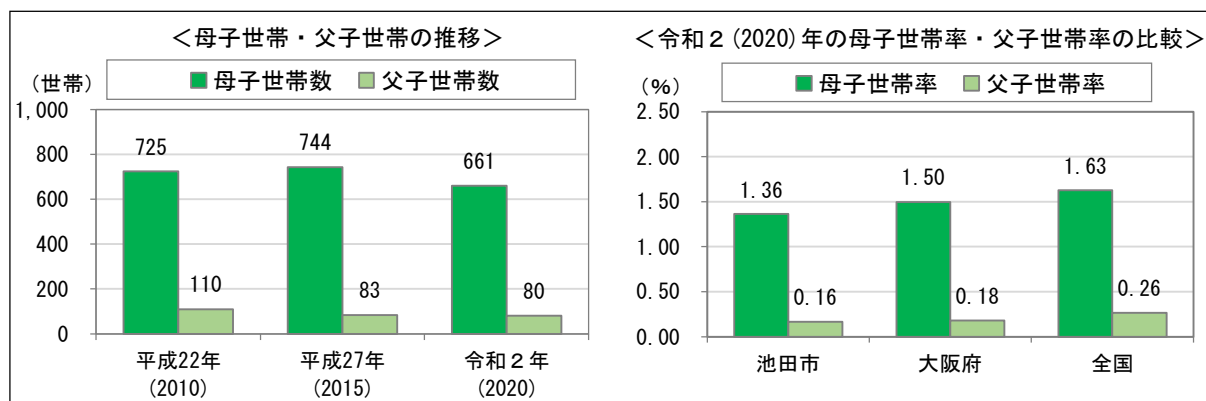
資料：総務省統計局「国勢調査」

(4) ひとり親世帯の状況

① 母子世帯・父子世帯数の推移

国勢調査から母子世帯・父子世帯の状況をみると、本市の母子世帯・父子世帯は減少傾向にあります。令和2(2020)年の一般世帯数に占める割合は、本市の母子世帯率は1.36%、父子世帯率は0.16%となっており、大阪府や全国と比較すると、母子世帯、父子世帯ともに一般世帯に占める割合は低くなっています。

図表 12 ひとり親世帯の状況



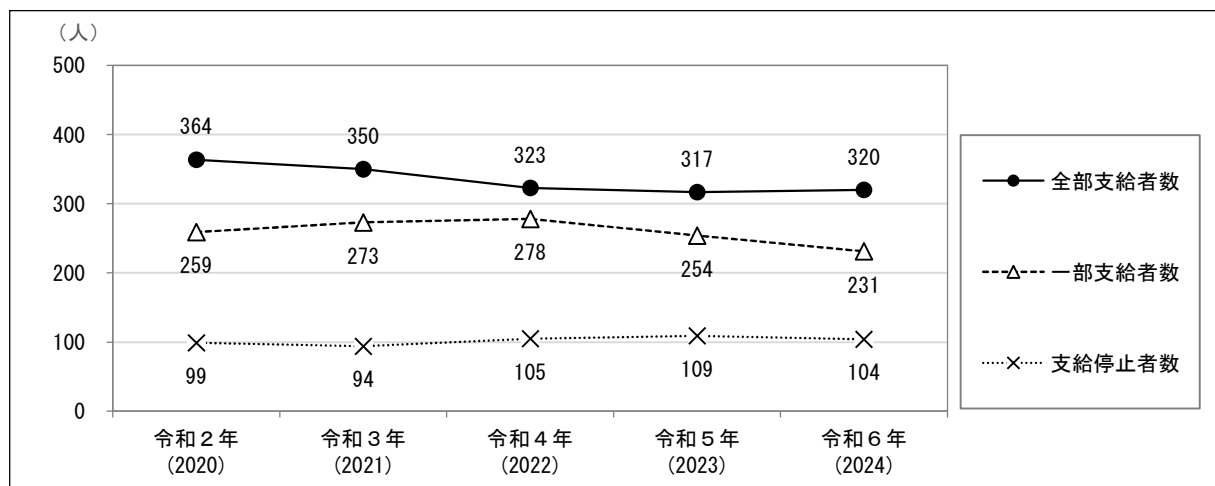
資料：総務省統計局「国勢調査」

※「母（父）子世帯」は、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員から成る一般世帯を含めた世帯をいい、世帯内の最も若い世代の親と子どもにより判定された世帯としています。

② 児童扶養手当受給資格者数の推移

本市の児童扶養手当受給資格者数は増減を経て、令和6(2024)年3月31日現在で、全部支給者数が320人、一部支給者数が231人で、支給停止者数は104人となっています。

図表 13 児童扶養手当受給資格者数の推移

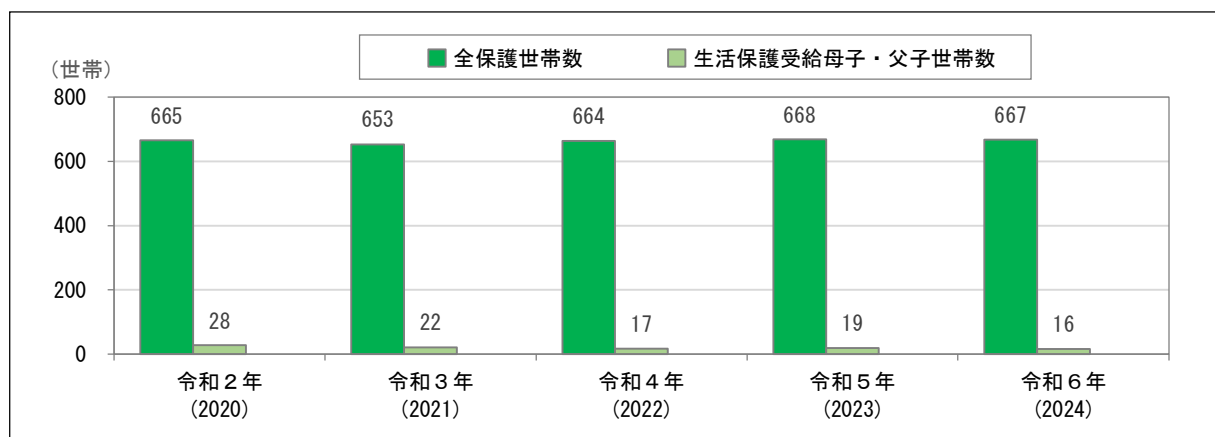


資料：子育て支援課（各年3月31日）

③ 生活保護受給母子・父子世帯数の推移

本市の全生活保護世帯数は増減を経て、令和6(2024)年3月31日現在で667世帯となっています。
また、生活保護受給母子・父子世帯は概ね横ばいで推移しており、令和6(2024)年3月31日現在で16世帯となっています。

図表 14 生活保護受給母子・父子世帯数の推移



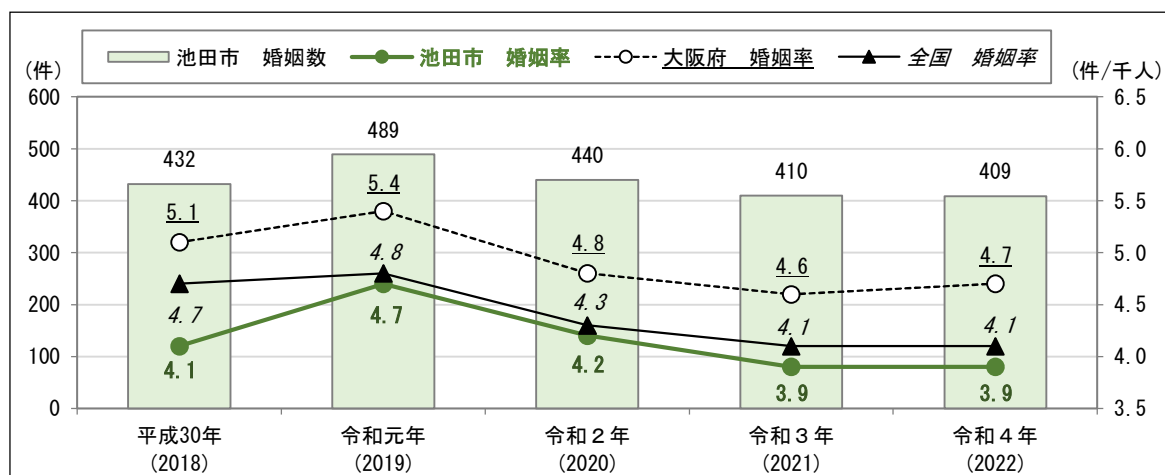
資料：生活福祉課（各年3月31日）

3. 婚姻の状況

(1) 結婚の状況

本市における近年の婚姻数は年により変動がみられますが、概ね4百件台で推移しており、婚姻率は全国及び大阪府の値よりも下回っています。

図表 15 婚姻数・婚姻率の推移/全国・大阪府比較

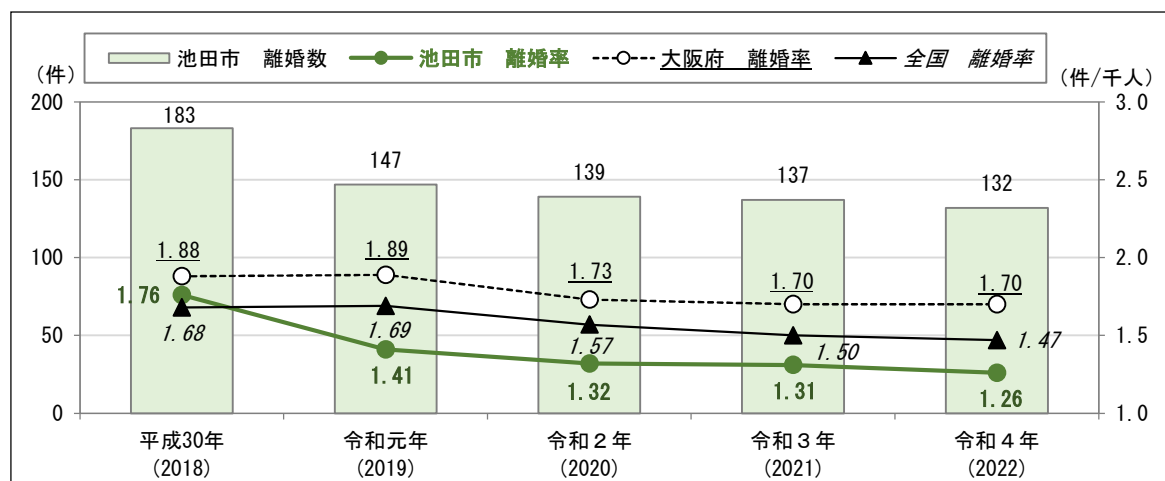


資料：「大阪府人口動態統計」

(2) 離婚の状況

離婚数についても変動があり、離婚率は概ね全国及び大阪府の値を下回っています。

図表 16 離婚数・離婚率の推移/全国・大阪府比較



資料：「大阪府人口動態統計」

(3) 未婚率の推移

本市の未婚率は概ね年々上昇傾向にあります。令和2(2020)年をみると、29歳までは男女ともに半数以上、35～39歳でも男性の約3割、女性の約2割が未婚者となっており、全国及び大阪府の平均と比較すると、29歳までの年代では全国及び大阪府の値を上回っていますが、30～39歳では全国及び大阪府の値を下回っています。

図表 17 性別・年齢別未婚率の推移/全国・大阪府比較

(単位：%)

		15～19 歳		20～24 歳		25～29 歳		30～34 歳		35～39 歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成 12 年 (2000)	全 国	92.9	87.9	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	大阪府	93.3	88.9	93.3	88.9	69.1	55.2	42.0	29.1	24.5	16.2
	池田市	99.6	99.4	96.1	92.2	77.6	61.6	46.9	30.7	23.2	17.7
平成 17 年 (2005)	全 国	99.6	99.1	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4
	大阪府	99.6	99.1	94.1	90.2	72.2	61.9	46.7	34.3	29.0	20.7
	池田市	99.8	99.6	97.1	93.7	77.2	66.5	50.0	36.8	29.8	21.0
平成 22 年 (2010)	全 国	99.0	98.9	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
	大阪府	98.7	98.4	90.8	87.6	68.7	61.4	45.6	36.8	34.6	25.3
	池田市	98.7	98.6	92.5	90.4	74.5	65.1	43.8	35.2	32.1	23.3
平成 27 年 (2015)	全 国	99.7	99.4	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9
	大阪府	99.6	99.3	94.6	91.1	71.3	62.8	45.3	36.9	33.5	26.3
	池田市	99.8	99.8	97.2	93.9	76.2	66.1	48.6	36.9	30.2	25.1
令和 2 年 (2020)	全 国	99.7	99.6	95.5	92.8	72.4	63.0	46.0	35.5	33.3	23.9
	大阪府	99.7	99.6	95.1	92.5	71.0	63.9	44.5	37.1	32.5	25.8
	池田市	99.8	99.8	97.3	95.3	72.7	64.0	43.6	34.3	31.1	21.8

資料：総務省統計局「国勢調査」

また、本市の生涯未婚率（「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの）をみると、男性22.3%、女性17.0%となっており、全国及び大阪府の値を下回っています。

図表 18 生涯未婚率（令和2年）/全国・大阪府比較

(単位：%)

		45～49 歳		50～54 歳		生涯未婚率	
		男	女	男	女	男	女
令和 2 年 (2020)	全 国	26.5	18.1	23.7	16.0	25.1	17.1
	大阪府	26.6	19.8	23.5	17.5	25.1	18.7
	池田市	23.3	18.0	21.3	15.9	22.3	17.0

資料：総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

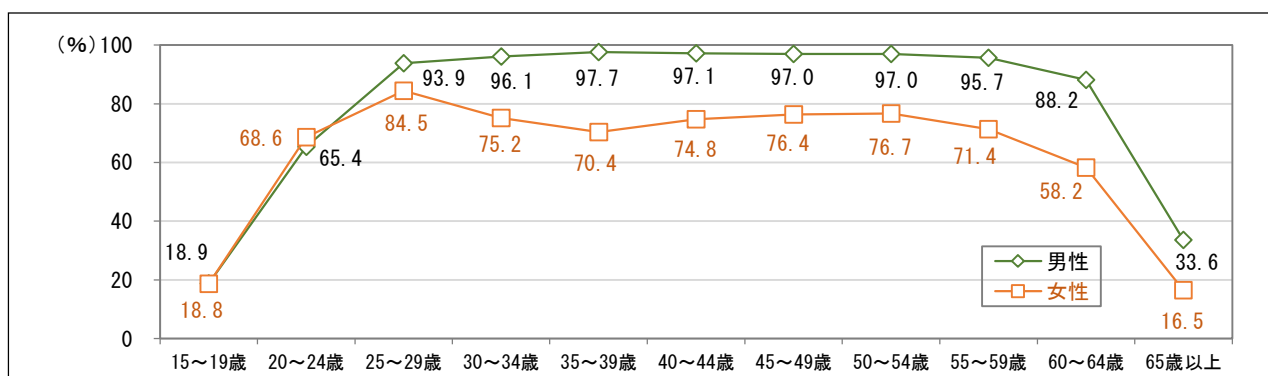
第2節 子育て家庭を取り巻く状況

1. 就労の状況

(1) 労働力率の状況

本市の令和2(2020)年の年齢階級別・男女別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合であり、労働力状態「不詳」を除いて算出しており、労働力人口は15歳以上の人口のうち「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの)をみると、男性では、25～59歳にかけて労働力率が9割台と一定となっているのに対し、女性では、35～39歳でいったん労働力率が落ち込んだ後高くなり、55歳以上で低下していくM字型カーブを描いています。40歳以上では50～54歳の76.7%が最も高い労働力率となっていますが、25～29歳の84.5%と比べると低い値となっており、子育て世代以降の労働力率の低下がうかがえます。

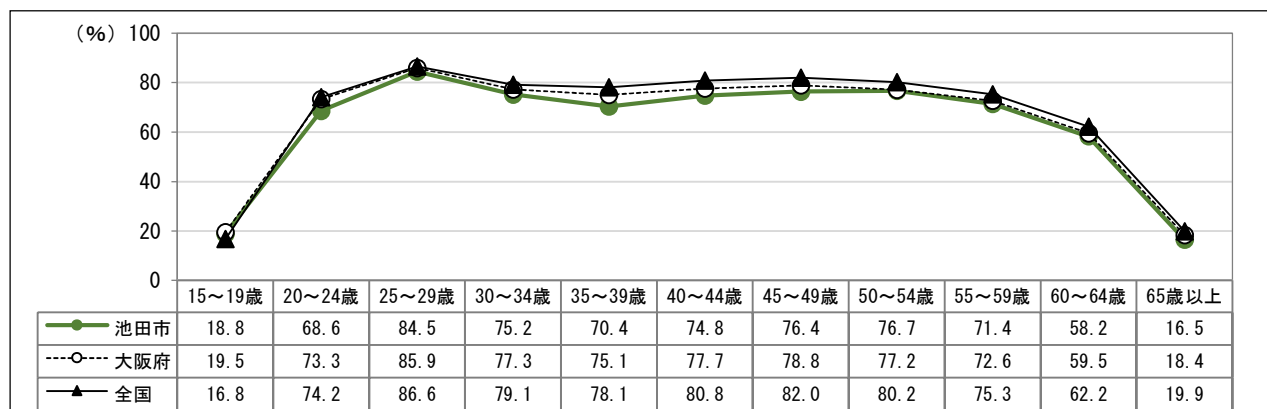
図表 19 性別・年齢5歳階級別労働力率(令和2年)



資料：総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

年齢5歳階級別で女性の労働力率を全国及び大阪府と比較すると、20歳以上の全ての年齢階級において、全国及び大阪府の値を下回っており、特に35～39歳では全国78.1%に対し、本市70.4%と7.7ポイント差となっています。

図表 20 女性の年齢5歳階級別労働力率(令和2年)/全国・大阪府比較



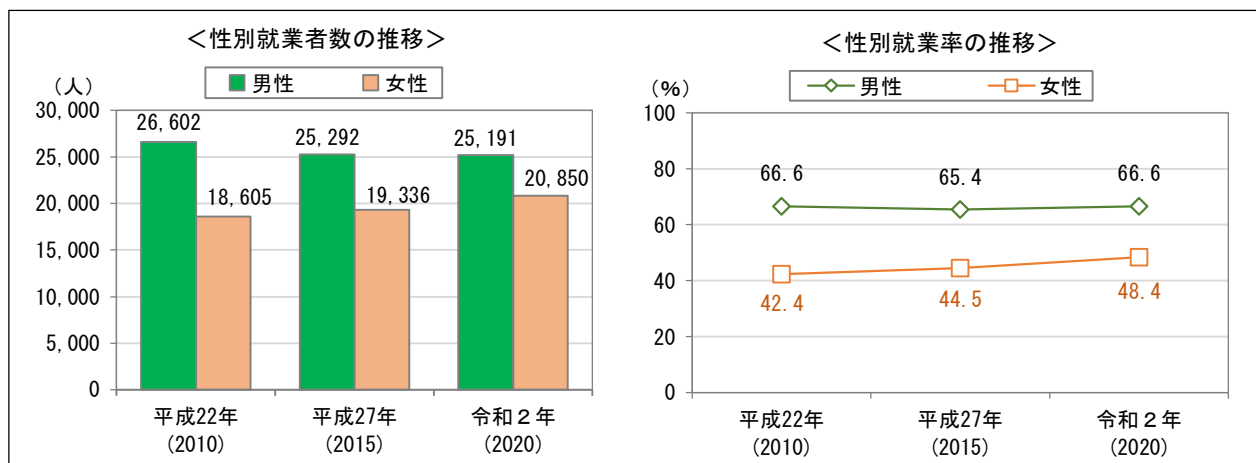
資料：総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

(2) 就業率の推移

本市の就業者数は、男性は減少傾向にありますが、女性は増加傾向となっています。

就業率（15 歳以上人口に占める就業者数の割合であり、労働力状態「不詳」を除いて算出）は、男性は横ばいで推移していますが、女性は増加傾向となっています。

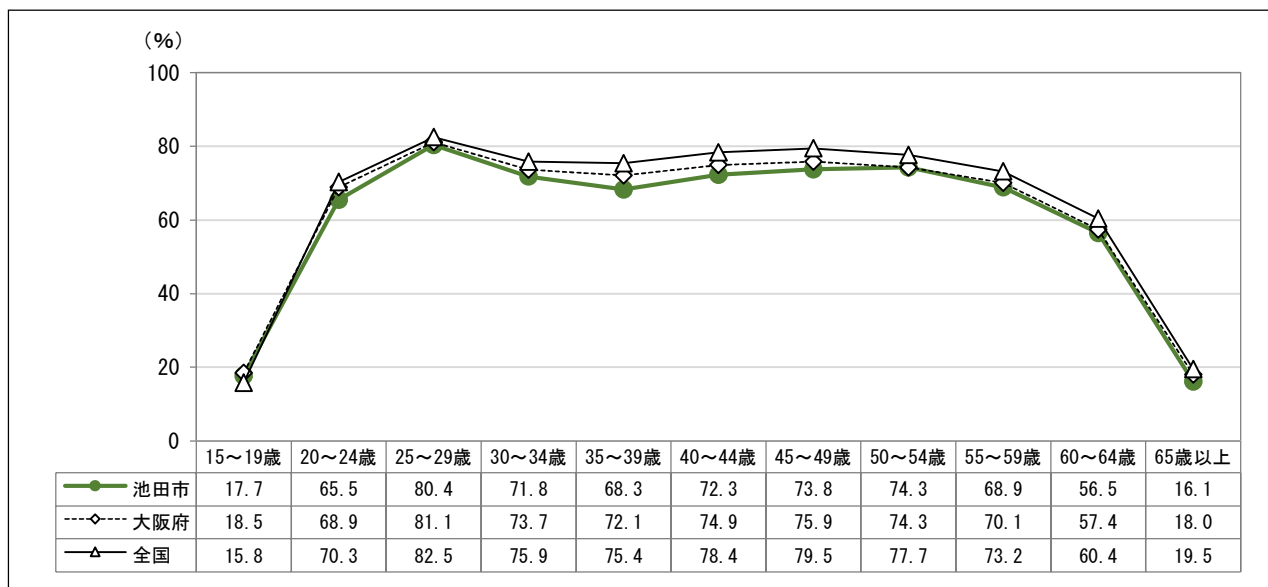
図表 21 就業の状況



資料：総務省統計局「国勢調査」

また、令和2（2020）年における女性の5歳階級別の就業率をみると、全国及び大阪府と同様にM字型カーブを描いており、本市においても35～39歳でM字の底となっています。

図表 22 女性の年齢5歳階級別就業率（令和2年）/全国・大阪府比較



資料：総務省統計局「令和2（2020）年国勢調査」

2. 子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の状況

本市の就学前児童の教育・保育サービスに関する施設については、幼稚園や保育所の認定こども園への移行がさらに進み、令和6(2024)年4月1日現在、公立・私立を合わせると、幼稚園4箇所、保育所12箇所、認定こども園13箇所、小規模保育事業4箇所、事業所内保育事業1箇所となっています。

図表 23 就学前の教育・保育施設数の推移

(単位：箇所)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
幼稚園	公立	2	0	0	0	0
	私立	4	4	4	4	4
保育所	公立	2	1	1	1	1
	私立	11	11	10	10	11
認定こども園（幼保連携型）	公立	2	2	2	2	2
	私立	6	6	7	7	8
認定こども園（幼稚園型）	公立	0	2	2	2	2
	私立	1	1	1	1	1
小規模保育事業	私立	2	2	4	4	4
事業所内保育事業	私立	0	0	1	1	1
合計		30	29	31	31	33

資料：幼児保育課（各年4月1日）

保育を必要とする２・３号認定の定員はこの４年間で 403 名分の増加を図ってきました。令和５（２０２３）年度までは定員を上回る入園状況が続いていましたが、令和６（２０２４）年度は定員を下回りました。これは平成 27（２０１５）年４月の子ども・子育て支援新制度開始以降では初めてのことであり、令和６（２０２４）年度に幼保連携型認定こども園１箇所と保育所１箇所の合計２箇所を整備したことが背景にうかがえます。

また、保育を必要としない１号認定については、認定こども園への移行が進み、定員数が減少しているにも関わらず、定員が充足していない状況が続いています。

図表 24 就学前の入所児童の状況と推移

				令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
保育を必要 としない子 ども（１号 認定）	幼稚園・ 認定こども園	公立	定員	459 人	231 人	231 人	231 人	231 人
			入園児童数	183 人	185 人	167 人	187 人	166 人
			定員比入園率	39.9%	80.1%	72.3%	81.0%	71.9%
		私立	定員	1,390 人	1,387 人	1,322 人	1,307 人	1,248 人
			入園児童数	1,022 人	957 人	940 人	847 人	799 人
			定員比入園率	73.5%	69.0%	71.1%	64.8%	64.0%
	合計		定員	1,849 人	1,618 人	1,553 人	1,538 人	1,479 人
			入園児童数	1,205 人	1,142 人	1,107 人	1,034 人	965 人
			定員比入園率	65.2%	70.6%	71.3%	67.2%	65.2%
保育を必要 とする子ども（２・３ 号認定）	幼稚園・こども園・小規模保育事業	公立	定員	406 人	469 人	469 人	469 人	469 人
			入園児童数	373 人	378 人	414 人	422 人	417 人
			定員比入園率	91.9%	80.6%	88.3%	90.0%	88.9%
		私立	定員	1,399 人	1,409 人	1,557 人	1,557 人	1,739 人
			入園児童数	1,546 人	1,592 人	1,648 人	1,675 人	1,728 人
			定員比入園率	110.5%	113.0%	105.8%	107.6%	99.4%
	合計		定員	1,805 人	1,878 人	2,026 人	2,026 人	2,208 人
			入園児童数	1,919 人	1,970 人	2,062 人	2,097 人	2,145 人
			定員比入園率	106.3%	104.9%	101.8%	103.5%	97.1%

資料：幼児保育課（各年４月１日）

※入園児童数は、他市からの通園児を除く。

※定員比率入園率＝入園児童数／定員

（２）放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の状況

本市の留守家庭児童会は、市内の全ての小学校及び義務教育学校（前期課程）で開設しています。

入会児童数及び入会率は増加傾向にあり、令和６（２０２４）年５月１日現在、低学年における入会児童数は 997 人で、低学年の入会率は 41.5%となっています。

図表 25 放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の状況と推移

		令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
入会児童数	低学年	795 人	802 人	822 人	905 人	997 人
	高学年	8 人	10 人	18 人	4 人	9 人
小学校在籍児童数	低学年	2,503 人	2,530 人	2,456 人	2,495 人	2,404 人
	高学年	2,640 人	2,651 人	2,627 人	2,542 人	2,562 人
入会率	低学年	31.8%	31.7%	33.5%	36.3%	41.5%

資料：地域教育課（各年５月１日）

※高学年の受け入れは要配慮児童のみ。

※入会率＝入会児童数／小学校在籍児童数

第3節 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果

1. 調査実施概要

(1) 調査方法

調査種類	就学前児童	就学児童
調査対象	小学校就学前児童の保護者	小学校就学児童の保護者
抽出方法	住民基本台帳より年齢配分を勘案して無作為抽出	
調査方法	郵送により配布・回収（WEB回答併用）	
調査期間	令和5（2023）年12月6日～令和5（2023）年12月22日	

(2) 回収状況

調査種類	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	2,000 件	1,236 件	61.8%（前回 65.8%）
就学児童	2,000 件	1,260 件	63.0%（前回 66.0%）
合計	4,000 件	2,496 件	62.4%（前回 65.9%）

(3) グラフの見方

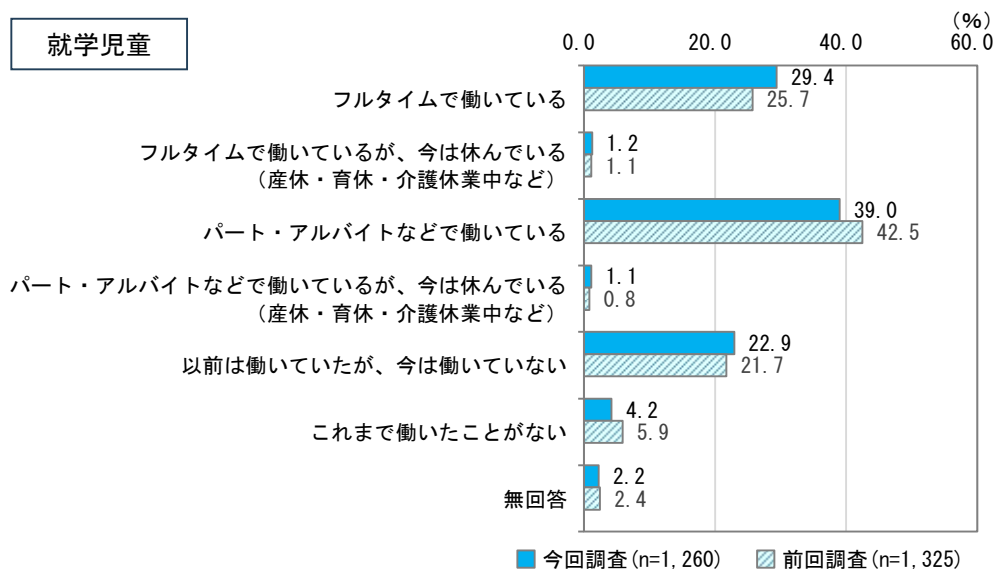
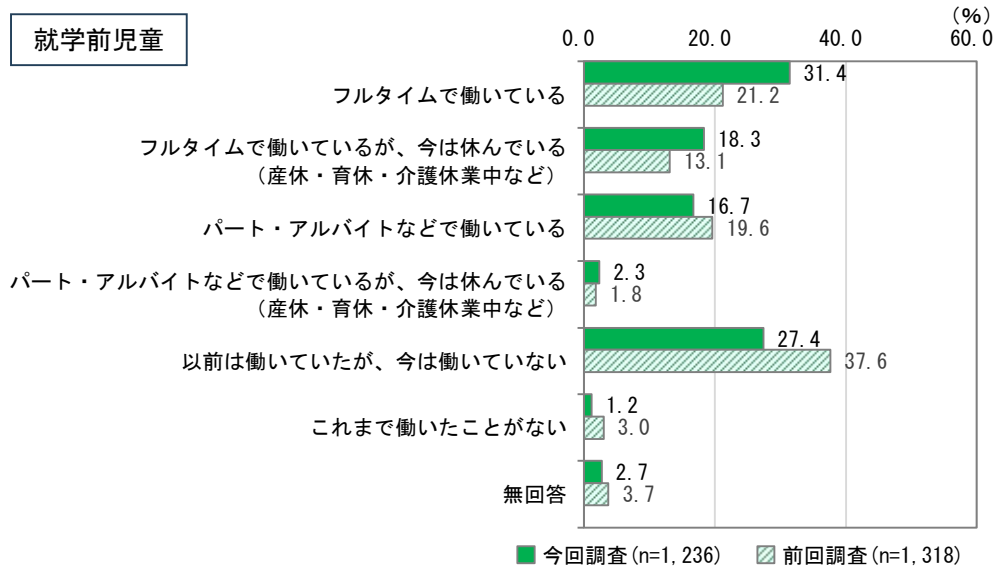
- アンケート調査結果における各設問の母数n（Number of case の略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。
- 各選択肢の構成比（%）は小数点第2位を四捨五入しています。このため、回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。
- クロス集計結果のうち、属性が無回答である場合は表記を割愛しています。このため、属性ごとの母数nの合計は設問に対する有効回答者総数の値と一致しないことがあります。
- グラフ中の数字は、特に断り書きのない限り、全て構成比を意味し、単位は%です。
- 前回の調査結果は平成30（2018）年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」より引用・抜粋しています。

2. 調査結果概要

(1) 保護者の就労状況

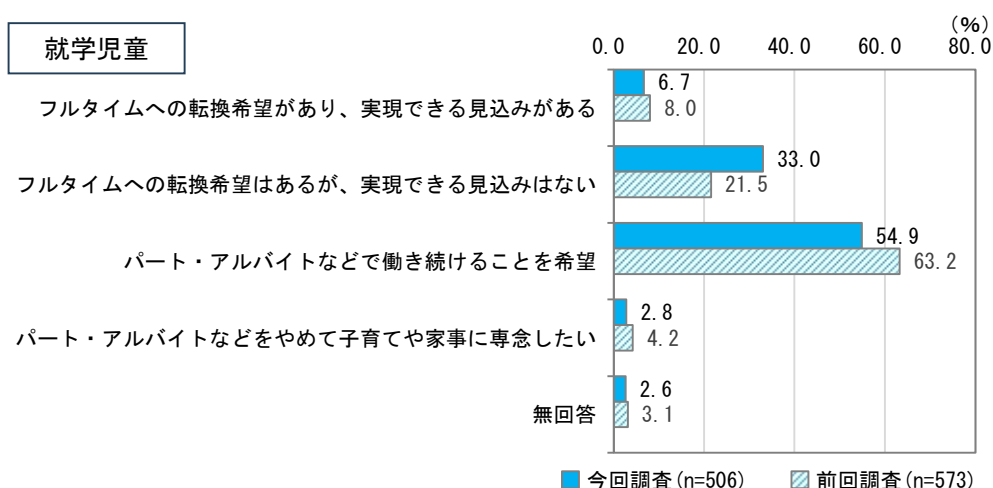
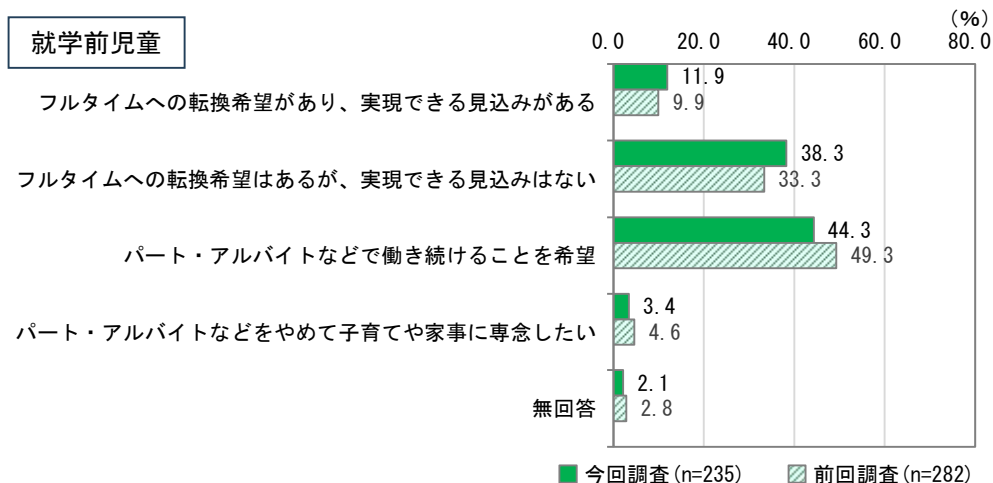
① 母親の就労状況

母親の就労状況（フルタイムまたはパート・アルバイトなどで働いている）について、就学前児童 68.7%、就学児童 70.7%となっており、前回調査と比較すると、就学前児童では 13.0 ポイントの増加、就学児童では 0.6 ポイントの増加となっています。



② 母親のフルタイムへの転換希望

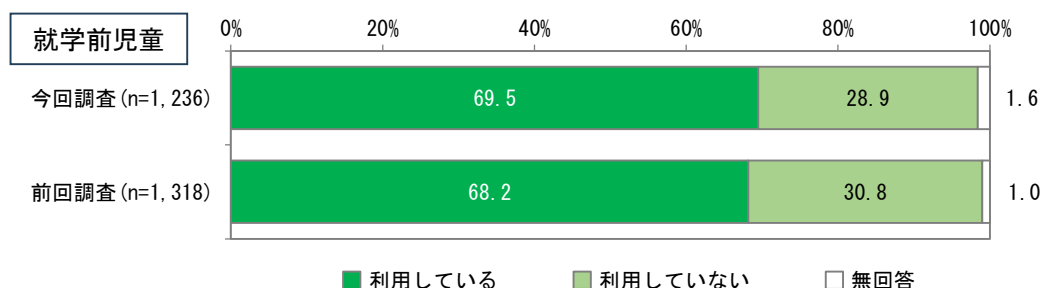
パート・アルバイトで働いている母親のフルタイム勤務への転換希望については、就学前児童 50.2%、就学児童 39.7%となっており、前回調査と比較すると、就学前児童では 7.0 ポイントの増加、就学児童では 10.2 ポイントの増加となっています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

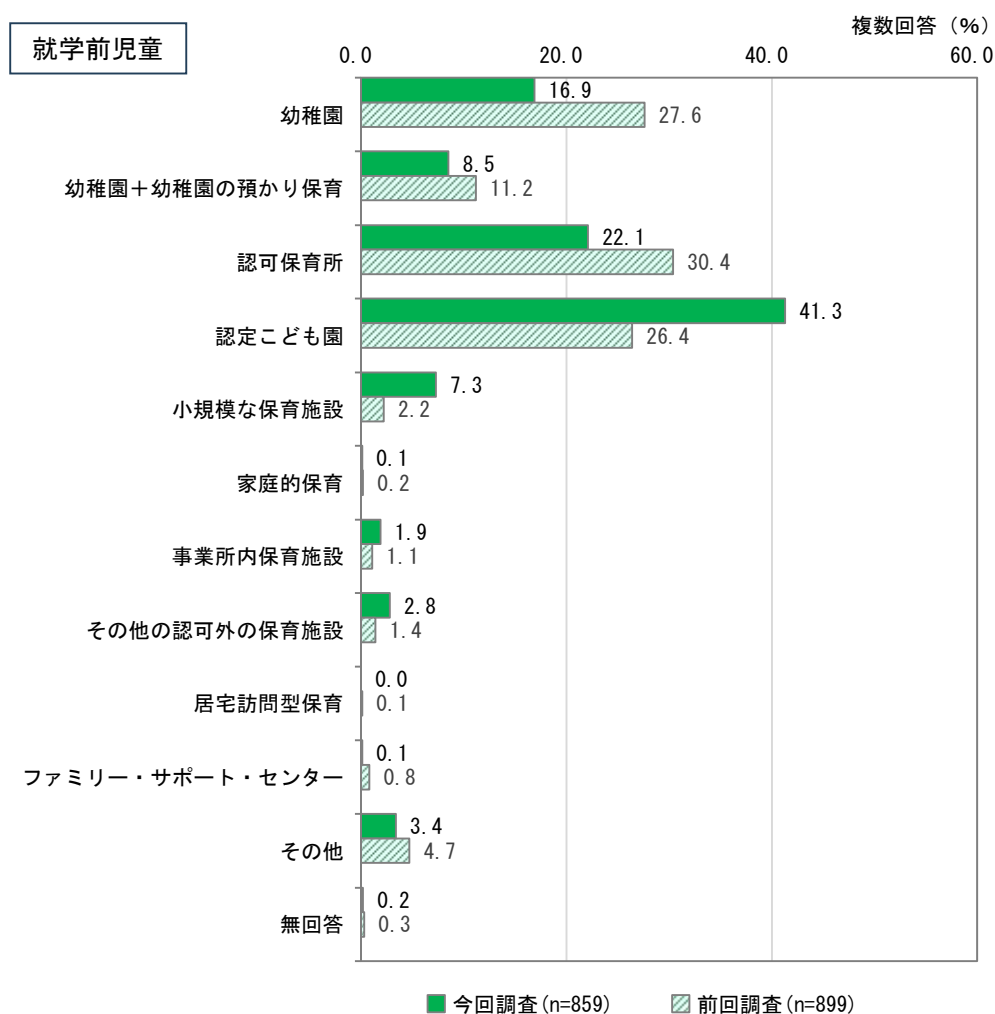
① 教育・保育施設などの利用状況

平日の教育・保育施設などの利用状況は、「利用している」が69.5%、「利用していない」が28.9%となっています。



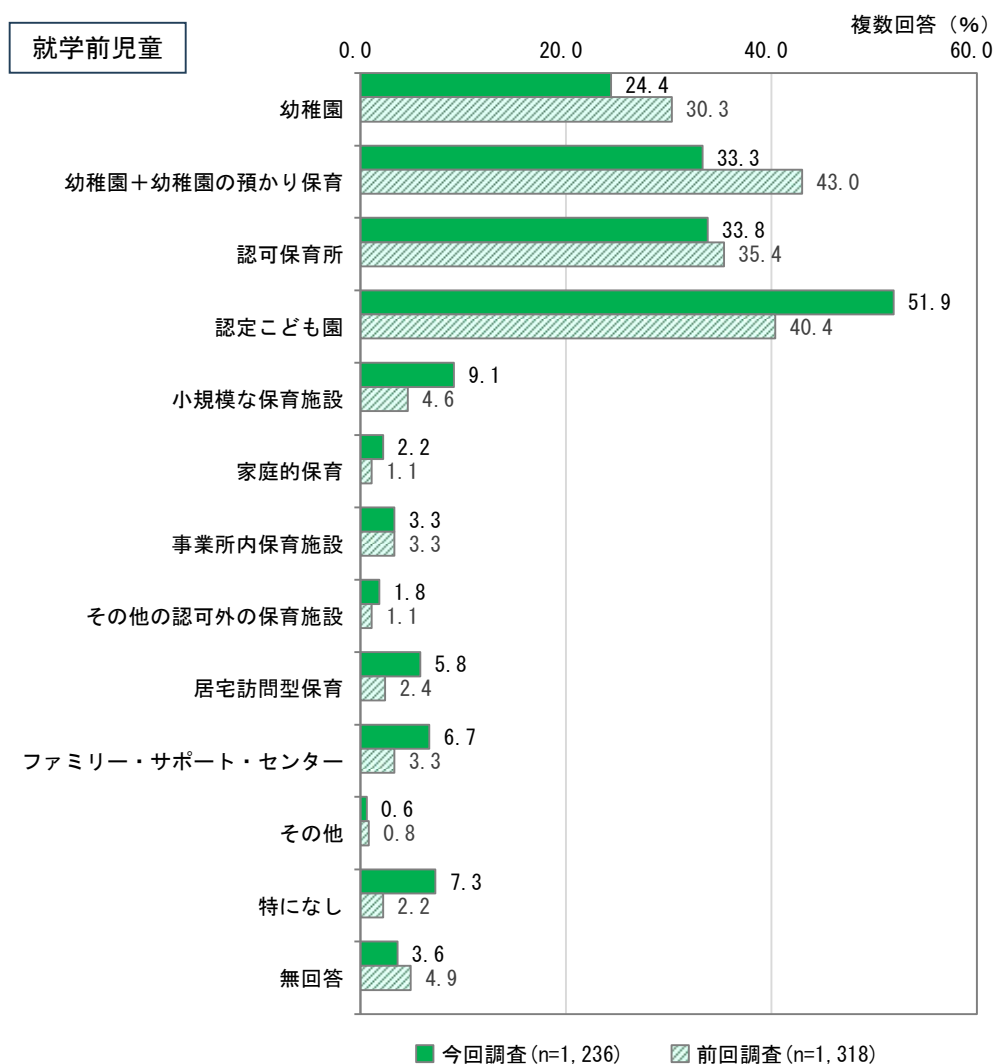
② 利用している教育・保育施設など

平日に定期的に利用している教育・保育施設は、「認定こども園」が41.3%と最も多く、次いで「認可保育所」が22.1%、「幼稚園」が16.9%となっており、前回調査と比較すると、「認定こども園」が14.9ポイントの増加となっています。



③ 利用したい教育・保育事業

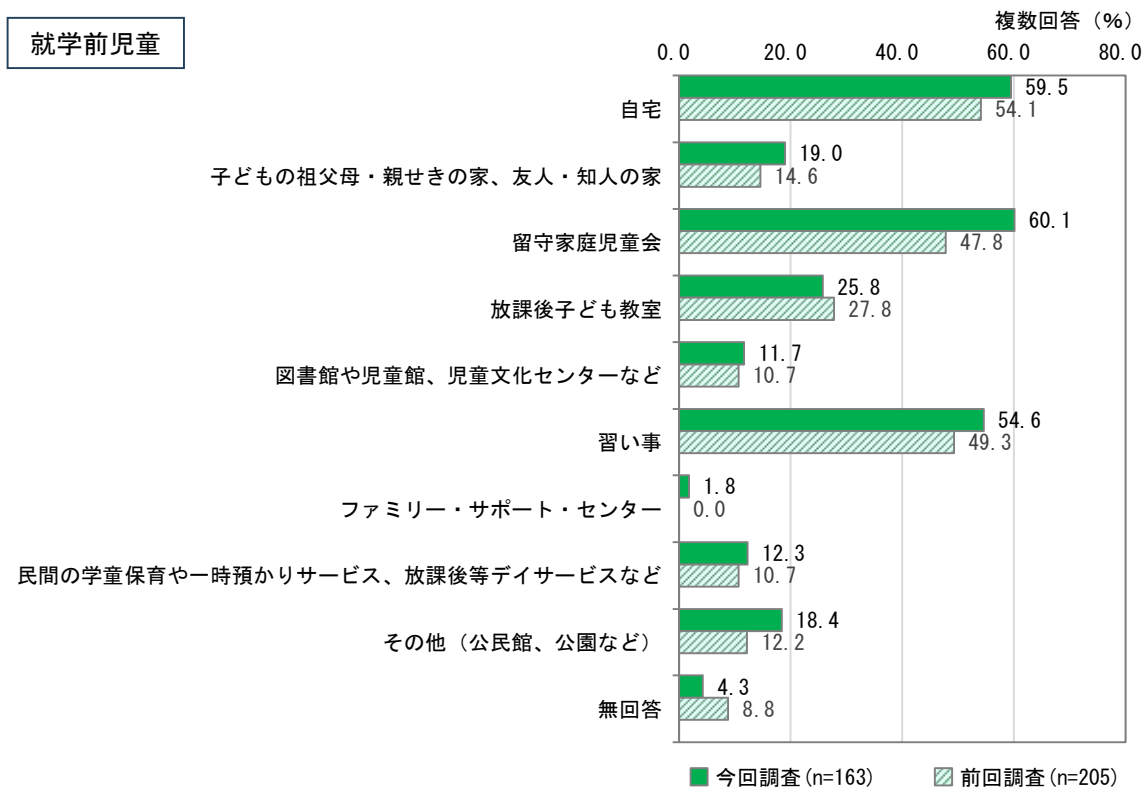
平日に定期的に利用したい教育・保育施設などは、「認定こども園」が 51.9%と最も多く、次いで「認可保育所」が 33.8%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が 33.3%となっており、前回調査と比較すると、「認定こども園」が 11.5 ポイントの増加となっています。



(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況と利用ニーズ

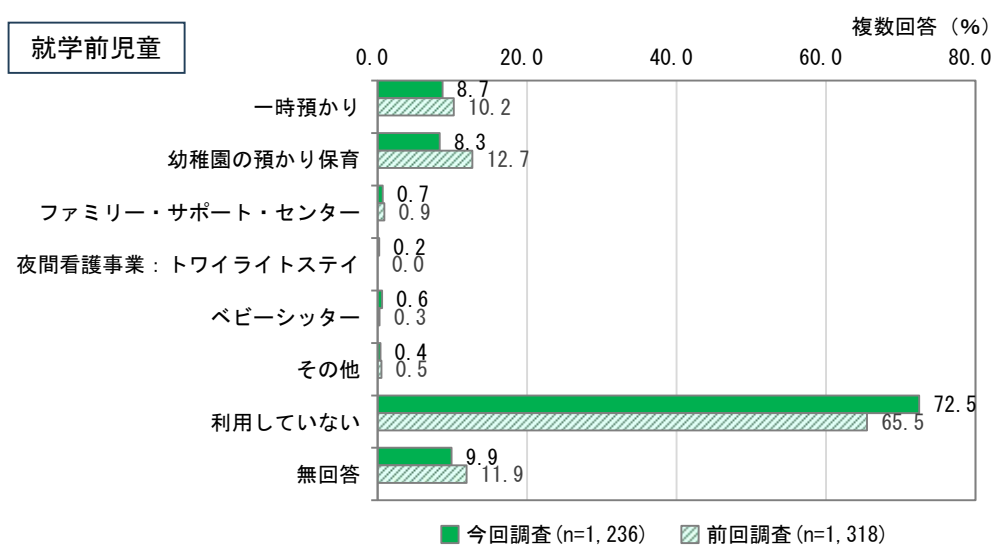
① 放課後児童健全育成事業

5歳児の子どもがいる保護者が望む就学後の放課後の過ごし方で希望する場所は、「留守家庭児童会」が60.1%と最も多く、次いで「自宅」が59.5%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が54.6%、「放課後子ども教室（キッズランドなど）」が25.8%となっています。

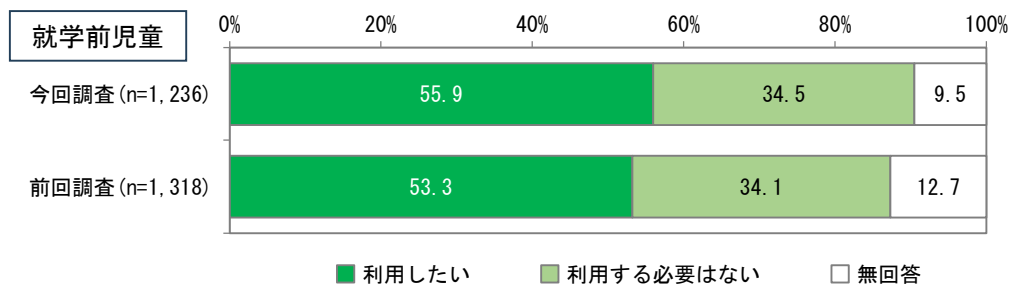


② 一時預かり事業

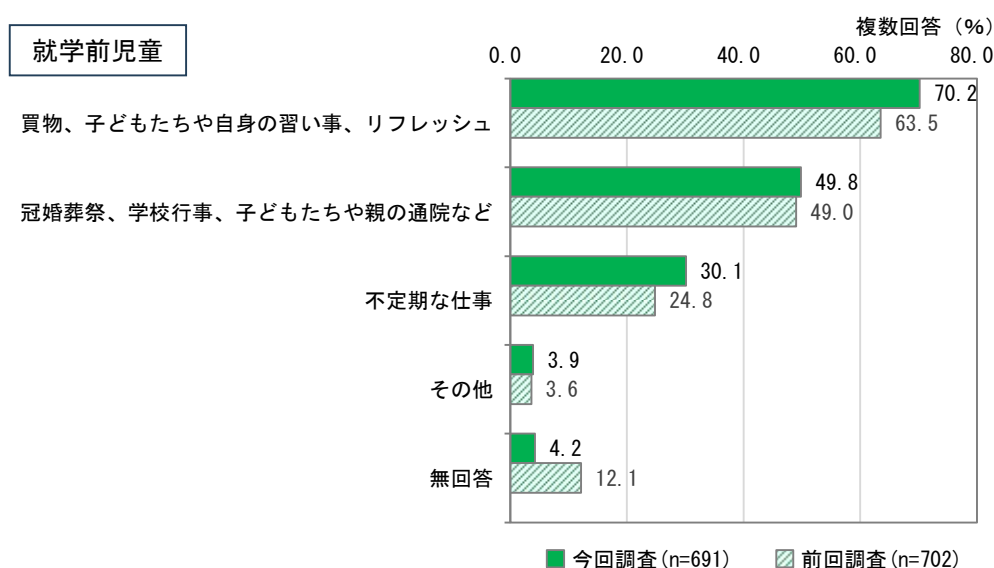
子どもを預かるサービスの利用状況は、「利用していない」が72.5%となっています。利用している人では、「一時預かり」が8.7%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が8.3%となっています。



一方で、一時預かりの利用希望は、「利用したい」が55.9%、「利用する必要はない」が34.5%となっています。



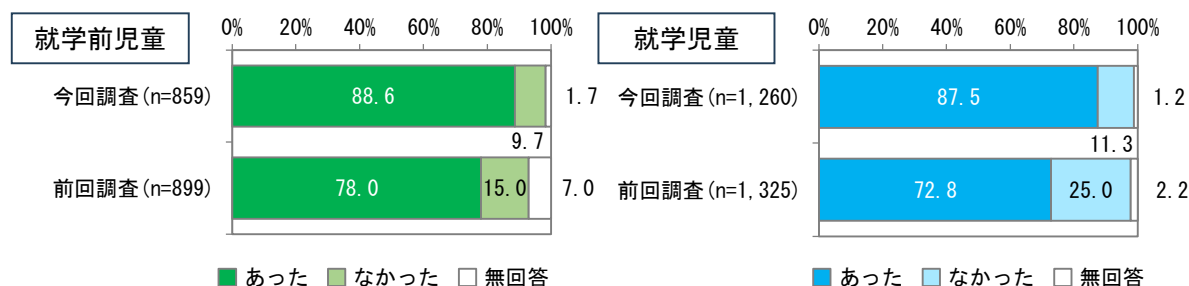
利用したい人の目的は、「買物、子どもたちや自身の習い事、リフレッシュ」が70.2%と最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもたちや親の通院など」が49.8%となっています。



③ 病児・病後児保育事業（平日の定期的な教育・保育事業利用者のみ）

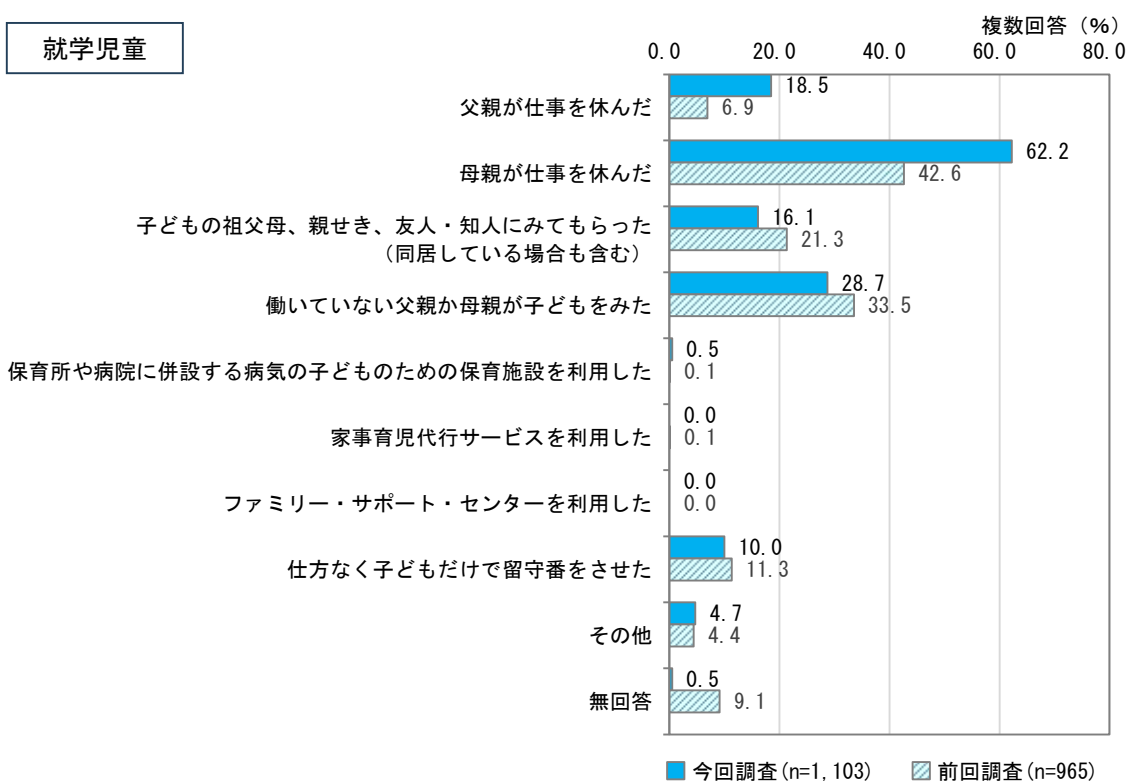
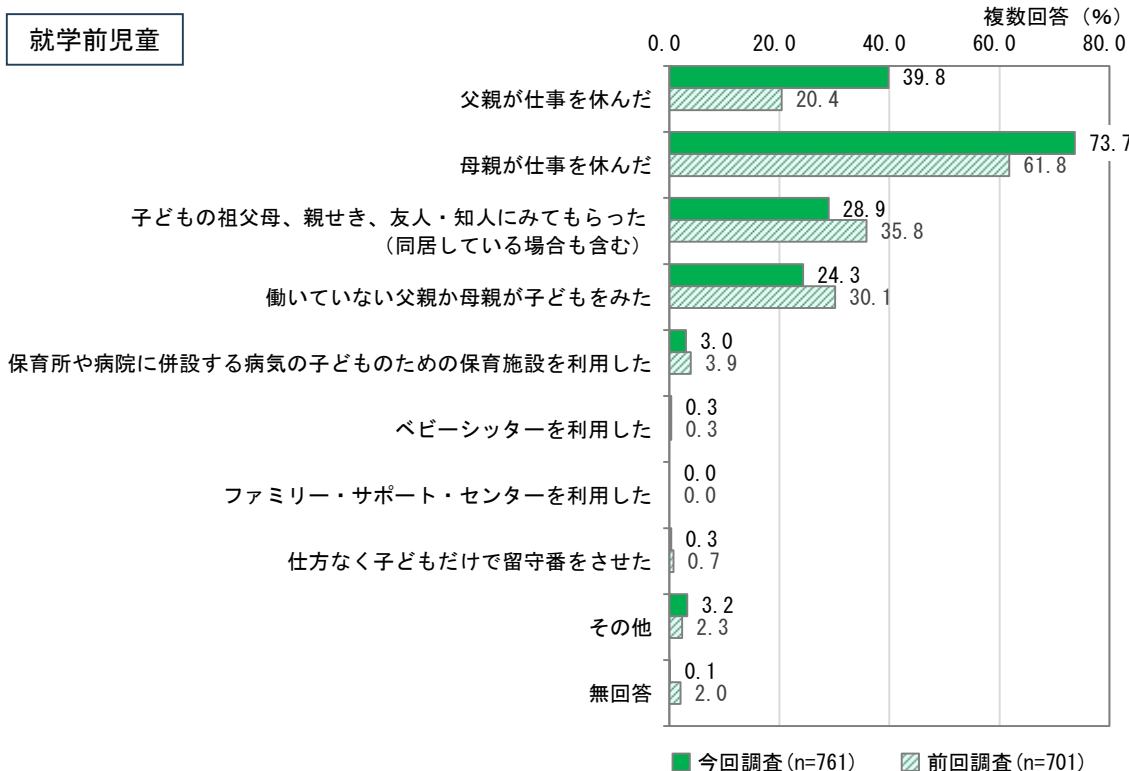
就学前児童の子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかったことは、「あった」が88.6%、「なかった」が9.7%となっており、前回調査と比較すると、「あった」が10.6ポイントの増加となっています。

また、就学児童の子どもが病気やけがで小学校を休んだことは、「あった」が87.5%、「なかった」が11.3%となっており、前回調査と比較すると、「あった」が14.7ポイントの増加となっています。



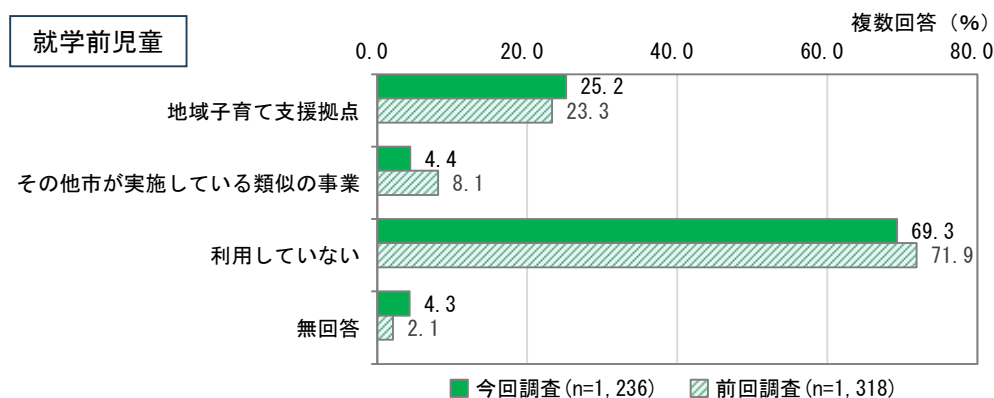
就学前児童の子どもが病気などで施設を利用できなかった場合の対処方法は、就学前児童では「母親が仕事を休んだ」が 73.7%と最も多く、次いで「父親が仕事を休んだ」が 39.8%、「子どもの祖父母、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」が 28.9%となっています。

また、就学児童の子どもが病気やけがで小学校を休んだ場合の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が 62.2%と最も多く、次いで「働いていない父親か母親が子どもをみた」が 28.7%、「父親が仕事を休んだ」が 18.5%となっています。

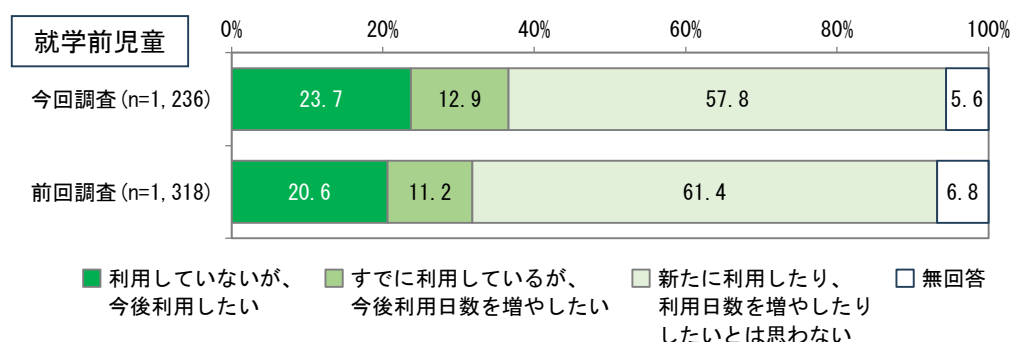


④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点の利用状況は、「利用していない」が 69.3%となっています。利用している人では「地域子育て支援拠点」が 25.2%、「その他市が実施している類似の事業」が 4.4%となっています。



地域子育て支援拠点の今後の利用希望は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたい」とは思わない」が 57.8%と最も多くなっており、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 23.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 12.9%となっており、前回調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」が 3.1 ポイントの増加となっています。

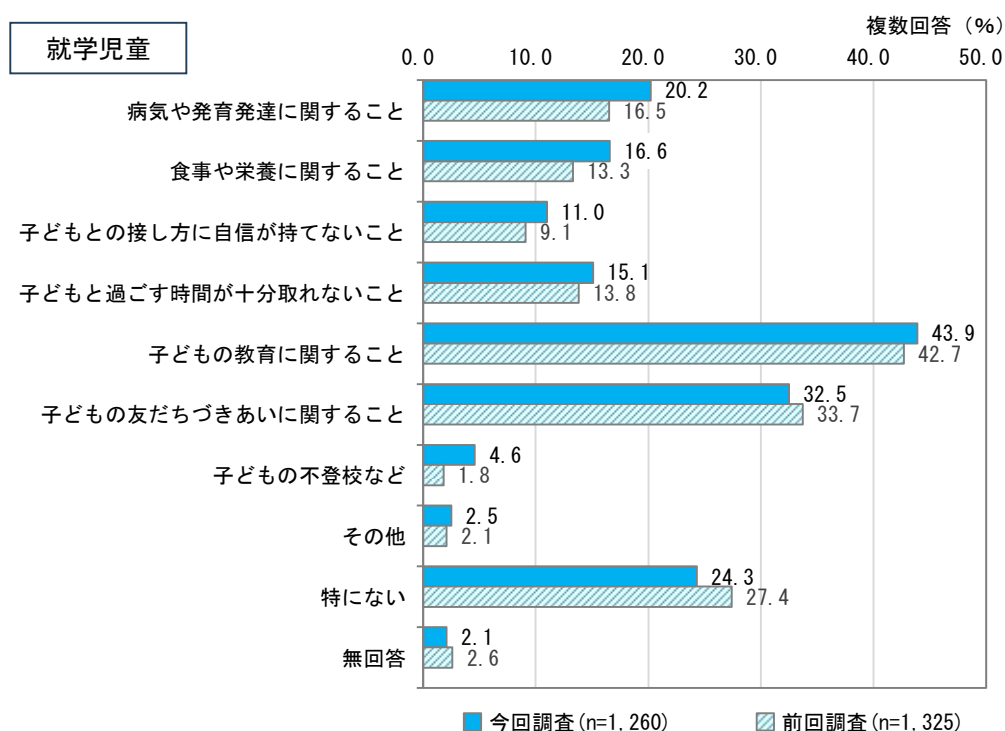
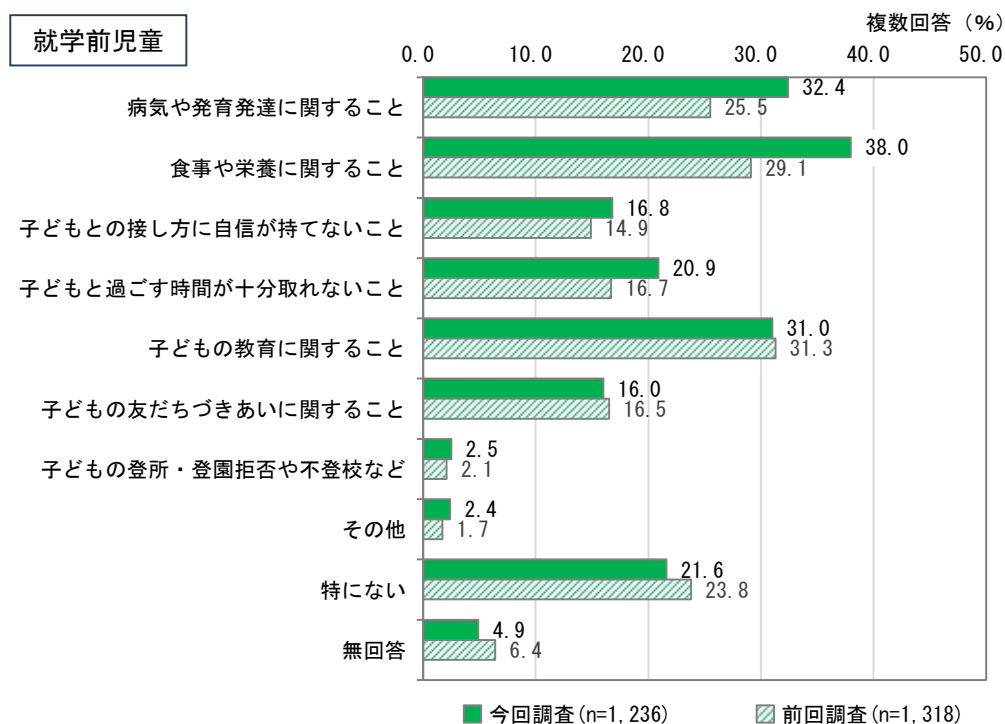


(4) 子育ての悩みと地域の支援

① 子どもに関する悩みや気になること

就学前児童の子どもに関する悩みは、「食事や栄養に関すること」が 38.0%と最も多く、次いで「病気や発育発達に関すること」が 32.4%、「子どもの教育に関すること」が 31.0%となっています。

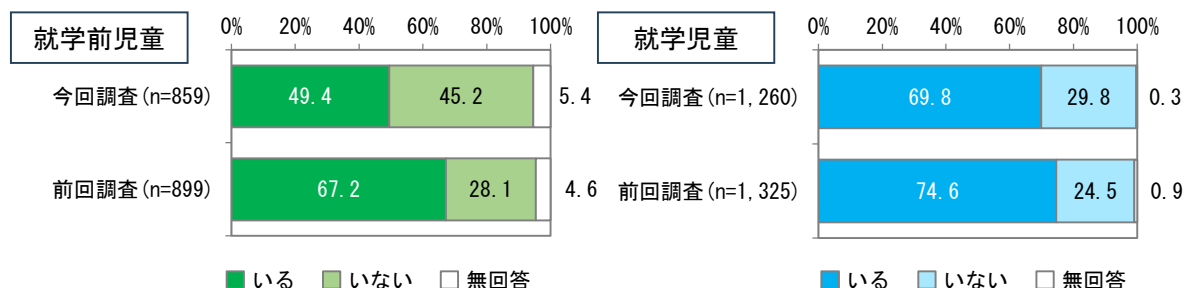
また、就学児童の子どもに関する悩みは、「子どもの教育に関すること」が 43.9%と最も多く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が 32.5%、「病気や発育発達に関すること」が 20.2%、「食事や栄養に関すること」が 16.6%となっています。



② 日常的に話をする人

近所で日常会話をする相手がいる就学前児童の保護者は 49.4%となっており、前回調査と比較すると、17.8 ポイントの減少となっています。

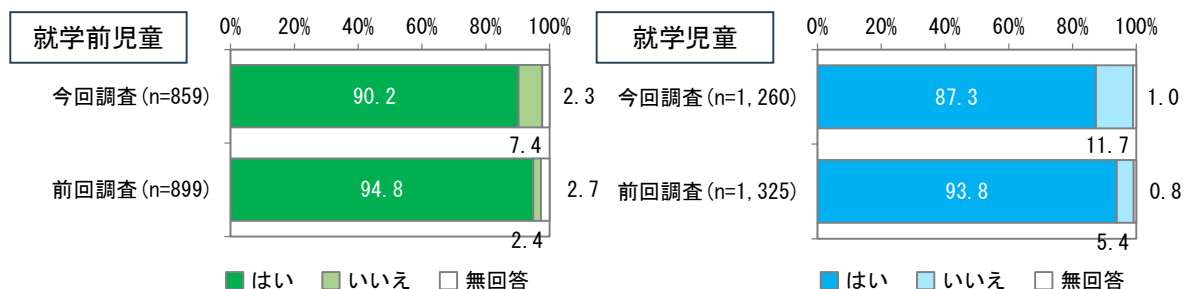
また、近所で日常会話をする相手がいる就学児童の保護者は 69.8%となっており、前回調査と比較すると、4.8 ポイントの減少となっています。



③ 相談できる人

子育てや教育について相談できる人がいる就学前児童の保護者は 90.2%となっており、前回調査と比較すると、4.6 ポイントの減少となっています。

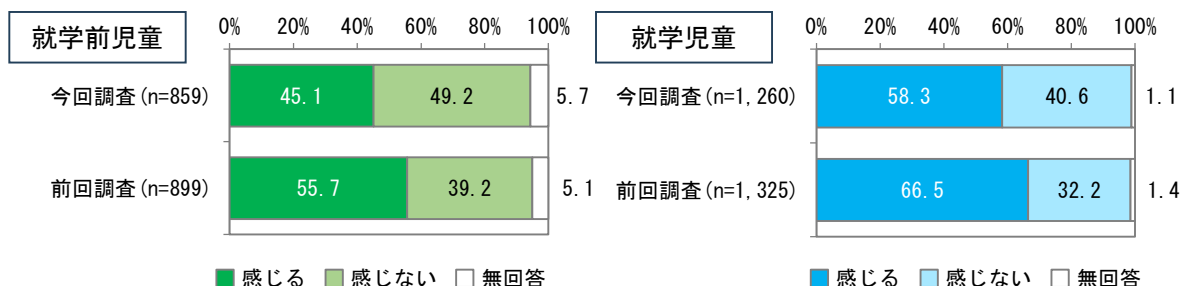
また、子育てや教育について相談できる人がいる就学児童の保護者は 87.3%となっており、前回調査と比較すると、6.5 ポイントの減少となっています。



④ 地域の人への支援

自身の子育てが地域の人に支えられていると感じる就学前児童の保護者は 45.1%となっており、前回調査と比較すると、10.6 ポイントの減少となっています。

また、自身の子育てが地域の人に支えられていると感じる就学児童の保護者は 58.3%となっており、前回調査と比較すると、8.2 ポイントの減少となっています。



第4節 子どもの生活に関する実態調査の結果

1. 調査実施概要

(1) 調査方法

調査対象	池田市内の公立小学校に在籍する小学5年生とその保護者：876世帯 池田市内の公立中学校に在籍する中学2年生とその保護者：841世帯
調査方法	池田市内の調査対象の世帯に、各小・中学校を通じて調査票を配付・回収（WEB回答併用）
調査期間	令和5（2023）年7月5日～令和5（2023）年7月19日

(2) 回収状況

調査種類	配布数	回収数	回答率
小学5年生	876件	585件	66.8%
小学5年生の保護者	876件	569件	65.0%
中学2年生	841件	432件	51.4%
中学2年生の保護者	841件	402件	47.8%
小学5年生・中学2年生合計	1,717件	1,017件	59.2%
小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	1,717件	971件	56.6%
合計	3,434件	1,988件	57.9%

(3) グラフの見方

- アンケート調査結果における各設問の母数n（Number of caseの略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。
- 各選択肢の構成比（％）は小数点第2位を四捨五入しています。このため、回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。
- クロス集計結果のうち、属性が無回答である場合は表記を割愛しています。このため、属性ごとの母数nの合計は設問に対する有効回答者総数の値と一致しないことがあります。
- グラフ中の数字は、特に断り書きのない限り、全て構成比を意味し、単位は％です。

2. 調査結果概要

(1) 相対的貧困率

世帯収入額と世帯人数に基づく「等価可処分所得」の中央値は 324 万円で、その 50%を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合である「相対的貧困率」は 12.9%となっており、大阪府内全自治体の 15.9%より低い割合となっています。

困窮度の分類について

子どもの生活に関する実態調査においては、実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得」及びそれらを基に区分した「困窮度」を用いています。

○「等価可処分所得」は世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割って求めます。

○「困窮度」の分類は以下の通りで、困窮度Ⅰの世帯の割合を「相対的貧困率」と呼びます。

		池田市	大阪府全体
中央値以上	等価可処分所得最大値		
困窮度Ⅲ	中央値 (端から数えて真ん中に位置する値)	324万円	280万円
困窮度Ⅱ	中央値の60%のライン	194万円	168万円
困窮度Ⅰ	中央値の50%のライン	162万円	140万円
	等価可処分所得最小値		

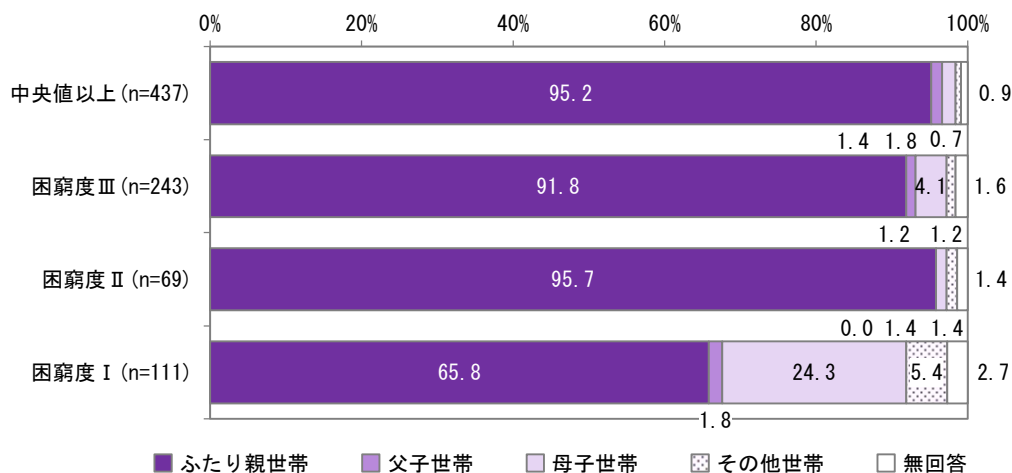
保護者全体は、「困窮度Ⅰ」が12.9%、「困窮度Ⅱ」が8.0%、「困窮度Ⅲ」が28.3%となっている。

保護者全体	池田市		大阪府全体	
困窮度分類	回答者	割合	回答者	割合
中央値以上	437 人	50.8%	16,687 人	50.5%
困窮度Ⅲ	243 人	28.3%	9,408 人	28.5%
困窮度Ⅱ	69 人	8.0%	1,694 人	5.1%
困窮度Ⅰ	111 人	12.9%	5,246 人	15.9%
合計	860 人	100.0%	33,035 人	100.0%

(2) 家計の状況

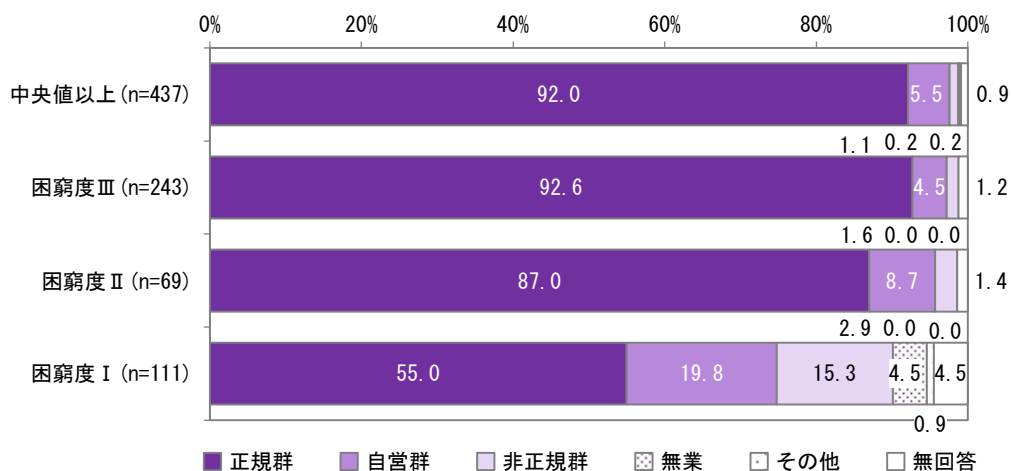
① 困窮度×世帯員の構成（保護者）

困窮度別に世帯員の構成をみると、「ふたり親世帯」と回答したのは、中央値以上群が 95.2%であるのに対して、困窮度Ⅰ群は 65.8%となっており、「母子世帯」と回答したのは、中央値以上群が 1.8%であるのに対して、困窮度Ⅰ群は 24.3%となっています。



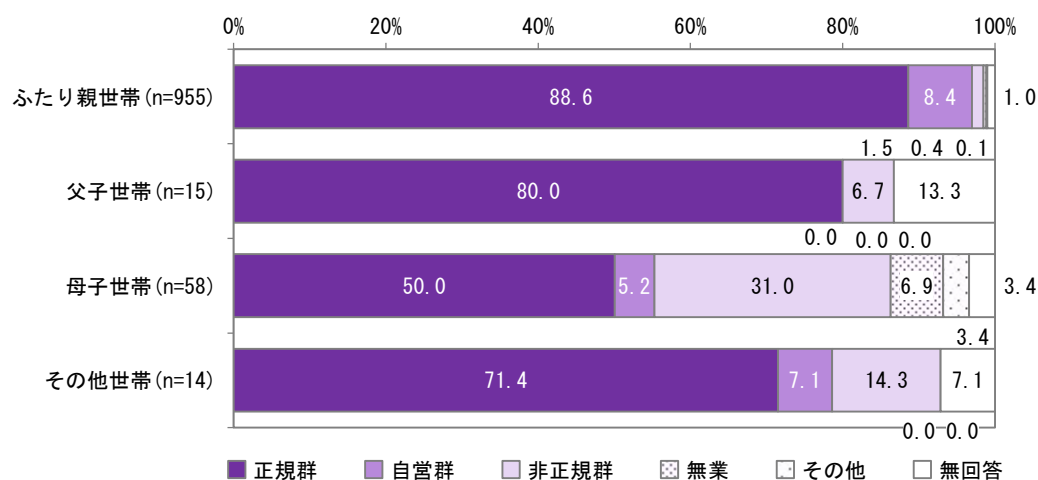
② 困窮度×就労状況（保護者）

困窮度別に就労状況を見ると、「正規群」と回答した割合は、中央値以上群が 92.0%であるのに対し、困窮度Ⅰ群は 55.0%で低くなっています。



③ 世帯構成×就労状況（保護者）

世帯構成別に就労状況を見ると、母子世帯では「非正規群」と回答した割合が 31.0%であるのに対し、ふたり親世帯では 1.5%と低くなっています。

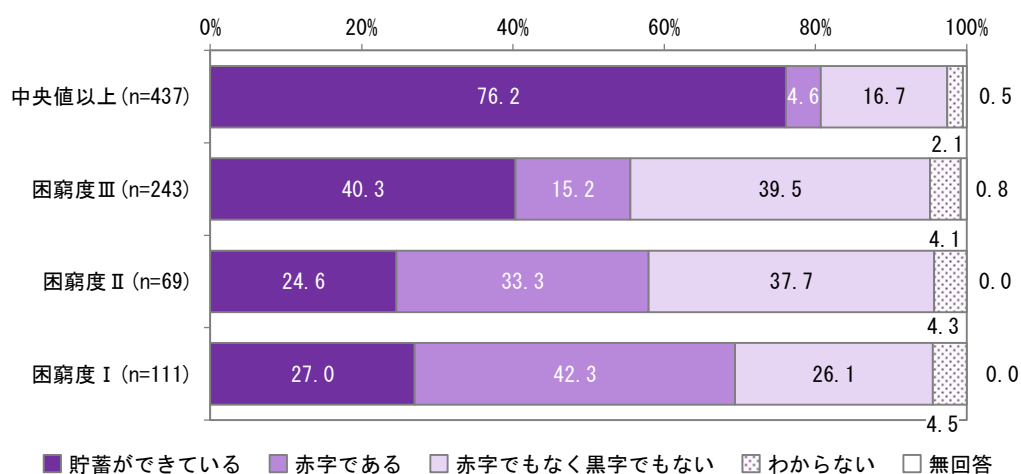


※ 分類方法は以下の通りです。

- ・ 父母あるいは主たる生計者に正規が含まれれば「正規群」
- ・ 上記以外で、父母あるいは主たる生計者に自営が含まれれば「自営群」
- ・ 上記以外で、父母あるいは主たる生計者に非正規が含まれれば「非正規群」
- ・ 上記以外で、誰も働いていなければ「無業」
- ・ 上記以外が「その他」
- ・ ここでの無業とは、「ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者」を指します（就業構造基本調査による）。

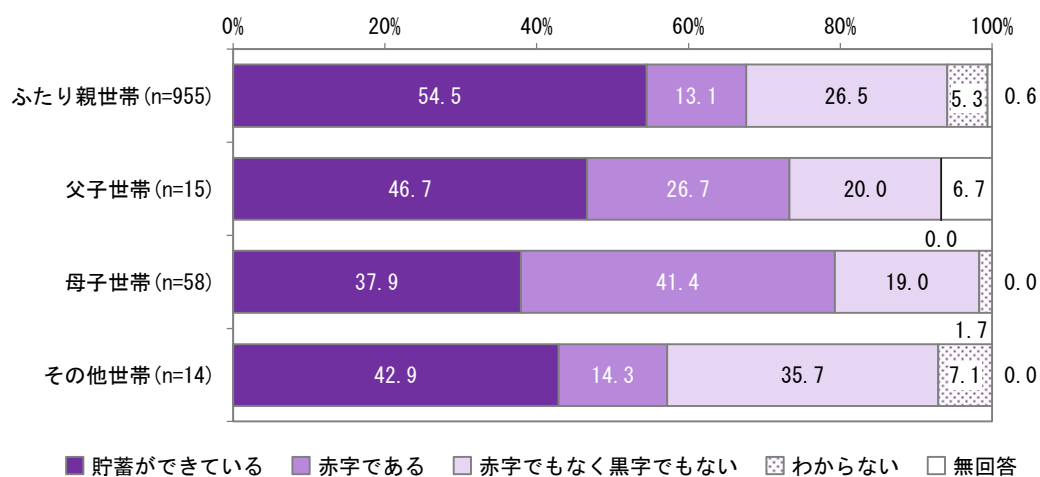
④ 困窮度×家計の状況（保護者）

困窮度別に家計の状況を見ると、中央値以上群では、「赤字である」と回答した世帯の割合は、4.6%であるのに対して、困窮度Ⅰ群では、42.3%となり、4割を超えています。



⑤ 世帯構成×家計の状況（保護者）

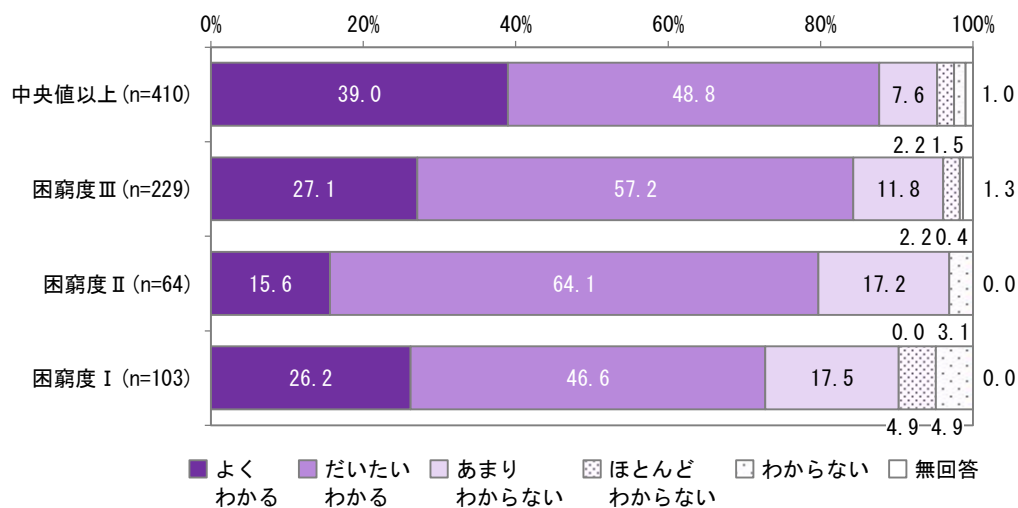
世帯構成別に家計の状況を見ると、「貯蓄ができています」と回答した割合は、ふたり親世帯が54.5%なのに対して、母子世帯は37.9%で、「赤字である」と回答したのは、ふたり親世帯が13.1%なのに対して、母子世帯は41.4%となっています。



(3) 教育

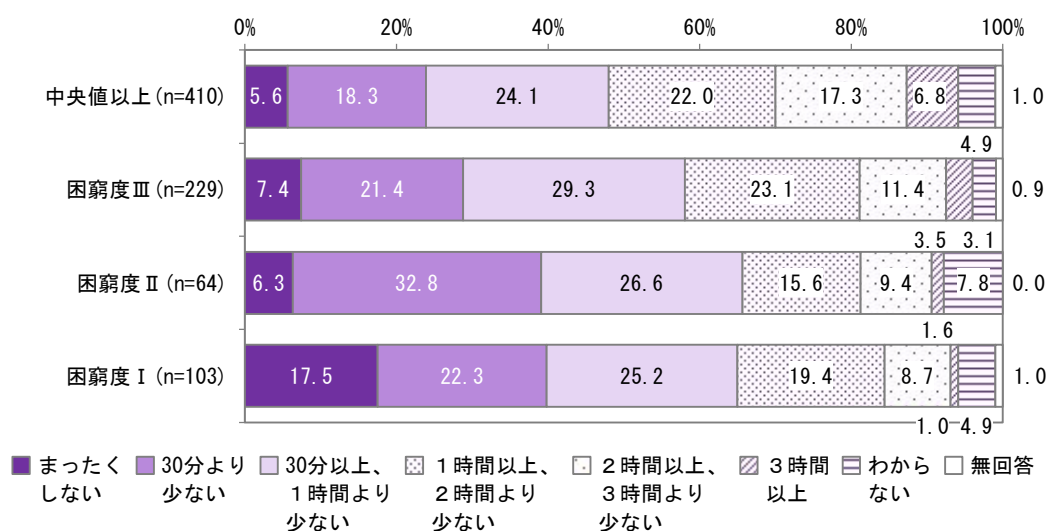
① 困窮度×学習理解度（子ども）

困窮度別に学校の勉強で気持ちに近いものを見ると、「よくわかる」と回答した割合は、中央値群が39.0%で最も高く、困窮度Ⅱ群が15.6%で、最も低くなっています。



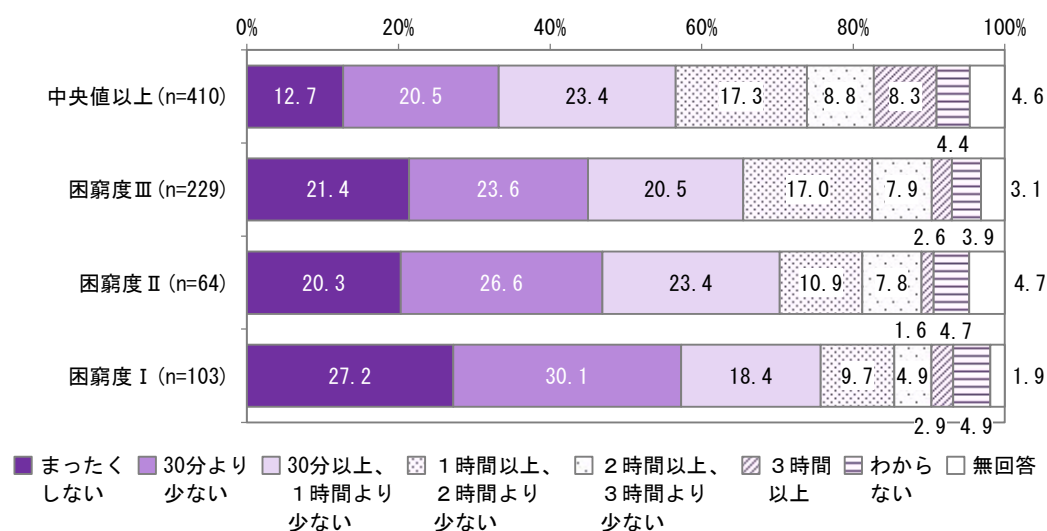
② 困窮度×学校がある日の授業時間以外の勉強時間（子ども）

困窮度別に授業以外の勉強時間を見ると、学校のある日では、困窮度が高くなるにつれ、「3時間以上」と回答した割合が低くなっており、「まったくしない」と回答した割合は、中央値以上群が5.6%で最も低く、困窮度Ⅰ群が17.5%で、最も高くなっています。



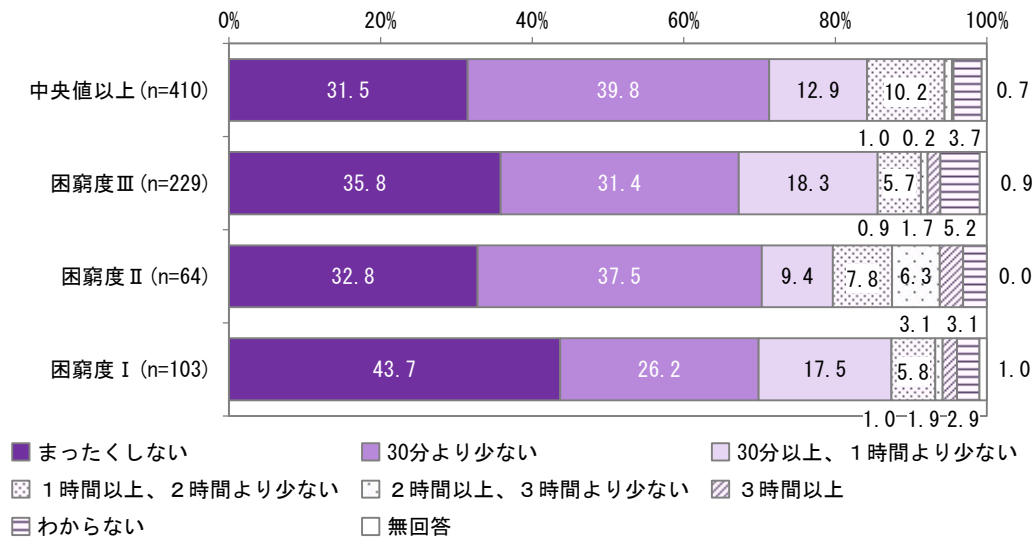
③ 困窮度×学校がない日の授業時間以外の勉強時間（子ども）

困窮度別に授業以外の勉強時間を見ると、学校がない日では、「まったくしない」と回答した割合は、中央値以上群が 12.7%で最も低く、困窮度Ⅰ群が 27.2%で最も高くなっています。



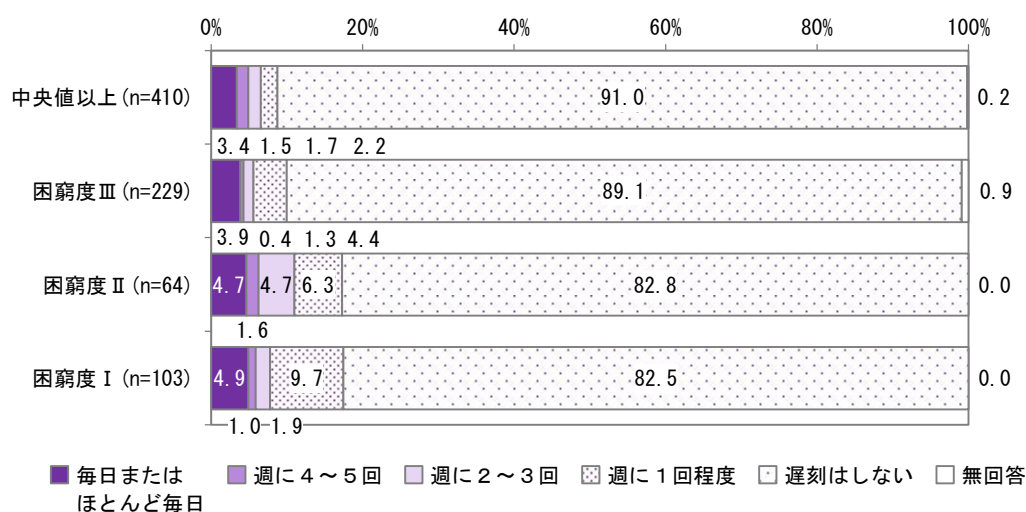
④ 困窮度×授業以外の読書時間（子ども）

困窮度別に授業以外の読書時間を見ると、「まったくしない」と回答した割合は、中央値以上群が 31.5%で最も低く、困窮度Ⅰ群が 43.7%で、最も高くなっています。



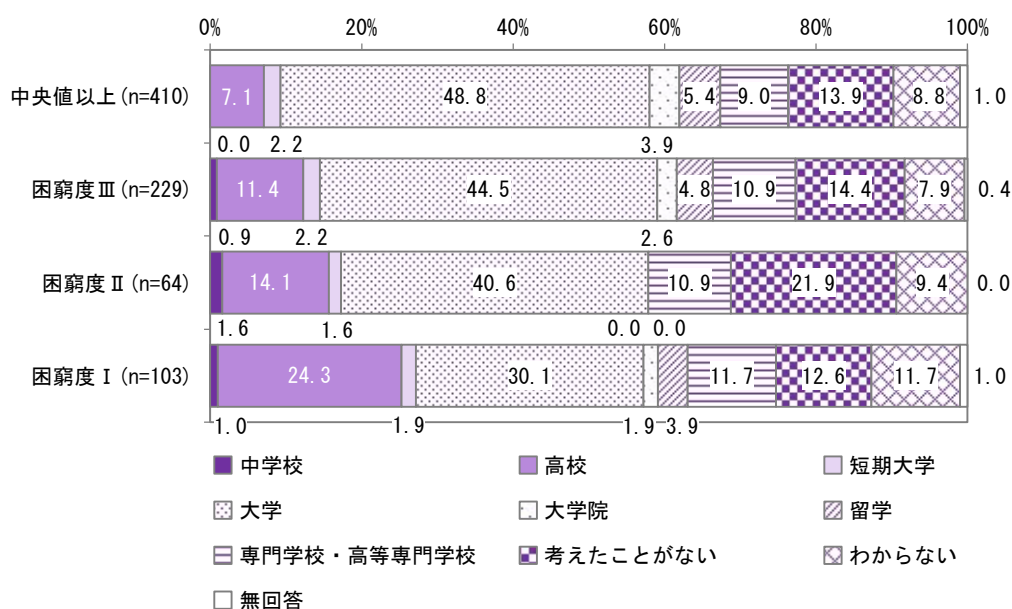
⑤ 困窮度×学校への遅刻（子ども）

困窮度別に学校への遅刻を見ると、困窮度が高くなるにつれ、「毎日またはほとんど毎日」、「週に1回程度」と回答した割合が高くなっています。



⑥ 困窮度×希望する進学先（子ども）

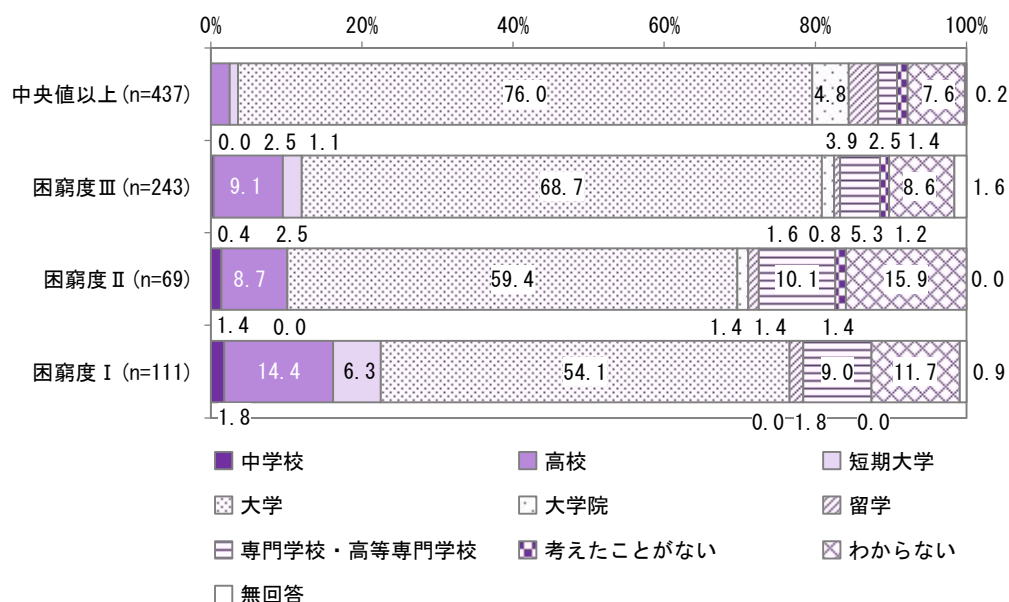
困窮度別に子どもが希望する進学先を見ると、困窮度が高くなるにつれ「大学」と回答した割合が低くなり、「高校」と回答した割合は高くなっています。



⑦ 困窮度×希望する進学先（保護者）

困窮度別に保護者が希望する子どもの進学先を見ると、困窮度が高くなるにつれ、「大学」と回答した割合は低くなり、「高校」と回答した割合は高くなっています。

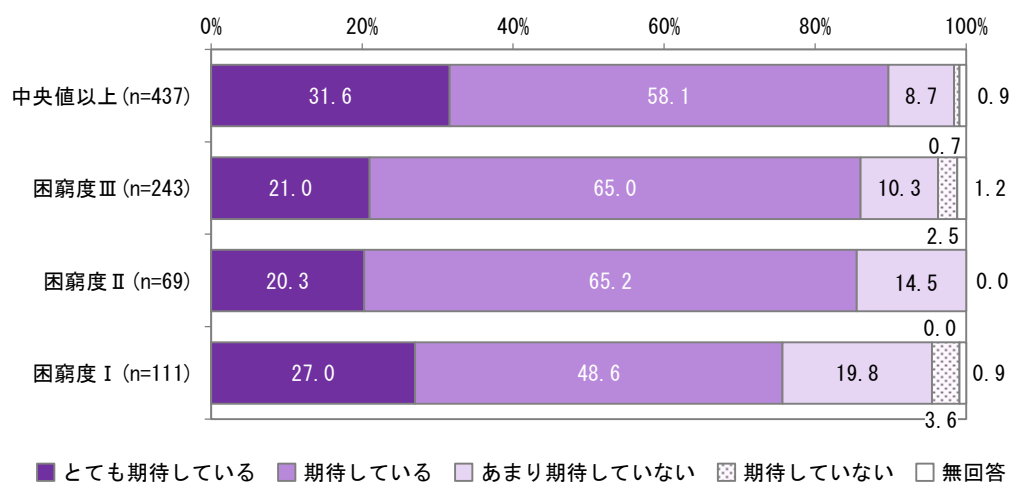
また、困窮度Ⅱ群、困窮度Ⅰ群では、「中学校」と回答した割合がそれぞれ 1.4%・1.8%で、中央値以上群、困窮度Ⅲ群よりも高くなっています。



⑧ 困窮度×子どもの将来への期待度（保護者）

困窮度別に子どもの将来に対する保護者の期待度を見ると、困窮度が高くなるにつれ、「あまり期待していない」と回答した割合が高くなっています。

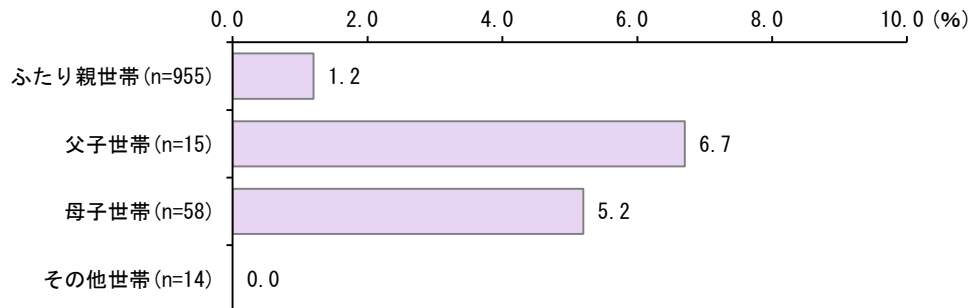
また、子どもの将来に期待している回答した割合は、中央値以上群が 89.7%（「とても期待している」31.6%、「期待している」58.1%）で、最も高くなっています。



(4) 相談に関する状況

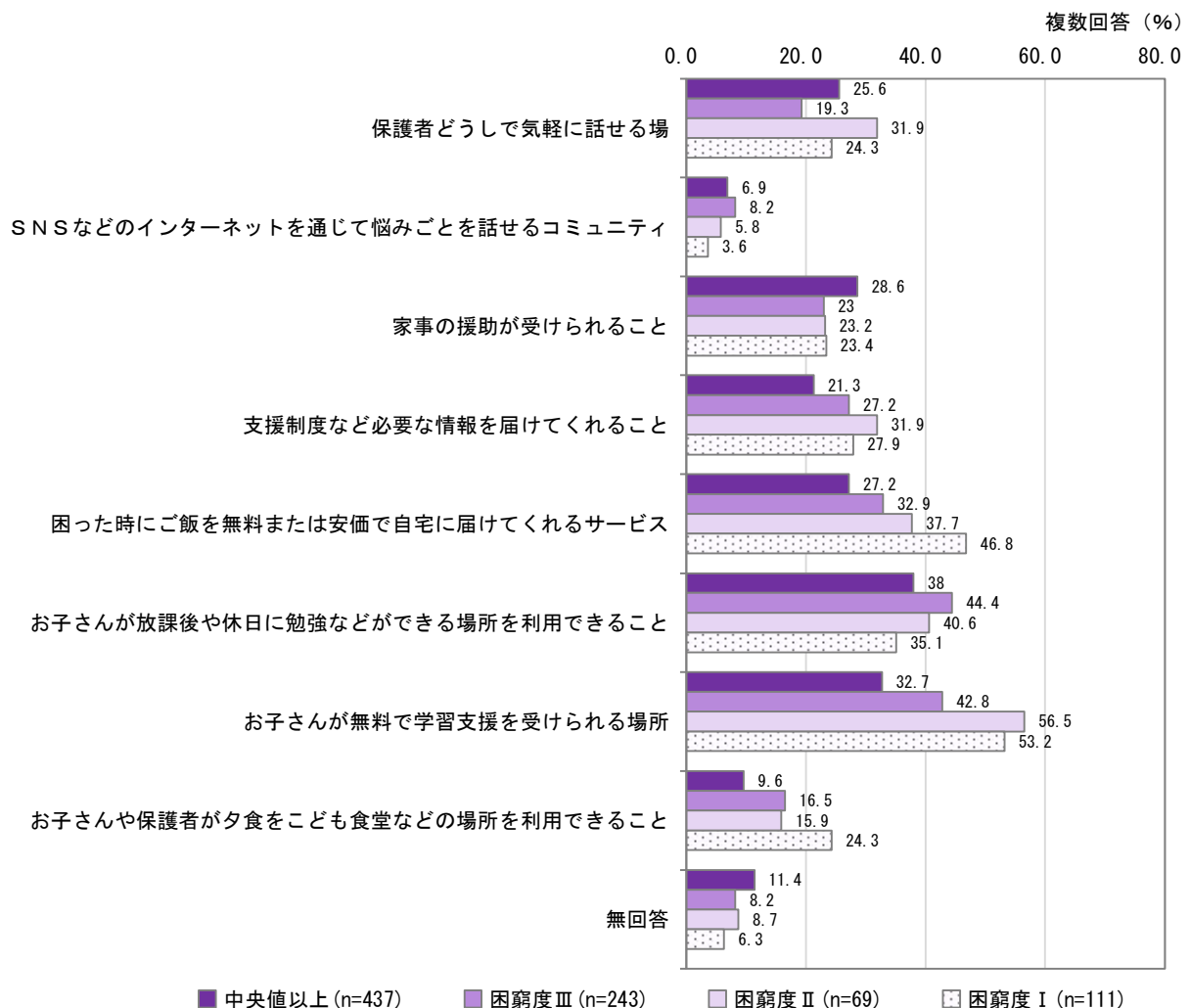
① 世帯構成×相談できる相手がいない割合（保護者）

世帯構成別に相談相手・相談先がいない保護者の割合を見ると、「相談できる相手がいない」と回答した割合は、父子世帯で 6.7%、母子世帯で 5.2%となっています。



② 困窮度×身近にあればいいと思うこと（保護者）

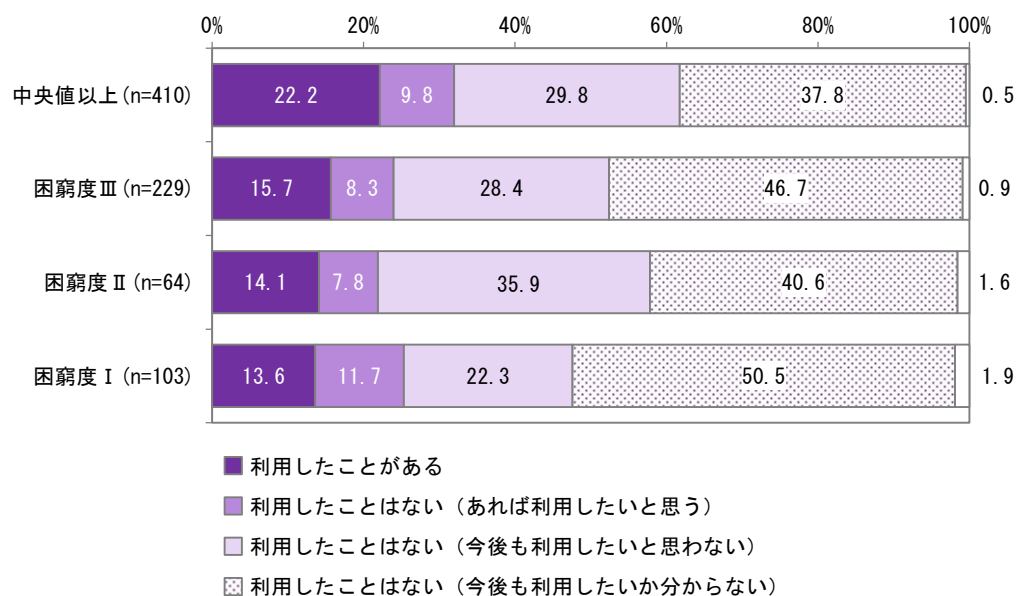
困窮度別に保護者が身近にあればいいと思うこととして、困窮世帯において「お子さんが無料で学習支援を受けられる場所」の割合が約 50%と最も高く、次いで「困った時にご飯を無料または安価で自宅に届けてくれるサービス」、「支援制度など必要な情報を届けてくれること」の割合が高い傾向にあり、困窮度が高い世帯ほど割合が高くなっており、「お子さんや保護者が夕食をこども食堂などの場所を利用できること」についても、困窮度が高い世帯ほど割合が高くなっていきます。



(5) 子どもの居場所に関する状況

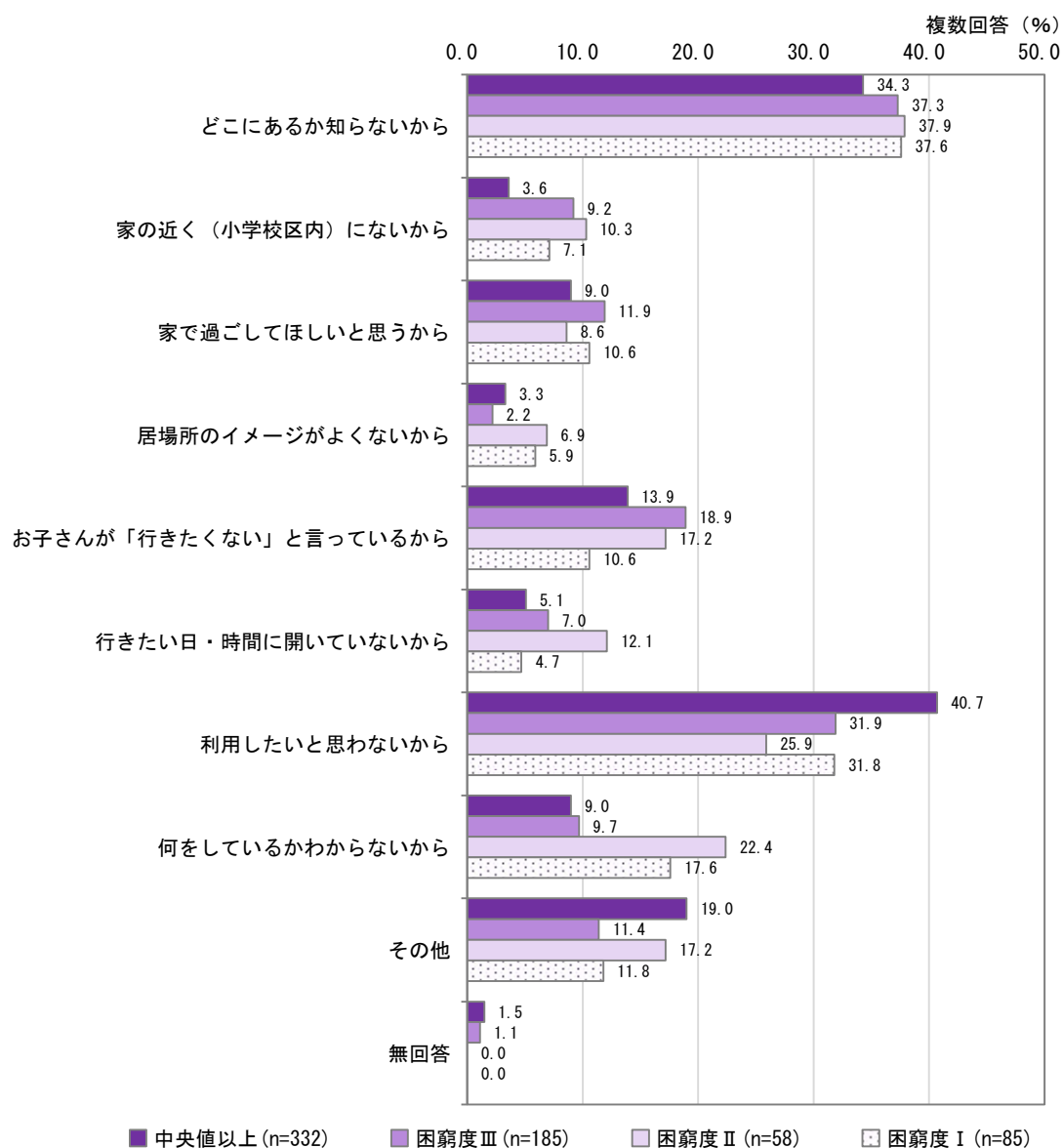
① 困窮度×居場所の利用状況（子ども）

困窮度別に居場所（平日の夜や休日を過ごすことができる場所）の利用状況を見ると、困窮度が高まるにつれて、「利用したことがある」と回答した割合が低くなっています。



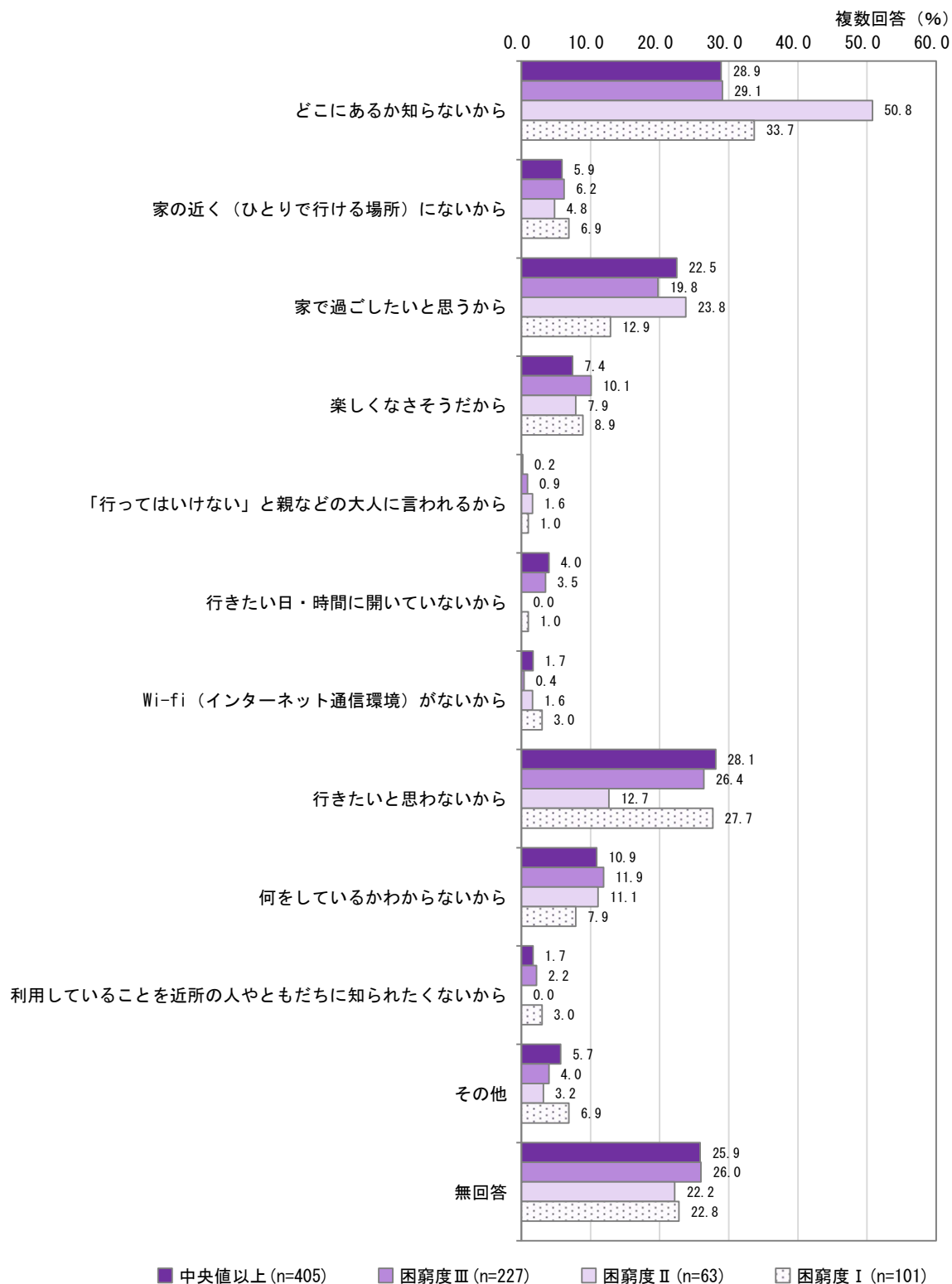
② 居場所を利用しない理由（保護者）

保護者が居場所を利用しない理由として、「どこにあるか知らないから」の割合が高くなっています。



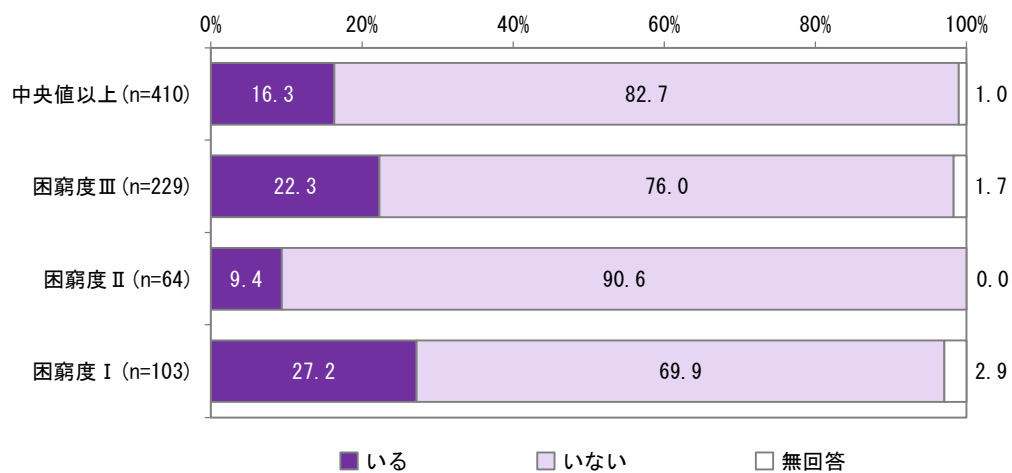
③ 居場所を利用しない理由（子ども）

子どもが居場所を利用しない理由として、「どこにあるか知らないから」、「利用したいと思わないから」、「家で過ごしたいと思うから」の割合が高いが、困窮世帯と中央値以上の世帯においてあまり差は見られません。



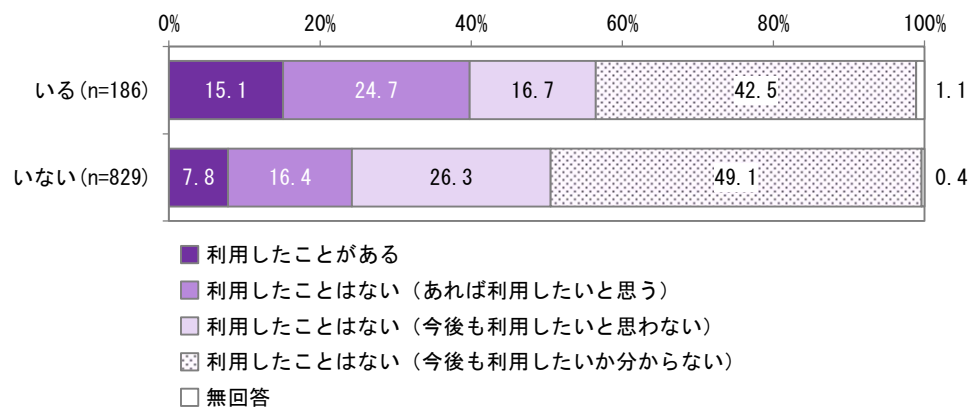
④ 困窮度×自分が世話をしている人の有無（子ども）

困窮度別に自分が世話をしている人の有無を見ると、自分が世話をしている人が「いる」と回答した割合は困窮度Ⅰ群で27.2%と最も高くなっています。



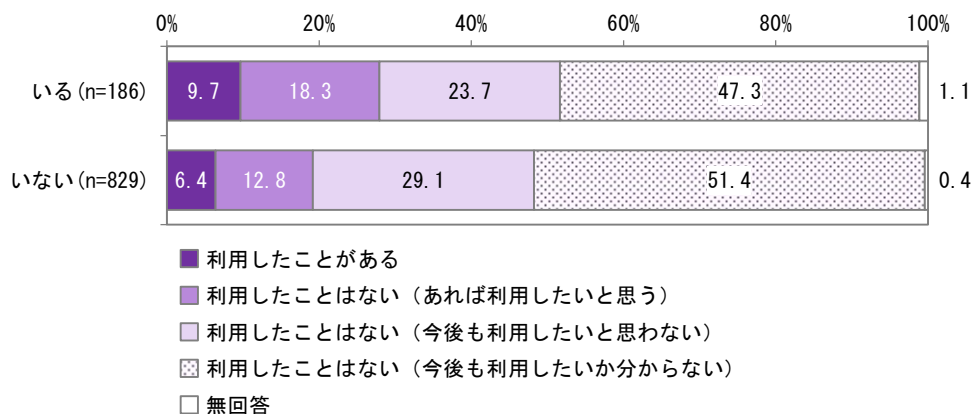
⑤ 家族のお世話の状況×昼食や夕食、お弁当を無料か安い料金で食べることができる場所（子ども）

自分が世話をしている人の有無別に昼食や夕食、お弁当を無料か安い料金で食べることができる場所を見ると、「利用したことはない（今後も利用したいと思わない）」、「利用したことはない（今後も利用したいか分からない）」と回答した割合は、世話をしている人がいる子どもよりいない子どものほうが高くなっています。



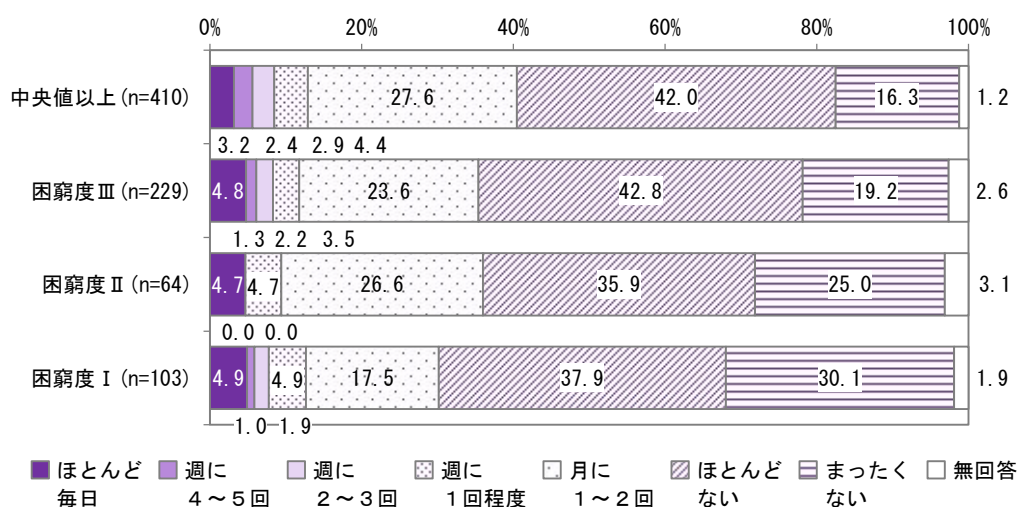
⑥ 家族のお世話の状況×勉強を無料か安い料金でみてくれる場所（子ども）

自分が世話をしている人の有無別に勉強を無料か安い料金でみてくれる場所を見ると、「利用したことがある」、「利用したことはない（あれば利用したいと思う）」と回答した割合は、世話をしている人がいない子どもよりいる子どものほうが割合が高くなっています。



⑦ 困窮度×おうちの大人の人と文化活動（図書館や美術館、博物館、音楽鑑賞）に行くか（子ども）

困窮度別におうちの大人の人と文化活動をするかを見ると、困窮度が高くなるにつれ、「まったく」と回答した割合が高くなっています。



The background of the page is decorated with a dense pattern of overlapping circles. Some circles are solid colors in shades of pink, yellow, light blue, and light green. Others are hollow outlines in the same color palette. The circles vary in size and are scattered across the entire page, creating a vibrant and abstract design.

第3章

第2期計画の主な取り組み状況と課題

第1節 基本目標ごとの取り組み状況と課題

1. 子育て・親育ちを応援する環境づくり

- 本市では全国に先駆けて平成 17(2005)年4月に「池田市子ども条例」を施行し、本市の次世代育成支援推進の基本と位置づけました。この条例に基づき、その普及・啓発を進めるとともに、本条例に基づき設置した子ども・子育て会議において、子どもの健全育成や子ども・子育て家庭への支援に関する審議を行い、子育て支援施策を推進しました。
- 子育てに関する市民の関心を高め、家庭・地域・社会における子育て支援を推進しました。
- 子どもの自主性や自己肯定感を育み、次代の親育ちの基礎づくりを進めるため、学校教育、就学前教育の充実を図り、子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備を推進しました。
- 児童福祉法の改正により、全ての妊産婦、子育て家庭、子どものための一体的な相談機能を有する機関として「こども家庭センター」が新たに規定されたことから、本市においても子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合した組織として新たに「子ども未来課」を設置し、虐待の早期発見や発生予防の取り組み、支援や配慮を要する子どもとその家庭に必要な支援が行き渡るよう体制の充実を図ってきました。
- 今後も支援や配慮を要する子どもへのきめ細やかな対応を充実させるとともに、子育てに対する不安や負担の解消を図り、地域社会をはじめ社会全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくりが求められます。

2. 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

- 「子ども未来課」を中心として母子保健や子育てに係る相談・支援機能を充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の強化を図ってきました。
- 地域子育て支援拠点の充実のほか、学校の空き教室を活用した留守家庭児童会の整備やこども食堂への支援等による放課後児童対策の充実を図ってきました。
- 保育ニーズが多様化していく中、保育施設の整備や認定こども園化、保育士確保の取り組みにより、保育定員の確保に努め、待機児童対策を推進しました。
- 今後も子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て家庭に寄り添った相談体制の充実をはじめ、結婚から妊娠、出産、子育て期に至るまで切れ目のない支援を行っていく必要があります。

3. 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

- 子育てを含む家庭生活と仕事の両立支援に向け、企業・事業所に対する子育て期の多様で柔軟な就労形態や家庭生活と均衡のとれた働き方の啓発、男女共同参画の意識向上に努めました。
- 今後も育児休業制度の利用を促進しつつ、産後の職場復帰や子育てと仕事の両立が可能となるよう、保育環境について一層の充実を図ることが求められます。

- 多様な就労の状況に応じた保育サービスや放課後児童対策の充実など、子育てと仕事の両立を推進するための取り組みを充実し、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすことが重要です。

4. 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

- 子どもたちがのびのび育っていけるよう、安全・安心な環境づくりに向け関係機関や地域と連携し、子どもを事故、犯罪の被害や災害から未然に守る活動を推進しました。
- 子どもの安全確保に努めるとともに、子育て家庭の安心確保に向け、居住環境支援やバリアフリー化など、子ども・子育て家庭に配慮したまちづくりを推進し、生活環境の整備・充実を図ってきました。
- スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の普及など、子どもを取り巻く環境が恒常的に変化しており、有害環境の是正に向けた対策を推進しました。
- 今後も子どもが事件・事故に巻き込まれないよう、より安全で安心なまちづくりが求められます。

5. 子どもの人権を守る環境づくり

- 池田市子ども条例を改正し、基本理念において改めて子どもの権利について明記するとともに子どもなどの意見を施策に反映させるための措置を講じることを定め、子どもの権利の強化に取り組んできました。
- 「池田市人権教育基本方針」及び「池田市人権教育推進プラン」に則り、子どもの主体的な思考力、判断力を養い、豊かな人権感覚を持って行動する人間として成長していくことをめざした人権教育を推進しました。
- 社会の変化とともに人権問題も多様化・複合化する中で、各種講座や相談を通して、様々な文化、習慣、価値観等が尊重され、子どもの権利が等しく守られる環境の整備・充実に努めました。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、次代を担う人材育成策としてこどもの貧困の解消に向けた対策を推進しました。
- 今後は、こども基本法や池田市子ども条例の趣旨も踏まえ、子どもの権利のより一層の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

第2節

重点推進施策の取り組み状況と課題

第2期計画では、重点的な取り組みとして、「妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実」「高まる保育需要への対応」「きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援」「学校教育、就学前教育の充実」の4つの施策について重点的に取り組んできました。これらの取り組みの中で、さらに計画を実効性のあるものとするため、特に重点的に推進すべき16施策を定め推進しました。それらの取り組み状況を総括と併せて記載します。

1. 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実

- 安心して妊娠・出産ができるよう妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図りました。
- 助産師や保健師による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）をはじめ、産前・産後サポートや産後ケアなどの妊娠・出産支援事業により、妊婦や産後間もない時期の母子とその家庭の相談支援の充実に努めました。
- 妊娠期から子育て期にわたる多様なニーズに対して、子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、切れ目のない当事者目線の寄り添う支援に努めました。
- 地域子育て支援拠点（つどいの広場）の充実を図りました。

事業名	乳児家庭全戸訪問事業	担当課	子ども未来課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
訪問児童実人員	662人	662人	687人
総括	○ 出生数の減少に伴い、訪問数は減少しています。 ○ 訪問の連絡や希望のない家庭についても育児状況等を全数把握し、支援するように努めました。 ○ 今後も引き続き、保健師や助産師が全ての家庭を対象に訪問し、妊娠期からの切れ目のない支援となるよう努める必要があります。		

事業名	妊娠・出産支援事業（産前・産後サポート、産後ケア）	担当課	子ども未来課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
産前・産後サポート事業延利用者数	422人	422人	450人
妊娠・出産について満足している者の割合	81.4%	81.0%	85.0%
総括	○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集団での相談会は中止していましたが、令和4年度より再開し、再開後は増加傾向にあります。 ○ 産後ケア事業は、訪問型に加えて令和4(2022)年8月より宿泊型と通所型を開始しており、申請者、利用者は増加しています。 ○ 交流会や産後ケア事業は妊産婦の育児不安の軽減につながるため、今後は利用者のニーズに合わせて事業内容を検討していく必要があります。		

事業名	利用者支援事業	(母子保健型) 子育て世代包括支援センター (基本型)		担当課	子ども未来課 子育て支援課
		指標	令和 5 (2023) 年度実績		
この地域で子育てをしたいと思う親の割合			62.7%	62.0%	74.0%
総括	(母子保健型)				
	○ 子育て世代包括支援センターについては、妊娠中に保健師が全数面接を行うことで、支援を要する妊婦の把握につながっています。 ○ 今後も引き続き保健師が全数面接を行うことで、支援を要する妊婦の把握に努める必要があります。				
総括	(基本型)				
	○ にじいろについては、地域の様々な子育て支援の場に出向いて気軽に相談に応じることにより、相談支援の充実が図られました。 ○ 今後も引き続き、妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象として当事者目線で寄り添い型の相談支援を行うとともに、子育てに関する情報提供や電話・面談・訪問等、相談者のニーズに合わせた相談スタイルで柔軟に応じていくことが必要です。				

事業名		地域子育て支援拠点事業		担当課	子育て支援課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標	
地域子育て支援拠点事業実施箇所数		5 箇所	5 箇所	5 箇所	
総括	○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひろばの受け入れ人数を縮小していましたが、5 類感染症移行により、少しずつ受け入れ人数を増やしています。				
	○ 令和 3 (2021) 年度より「てしまの森」を新設、令和 4 年 (2022) 年度に「わたぼうし」を移転し、ひろば機能の強化とともに、利便性の向上による利用促進を図りました。				
	○ 令和 4 (2022) 年度より、ひろばやイベントのネット予約システムを導入したことで利便性が向上しました。				
	○ 今後とも、子育て親子が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行うとともに、職員の質と利便性の向上に努め、利用促進を図る必要があります。				

2. 高まる保育需要への対応

- 幼児教育・保育の無償化など高まる保育需要に対応し、待機児童を発生させることのないよう、保育施設の整備、定員枠の拡大や保育士確保に取り組みました。
- 保育コンシェルジュの活用による保育に関する相談対応・案内に加え、専門知識のある職員が施設の巡回支援指導を行い、利用者に寄り添った支援と保育の質の向上を図りました。
- 就学児童の保育の充実に向け、留守家庭児童会の取り組みを拡充しました。

事業名		保育所等の利用調整及び量の確保		担当課	子ども・若者政策課 幼児保育課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標	
年度当初時点の国基準待機児童数		0 人	0 人	0 人	
利用定員数		2, 149 人	2, 331 人	2, 430 人	
総括	○ 保育ニーズが増加している中、新規施設の開園等により量の確保を行うことで、国基準待機児童数の発生を防ぐことができています。 ○ 保育ニーズは今後も高い状況で推移することが予想されることから、引き続き、量の確保に努める必要があります。				

事業名		保育士確保事業		担当課	幼児保育課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標	
公私立保育士数 (フルタイム勤務、4月1日時点)		473 人	496 人	596 人	
総括	○ 国の保育士等処遇改善施策に加えて「池田市保育士等キャリアアップ事業補助金」を実施しました。 ○ 今後も引き続き、質の高い保育を提供できるよう研修体制等を整えながら、保育士の確保、定着に努める必要があります。				

事業名		保育コンシェルジュの拡充		担当課	幼児保育課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標	
保育コンシェルジュの配置数		5 名	4 名	3 名	
総括	○ 保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応するため、保育コンシェルジュを 5 名配置しました。				
	○ 子育て支援拠点 5 所での出張保育相談の実施に加え、令和 2 (2020) 年 10 月からは A I 保育コンシェルジュ（A I チャットボット）も活用することにより、就労等の事情での開庁時間に相談できない方の利用者支援体制を拡充しました。				
		○ 保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応することに加え、A I 保育コンシェルジュの周知やコンシェルジュ通信の発行など情報発信にも力を入れていく必要があります。			

事業名		巡回支援指導員の配置		担当課	幼児保育課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標	
巡回支援指導員の巡回実施延べ回数		年 39 回	年 79 回	年 122 回	
総括	○ 定期的に巡回を行い、保育の観察や相談を通して、現場の職員と共に具体的な保育のあり方について検討しました。				
	○ 私立も含めた就学前施設に巡回し、保育の指導、相談等を行い、保育の質の向上や次世代の育成に努める必要があります。				

事業名	留守家庭児童会運営事業の拡充		担当課	地域教育課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標
入会児童数（5 月 1 日時点）		909 人	1,006 人	1,180 人
対象学年		3 年生まで	3 年生まで	6 年生まで
総括	○ 利用ニーズの増加に対応すべく教育委員会へ事務を移管し、場所と人の確保に努めました。 ○ 今後も引き続き、受け入れ学年拡大に向け、場所と人の確保に努める必要があります。			

3. きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援

- ノーマライゼーションの理念を基本に、障がい(児)・者の生涯にわたる一貫した地域での支援体制を構築するため、関係機関との連携を図り、相談システムの充実に努めました。
- 子ども家庭総合支援拠点において児童虐待など子どもと家庭に関する相談を行うとともに、関連機関との連携を図り、子どもと家庭の支援を行いました。
- いじめ・不登校問題を中心に、課題を抱える児童生徒及びその保護者・家庭を支援するため、市立学校へ「スクールアシストメイト」を派遣し、校内における児童生徒支援の推進を図りました。
- 市立学校に、児童生徒の臨床心理に関して専門的知識と経験を有するスクールカウンセラーや、児童生徒の取り巻く環境と子どもとの関係を捉えた上で環境改善を図るスクールソーシャルワーカーを配置しました。校内における支援体制の充実に、様々な教育・環境課題に対する児童生徒のケアや保護者の不安解消に努めました。

事業名		児童家庭相談事業、子ども家庭総合支援拠点		担当課	子ども未来課
指標		令和5（2023）年度実績	令和6（2024）年度実績見込	令和6（2024）年度目標	
教育や母子保健との連携及び連携強化		こども家庭センター設置に向けた体制の構築	母子保健との連携強化	教育、母子保健との連携システムの構築	
総括	○ 関係機関と連携を図りながら児童と家庭に関する相談対応を適切に行い、子どもが安全に安心して生活ができる支援を行いました。 ○ 今後も引き続き、関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行う必要があります。				

事業名		発達支援システム推進事業（障がい児支援）		担当課	発達支援課
指標		令和 5（2023）年度実績	令和 6（2024）年度実績見込	令和 6（2024）年度目標	
発達支援システム検討委員会		1 回開催	2 回開催	2 回開催	
研修会等		23 回	10 回	10 回	
総括	○ 研修会により支援者の質向上と発達障がい等の啓蒙に寄与しました。 ○ 相談支援体制の整備や重症心身障がい児・医療的ケア児の支援体制の充実が課題であるため、今後は障がい児のインクルージョン推進に向け、関係機関との連携や相談支援体制の強化に努める必要があります。				

事業名		いじめ・不登校等トータルサポート事業		担当課	教育センター
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標	
総年間活動回数(日数)		1,239回(日)	1,300回(日)	1,189回(日)	
総括	○ スクールアシストメイトが、様々な課題を抱える児童・生徒に教員とは違う立場でかわり、教職員と連携しながら多面的な支援を実施しました。				
	○ 活動の一端として、授業での学習支援や話し相手になり、気になる児童・生徒と関わりを深めることで、学校生活での意欲の向上や不登校の未然防止、トラブルの防止を図りました。				
	○ 令和6(2024)年度より、全ての市立学校で校内教育支援ルームが常設化され、そこに通う児童・生徒の支援に携わるスクールアシストメイトの役割が大きくなっており、今後も引き続き全校に配置することで、様々な事情を抱える児童・生徒の支援に関わっていくことが重要です。				

事業名	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置		担当課	教育センター
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標
年間相談回数 スクールカウンセラー（SC）		3,793 回	4,000 回	2,500 回
年間相談回数 スクールソーシャルワーカー（SSW）		1,760 回	1,200 回	2,500 回
総括	（スクールカウンセラー） ○ 専門家の知見をもとに、保護者や児童・生徒への支援、教職員会議への参加や事例検討などによる教職員との協同を行いました。 ○ 児童・生徒が抱える諸課題を正確に見取り、具体的な支援や不安を抱える保護者へのケアを行うため、今後も引き続き、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、校内の支援体制に積極的に参加していくことが重要です。			
	（スクールソーシャルワーカー） ○ 校内で行われる会議でのソーシャルワーク専門職の立場からの必要な助言や適切なアセスメント、ケース会議への参加、他機関へのつなぎなど、有効的な手だてや助言を行うことができました。 ○ 今後は、社会資源との連携や支援ネットワークの構築を視野に入れたアセスメント・プランニングをもとに、暴力行為発生件数の減少、新規不登校者数の減少、好転ケース割合の増加をめざし、スクールソーシャルワーカーの活用体制を構築していく必要があります。			

4. 学校教育、就学前教育の充実

- 義務教育9年間を連続した期間と捉えた教育課程を編成し、継続的な指導体制及び教育環境を整備しました。
- 幼児教育サポートチームの取り組みにより、公私立を問わず乳幼児保育・教育の充実を図りました。

事業名	「教育のまち池田」総合企画推進事業		担当課	教育政策課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標
教育フェスタ参加延べ人数		事業実績なし	事業実績なし	約 3,500 人
総括	○ 新型コロナウイルスの影響を機に、池田の教育を広く市民に周知する機会としての教育フェスタを実施することができませんでした。			
	○ 新しい教育振興基本計画のもと、池田の教育を広く市民へ周知するための新しい企画を模索していく必要があります。			

事業名		小中一貫教育推進事業		担当課	教育政策課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標	
小中一貫教育推進委員会開催		2 回	2 回	6 回	
チーフコーディネーター会議開催		4 回	4 回	11 回	
総括	○ 小中一貫教育の本格実施から 10 年が経過し、特色ある教育活動が各学園で展開されてきました。 ○ 教職員対象に、継続すべき取り組みと改善すべきものの精査を行いました。 ○ 今後は、各学園の特色ある教育活動を展開していく中で、授業における子どもの学びの姿を基に、「学びの連続性」を重視した一貫教育を推進していくことが必要です。				

事業名	幼児教育サポート事業		担当課	教育政策課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標
研修会の開催（保育の質と幼小接続）		26 回	24 回	20 回
通信の発行		年 12 回	年 12 回	年 6 回程度
総括	○ 公私立を問わず、市内就学前教育・保育施設の職員が共に学び合える研修の機会を確保することができました。 ○ 学びの連続性を幼児期から途切れることなく重視していく観点から、今後も幼小接続を推進する取り組みをより一層強化していく必要があります。			

第3節

計画策定に係る各専門部会の課題と今後の方向性

本計画の策定にあたり、特に課題を有する分野について、専門部会である「ヤングケアラー支援検討会議」、「若者支援検討会議」、「居場所づくり支援検討会議」、「子どもの権利擁護検討会議」を開催し、計画に掲げるべき事項の検討や施策・事業の具現化に向けた協議を行いました。各専門部会では次のような課題や意見が出されました。

● ヤングケアラー支援検討会議

- こども大綱では、ヤングケアラーの問題について、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があり、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進していく必要があると記載されています。
- 福祉分野においては、ケアをされている本人に関する相談がなければヤングケアラーの発見が難しくなっています。また、実際に支援するとなると、ケアをされている側の支援を行うことによる間接的支援はできますが、ケアラー本人への直接的支援が難しい場合があります。
- ヤングケアラー本人の自覚を促すため、周知・啓発を推進します。
- 支援にかかわる職員・教職員へのヤングケアラーに関する理解を深めることを目的とした研修を実施します。
- ヤングケアラーの専門相談窓口の設置、専門職員の配置を行います。
- 定期的な実態調査を行い、「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握することを推進します。
- ヤングケアラーへの支援を切れ目なく円滑に実施することを目的とした関係機関等で構成された組織の体制づくりを検討します。

● 若者支援検討会議

- こども大綱では、「高等教育の修学支援、高等教育の充実」「就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組」「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」「悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」について取組を進めていく必要があると記載されています。
- 法律や制度によって対応する組織や窓口が異なるため情報の整理をする必要があります。
- 若者の支援を切れ目なく円滑に実施されることを目的とした関係機関等で構成された体制づくりや部署間の連携を推進します。
- 若者のみをターゲットとしたイベントや相談会は、多数の参加者が見込めず効果的な支援につなげることが難しいほか、特に義務教育を修了した若者への SNS 等を活用したアプローチ手法を検討していく必要があります。

● 子どもの権利擁護検討会議

- こども基本法が児童の権利に関する条約の精神にのっとっている背景をはじめ、こども大綱では、子ども・若者の社会参画と意見反映を推進していくことが記載されており、子ども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となる子ども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務づけられています。
- 子ども・若者、大人への子どもの権利に関する継続的な周知・啓発を推進します。
- 職員・教職員への子どもの権利に関する理解を深めることを目的とした研修を実施します。
- 市全体として子ども・若者の意見聴取・反映に取り組むため、聴取や反映の手法について検討・共有を図っていきます。
- 専門性を有する相談員の担い手不足が進んでおり、人材確保に努めていくほか、子どもの権利に関する専門相談窓口の設置や専門職員の配置を検討していく必要があります。

● 居場所づくり支援検討会議

- こども大綱では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組むよう記載されています。
- ボランティアや職員の担い手不足が進んでおり、人材確保に努めていく必要があります。
- 居場所を必要としている子ども・若者への情報提供はホームページや広報誌だけでは不十分であり、SNS等を活用した周知の手法を検討する必要があります。
- 子どもにとって安全・安心な居場所であること、より良い場所になるために子ども・若者の意見を取り入れることが大切であり、その聴取や反映の手法について検討していく必要があります。

これらの課題の解決に資する事業を本計画の下記の箇所の施策項目に反映しています。

	ページ	施策	施策項目
ヤングケアラー支援検討会議	77	1-2	(3)ヤングケアラーへの支援
若者支援検討会議	82	2-3	(1)若者の就職支援 (2)結婚の希望をかなえる環境整備 (3)悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援 (4)高等教育の修学支援、高等教育の充実 (5)生涯学習の取り組みの推進 (6)若者にとって魅力ある地域づくり
子どもの権利擁護検討会議	77	1-1	(1)人権教育の推進 (2)子ども・若者が参画できるまちづくりの推進
居場所づくり支援検討会議	82	2-2	(3)子どもの居場所づくりの推進

第4節 子ども・若者への意見聴取

こども基本法において、子ども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達
の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に
参画する機会が確保されること」と掲げられており、その理念を実現するために、市町村は、「こども
施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを
養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とされています。

また、こども家庭庁が策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」では、こど
も・若者の意見反映プロセスの全体像として下記のとおり記載されています。

■意見反映プロセスの全体像



- 企画
 - 意見を聴く対象を検討する
 - テーマを設定する
 - 安心・安全を確保する
 - 実施体制を作る
- 事前準備
 - 行政職員の準備をする
 - こども・若者の意見表明の準備をサポートする
- 意見を聴く
 - 聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う
 - 意見を表明する選択肢を用意する
 - 振り返りをする
- 反映
 - 聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する
- フィードバック

本計画の策定にあたり、こども基本法の理念を踏まえ子ども・若者の意見を計画に反映するため、こども家庭庁のガイドラインに従いWEBアンケート調査、ワークショップ及び個別対面ヒアリングを実施いたしました。

1. 調査・実施方法及び結果

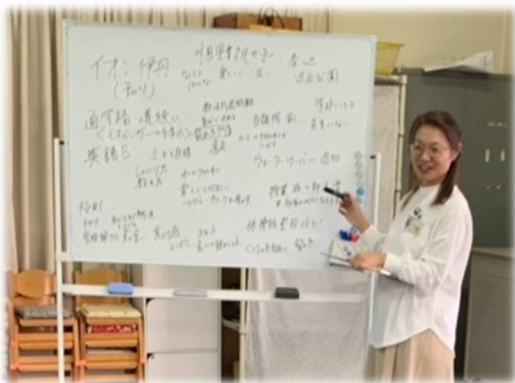
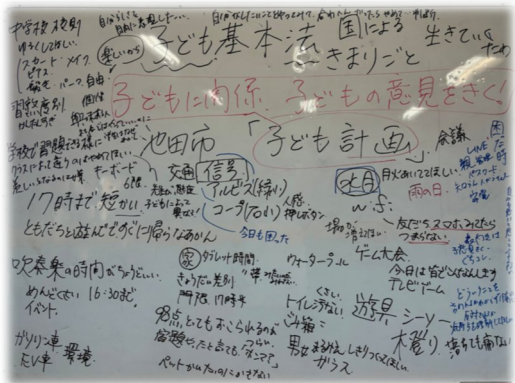
(1) WEBアンケート調査

調査対象	市内に在住している、または通勤・通学している小学生から39歳までの子ども・若者
調査方法	インターネット上のWEBアンケートフォームによるオンライン調査
調査期間	令和6(2024)年10月15日～令和6(2024)年10月28日
回答人数	47人(延べ85件)

(2) ワークショップ及び個別対面ヒアリング

対 象	小学生、中学生及び高校生
実施方法	ワークショップ及び個別対面ヒアリング
実施期間	● ワークショップ（実施回数は全7回） ・学校以外の居場所づくり事業参加者（9月26日） ・水月児童文化センター（10月9日、10月20日） ・こども食堂く学び舎すいげつ食べて屋すいげつ>（10月11日） ・五月山児童文化センター（10月19日） ・中央公民館（10月20日） ● 個別対面ヒアリング（実施日数は全6日間） ・水月児童文化センター（9月25日、9月27日、9月29日、10月2日） ・池田駅前てるてる広場（10月12日、10月13日）
参加人数	延べ84人

(3) 実施の状況

○ワークショップの風景	○ワークショップで出た意見の板書
	
○WEBアンケート調査の募集チラシ	○ワークショップの募集チラシ
	

2. 子ども・若者からの主な意見



学校について

- 世界の国のことや科学のことなど、もっと知らないことをたくさん学びたい。
- グループワークや学会など、みんなで協力し合いながら学べる機会を増やしてほしい。
- 宿題を減らしてほしい。
- 学校の先生にやさしく、わかりやすく教えてほしい。
- スカートの丈を変えたり、髪の毛を染めたりできるよう自由な校則にしてほしい。
- 部活の種類をもっと増やしてほしい。
- 差別や仲間外れをなくしてほしい。

公園・遊び場について

- 公園の遊具を増やしてほしい。
- 公園で花火がしたい。
- ボール遊びができる公園がほしい。
- 室内で遊べる場所がほしい。



交通・道路について

- 自転車で走りやすい安全な道路にしてほしい。
- 大人も交通ルールを守ってほしい。
- 段差がないなど、ベビーカーでの移動をしやすくしてほしい。

学びについて

- プロの吹奏楽の演奏会など、文化鑑賞の機会をつくってほしい。
- 自習室など、放課後に学習できる場所を増やしてほしい。



居場所について

- 下校の途中や駅前などにあればよい。
- いつでも開いている場所がよい。
- 友達と待ち合わせて遊べる場所がよい。

相談について

- 親やほかの人に分からないように相談したい。
- 相談のときにはまずこちらの気持ちを理解してほしい。
- 表向きは相談窓口ではなく、話を聞いてくれる場所であれば相談しやすい。



意見について

- 大人が分かりやすく説明してくれたり、意見したことを実現してもらえれば意見を出しやすい。
- 学校や馴染みのある場所であれば意見を出しやすい。

3. 計画への反映

- 計画策定にあたり、子ども・若者からの意見を各部局に提示し、その意見を踏まえながら重点施策及び個別施策を作成。
- 子ども・若者からの意見の中で主なものについては、市ホームページで意見に対する市の考え方を公表。

第5節 第2期計画の課題のまとめ

これまでの調査や取り組みをもとに、第2期計画の課題のまとめをこども大綱に示されている子ども施策に関する重要事項の項目ごとに課題をまとめました。

1. ライフステージを通した支援の充実

子ども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支えることが重要です。また、子育て当事者に対しても、子どもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」として捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

課題のまとめ

- 自己肯定感を高めるために、子ども自身が子どもの権利についての認識を深め、主体的に自分の考えや思いを表現できるようになることや、子どもは一人の人間であり、権利の主体であることを大人が理解することなど、全ての子どもが大切にされるまちづくりを進めていくことが必要です。
- 子ども・若者への意見聴取の結果によると、子ども・若者の意見を伝える機会について、「大人が分かりやすく説明してくれたり、意見したことを実現してもらえれば意見を出しやすい」、「学校や馴染みのある場所であれば意見を出しやすい」などの意見がありました。子どもが自由に意見を表明できる機会を、様々な場で確保していくことが必要です。
- ヤングケアラー支援検討会議によると、「ケアをされている本人に関する相談がなければヤングケアラーの発見が難しい」、「ケアされる側の支援を行うことによる間接的支援はできるが、本人への直接的支援が難しい場合がある」などの課題がありました。ヤングケアラーは周囲の大人や本人の自覚がなく顕在化しづらいという構造があるため、関係機関が連携を強化することで早期にヤングケアラーを発見し、適切な支援につなげていくことが必要です。

2. ライフステージ別の支援の充実

子ども施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、子ども・若者及び子育て当事者にとって、それらがどのような意味を持ち、そしてどのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

課題のまとめ

- 子どもの生活に関する実態調査の結果によると、放課後や休日に過ごすことのできる居場所を利用している割合は、生活に困窮している世帯ほど利用している割合が低くなっており、その理由として、「どこにあるか知らないから」と回答した割合が子ども・保護者ともに最も高くなっています。支援が必要な家庭に十分な情報が行き届いていない状況が示唆されるため、様々な媒体を通じて子ども・子育て家庭への情報発信を強化する必要があります。

- 子ども・若者への意見聴取の結果によると、「相談のときにはまずこちらの気持ちを理解してほしい」、「表向きは相談窓口ではなく、話を聞いてくれる場所であれば相談しやすい」、「親やほかの人に分からないように相談したい」など、相談相手・相談窓口に対する意見がありました。相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、子ども自らが相談でき、子どもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みを検討していく必要があります。
- 子ども・若者への意見聴取の結果によると、「ボール遊びができる場所がほしい」、「室内で遊べる場所がほしい」、「公園の遊具を増やしてほしい」、「友達と待ち合わせて遊べる場所がよい」、「下校の途中や駅前などにあればよい」などの公園や遊び場、居場所に対する意見がありました。子どもの利用する施設では、子どもの希望を踏まえた居場所づくりが求められています。

3. 子育て当事者への支援の充実

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、負担感、過度な使命感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、心身ともにゆとりを持って子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。

課題のまとめ

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果によると、就学前児童の母親の就労割合（フルタイムまたはパート・アルバイトなどで働いている）は、前回調査から 13.0 ポイント増加しており、「認可保育所」、「認定こども園」、「小規模な保育施設」を平日に定期的に利用している割合は、前回調査から 11.7 ポイントの増加となっています。今後も母親の就労割合は高くなると想定されるため、教育・保育事業の充実を図る必要があります。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果によると、子育てや教育について相談できる人がいる就学前児童及び就学児童の保護者の割合は、前回調査から減少しています。身近に相談相手がない状況にある保護者に寄り添い、子どもの成長に応じて切れ目なく支援することができるよう、オンラインを活用するなど、時間や場所に捉われない相談方法の充実が重要です。
- 子どもの生活に関する実態調査の結果によると、世帯収入額と世帯人数に基づく「相対的貧困率」は 12.9%となっています。また、生活に困窮している世帯は、授業以外の勉強時間や読書時間が短いほか、保護者が子どもの将来に期待する割合も低い傾向にあります。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への支援・啓発を行うとともに、子ども自身にも将来かかるお金やそれに対する支援制度等を周知していく必要があります。

The background of the page is decorated with a dense arrangement of circles in various sizes and colors, including pink, yellow, blue, green, and orange. Some circles are solid, while others are outlined in the same colors. They are scattered across the entire page, creating a vibrant and playful pattern.

第4章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、多様化する社会において、将来の担い手を育成するための重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

本計画では、子どもを社会の真ん中に据え、常にこうした大切な存在である子ども自身の最善の利益を第一に考えることを基本に、子どもの意見を尊重し、そしてその意見を子ども施策に反映していくことを示すため、本計画の【基本理念】を次のとおり定めます。





第2節 基本方向

基本理念を実現するために、「こども大綱」及び「大阪府子ども計画」を勘案し、次の3つの大きな枠組みを基本方向として設定します。

1. ライフステージを通じた支援の充実

子どもの特定の成長過程で明確に分けられるものではなく、成長過程の全体を通して縦断的に対処すべき課題や支援ニーズに対しては、組織横断的な体制の整備や施策間の連携を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等に関わらず、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組みを進めます。

2. ライフステージ別の支援の充実

子どもの誕生前から幼児期においては、誰もが安心して妊娠・出産できるための支援サービスの充実や相談体制の構築を進めるとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、教育・保育施設をはじめとした子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進します。

学童期・思春期においては、子どもが夢や希望を持ち、自らの人生を切り拓き、そして社会に貢献できるよう、心豊かな人づくり及びきめ細やかで一人ひとりに寄り添った支援を推進します。

青年期においては、若者が社会の一員としての役割を果たせるよう、就労や学習の機会創出に努めるとともに、悩みや課題を抱える若者に対しては、その家族も含めて包括的な支援を行うことにより、課題の解決を図ります。

3. 子育て当事者への支援の充実

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、負担感、過度な使命感を抱き、またそのことが子どもの健全な育成を阻むことがないよう、社会全体で家庭における子どもの養育のための支援を進め、育児と仕事を両立しながら、心身ともにゆとりを持って子どもに向き合えるような環境づくりを進めます。

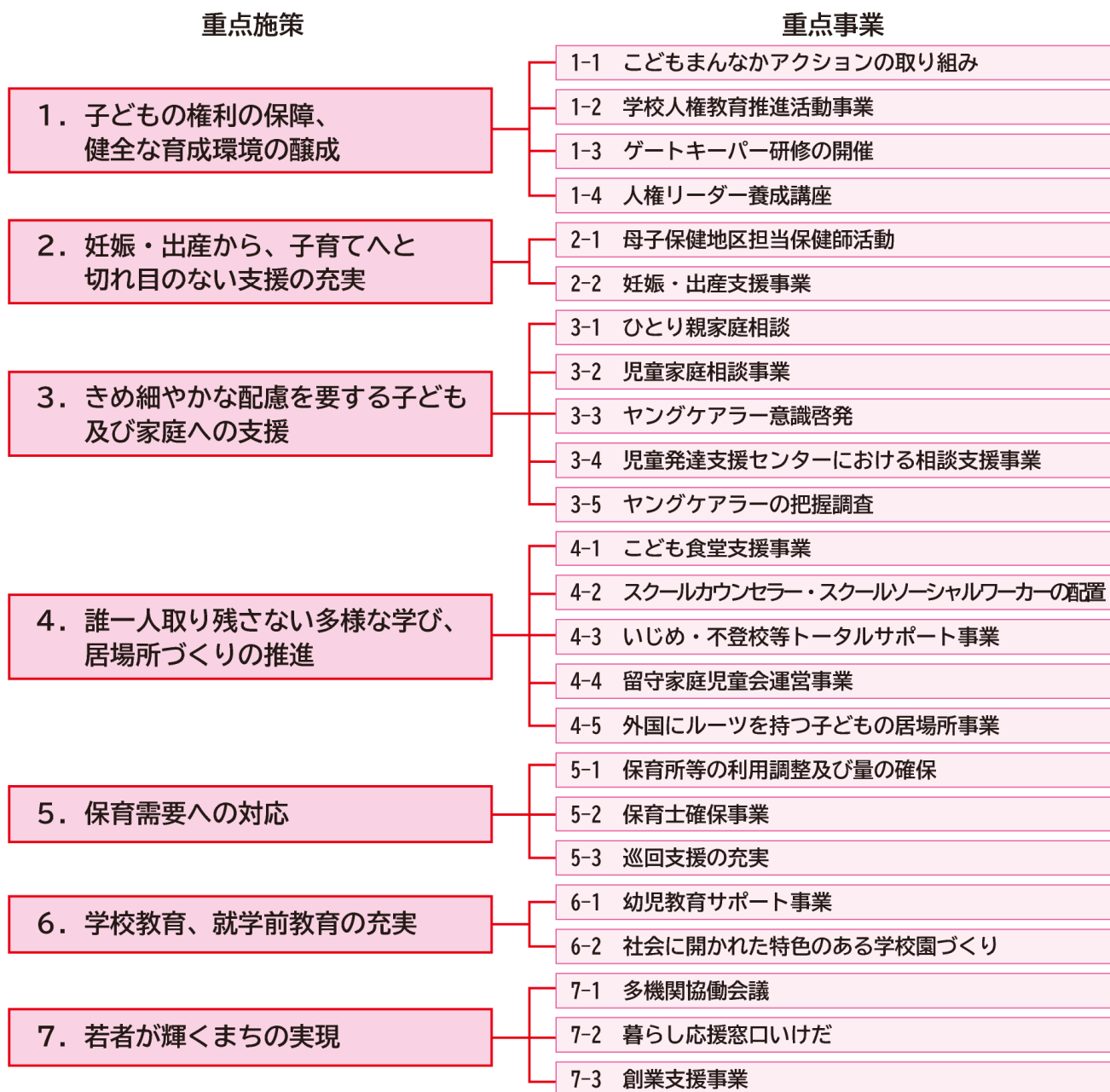
第3節

施策の体系



第4節 重点的な取り組み

本計画の基本理念及び基本方向に沿って施策を展開するため、下記の7つの施策（24 事業）について、重点的に取り組むこととします。



1. 子どもの権利の保障、健全な育成環境の醸成

子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、子どもの権利の周知・啓発を推進します。

2. 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実

安心して妊娠・出産ができるよう、伴走型支援により妊産婦の不安や負担感を軽減し、子育てへの切れ目のない支援の充実を図ります。

3. きめ細やかな配慮を要する子ども及び家庭への支援

配慮を要する子ども・若者や困難な状況にある子育て家庭などに対し、その特性やニーズに応じたきめ細やかな支援を推進します。

4. 誰一人取り残さない多様な学び、居場所づくりの推進

子ども・若者が、誰一人取り残されず健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、子ども・若者の視点に立ち、安心して過ごすことのできる多様な居場所づくりを推進します。

5. 保育需要への対応

保育需要に対応し、待機児童を発生させることのないよう定員枠の拡大や保育士確保に努めるとともに、利用者に寄り添った支援と保育の質の向上を図ります。

6. 学校教育、就学前教育の充実

学びの連続性を踏まえ、幼小接続を意識した取り組みを進めるとともに、地域・社会とも協働しながら一人一人の個性や可能性を最大限活かし伸ばす教育の充実を図ります。

7. 若者が輝くまちの実現

若い世代が未来に希望を感じられるよう、生活基盤の安定を図るとともに、特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う包括的な支援体制づくりを進めます。

The background of the page is decorated with a dense pattern of overlapping circles. Some circles are solid colors in shades of pink, yellow, blue, and green, while others are hollow outlines in the same color palette. The circles vary in size and are scattered across the entire page, creating a vibrant and abstract design.

第5章

基本方向に基づく施策の展開

ライフステージを通した支援の充実

● 子どもの権利が尊重される環境の整備・充実

- 「池田市人権基本方針」等に基づく人権教育を推進するとともに、「人権」についての市民の理解を深めるための啓発、子どもの声を聴くための機会の創出を行うなど、子どもの人権が尊重される環境の整備・充実を推進します。

● 支援の必要な子ども・若者を支える環境の整備・充実

- 障がいがあるなど発達面において支援が必要な子どもが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいを持って自立した生活を送ることができるように、保健、福祉、医療、教育、労働等の各分野が連携しつつ、支援体制の充実を図ります。
- 支援が必要な子どもやその家庭、ヤングケアラー等の早期発見を行うとともに、関係機関とも連携しながら相談援助体制の充実を推進します。

● こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

- 子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、成長の機会を保障するとともに、就労の支援に取り組みます。
- こどもの貧困は家庭の経済的困窮のほか、様々な要因が複合的に絡み合っている場合があることを踏まえ、経済的な支援や相談機能の充実による生活面での課題解決に取り組みます。

● 子ども・若者が安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実

- 子ども・若者にとって、安全・安心に過ごせる地域環境の整備・充実に向け、警察、関係機関、地域と連携した防犯活動を推進するとともに、地震や風水害などに対する防災対策を推進します。
- 生きづらさを感じている子ども・若者の相談支援体制の整備および支援する人材の養成に努めます。
- 遊びや体験活動は子ども・若者の健やかな成長の原点であり、社会見学や出前講座、イベントの充実に取り組みます。

● 子ども・若者の健やかな成育を切れ目なく支える環境の整備・充実

- 子ども・若者の健やかな成育を図る環境の整備に取り組むとともに、妊娠期からの切れ目のない支援として、妊娠期・出産期の相談支援体制の充実を図ります。
- 乳幼児期から正しい食習慣を身につけることをめざし、成長段階に応じた食育の取り組みを推進します。

● こどもまんなかまちづくり

- 子育て家庭が安心して生活できるよう、快適で安全な住環境づくりに努めるとともに、道路や歩道等のバリアフリー化に加え、子どもや子ども連れの方に配慮した公共施設の整備促進など、ユニバーサルデザインの視点に立ち、子ども・子育てにやさしいまちづくりを推進します。

● DXの推進

- 子ども・子育てに係る各種申請・予約等のオンライン化を進め、保護者の負担軽減及び利便性の向上に努めます。
- 国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒一人につき一台配布されているタブレット端末を効果的に活用し、子どもたちが主体的に学習に取り組み、学びを深める授業づくりを推進します。

1-1 子どもの権利が尊重される環境の整備・充実

(1) 人権教育の推進

- ① 人権教育の推進
- ② 子どもの権利に関する意識啓発の推進
- ③ 相談事業等の推進

(2) 子ども・若者が参画できるまちづくりの推進

1-2 支援の必要な子ども・若者を支える環境の整備・充実

(1) 障がいのある子ども・若者の自立と社会参加

- ① 障がいのある児童・生徒等の教育支援体制の充実
- ② 保育体制・療育の充実
- ③ 療育相談体制の充実・関係機関との連携の充実
- ④ 手当等の支給・在宅福祉サービスの充実

(2) 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実

- ① 問題の早期発見・相談援助体制の充実
- ② 要支援家庭への支援
- ③ 経済的負担の軽減

(3) ヤングケアラーへの支援

- ① 問題の早期発見・相談援助体制の充実
- ② 要支援家庭への支援

(4) 外国につながる子ども・若者と家族への支援

- ① 外国につながる子ども・若者と家庭への支援
- ② 国内外交流活動の促進

1-3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困の解消に向けた対策計画

こどもの貧困について社会的な関心が高まる中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、相対的に貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26(2014)年に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元(2019)年6月には同法が改正され、市町村にこどもの貧困対策を推進する計画の策定が努力義務化され、同年11月には新たな大綱が策定されました。

令和5(2023)年4月には、「こども基本法」に基づく「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6(2024)年6月には、法の名称に「貧困の解消」を盛り込んだ「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改められ、「こどもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐ」、また、「妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの過程において切れ目なく支援が行われる」よう、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進することとされました。

本項は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく計画として位置づけ、国の大綱や大阪府の計画を踏まえ、今後もこれまでの子ども・子育て支援関連施策をベースに、子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援の必要度の高い子どもに必要な支援が届くようこどもの貧困の解消に向けた対策の取り組みを推進します。

■ こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な考え方

こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子どもが夢や希望を持ち、将来を担う人材育成策として取り組んでいく必要があります。

対策を進めるにあたっては、子どものことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく必要があり、親の妊娠・出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、適切に支援につなげていくため、母子保健サービスや保育施設、学校における地域での子育て支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携し、切れ目なく必要な支援につなげていくことが求められています。

(1) 教育の支援

(2) 生活の安定に資するための支援

(3) 保護者の就労の支援

(4) 経済的支援

1-4 子ども・若者が安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実

(1) 子ども・若者にとって安全な交通対策の推進

- ① 交通安全教育の推進
- ② 安全な交通環境の整備

(2) 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための対策の推進

- ① 防犯・防災意識の醸成
- ② 防犯・防災体制の強化

(3) 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進

(4) 子ども・若者の自殺対策の推進

(5) 多様な体験活動の充実

- ① 学校や地域における体験活動の推進
- ② 自然や文化に親しむ機会、スポーツ・レクリエーション活動の充実

1-5 子ども・若者の健やかな成育を切れ目なく支える環境の整備・充実

(1) 母子の健康保持・増進

- ① 安全で安心な妊娠・出産の推進
- ② 乳幼児の健やかな成育及び育児不安の軽減

(2) 思春期健康教育・保健対策の推進

- ① 学校における健康教育の推進
- ② 相談体制の充実

(3) 食育の推進

- ① 食育に関する啓発の推進
- ② 食育に関する学習機会の充実

(4) 小児保健医療体制の充実

1-6 こどもまんなかまちづくり

(1) 居住環境の整備・充実

- ① 快適で安全な住環境づくり
- ② 住宅対策の促進

(2) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

- ① 福祉のまちづくりの総合的な推進
- ② 子どもや子ども連れなどに配慮した公共施設の整備の促進

1-7 DXの推進

(1) DXの推進

- ① 申請、予約のDX
- ② 連絡、情報発信のDX
- ③ 学校、子育て施設等のDX

(2) 情報教育の推進

● 子どもの誕生前から幼児期まで

- 核家族化や地域のつながりの希薄化による妊娠期から子育て期の不安や孤立感を解消できるよう、身近な場所での相談や情報提供に努めるとともに、子育て中の親子が気軽に交流できる機会の充実に努めます。
- 就学前の教育・保育施設がそれぞれの特色を生かして保育サービスの充実及び就学前教育の質の向上に努めるとともに、小学校との連携・交流を図りながら学校教育への円滑な接続を図ります。

● 学童期・思春期

- 子どもの個性や創造性を伸ばす学校教育の充実を図るとともに、地域・家庭とも連携・協力しながら、子どもの健やかな成長を促す環境づくりを推進します。
- 登校が難しい等の課題を抱える児童・家庭に対し、民間団体等とも連携しながら支援を行うとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

● 青年期

- 若者が社会の一員として安定した生活を送ることができるよう、就労に向けた支援や高等教育のための支援に努めます。
- 晩婚化や未婚化による出生数の減少が進んでいることから、少子化対策として結婚の希望を叶える環境整備に取り組みます。
- 悩みや不安を抱える若者に対し、関係団体・機関などが連携しながら、包括的な支援体制の整備を進めます。

2-1 子どもの誕生前から幼児期まで**(1) 地域における子育て支援の推進**

- ① 地域における子育て相談支援機能の充実
- ② 子育てに関する情報提供の充実
- ③ 地域における子育て支援サービスの充実

(2) 多様なニーズに応える保育サービスの推進

① 保育内容の充実

② 多様な保育サービスの充実

(3) 就学前の教育機能・連携の充実

2-2 学童期・思春期

(1) 学校教育の充実

① 個性や創造性を伸ばす学校教育の充実

② 学校教育と地域の連携の推進

(2) 子どもの居場所づくりの推進

① 子どもの居場所づくりの推進

② 放課後等の居場所づくり

(3) 不登校児童・生徒等の自立支援・相談体制の充実

2-3 青年期

(1) 若者の就職支援

(2) 結婚の希望をかなえる環境整備

(3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

(4) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

(5) 生涯学習の取組の推進

(6) 若者にとって魅力ある地域づくり

子育て当事者への支援の充実

● 子育ての経済的負担の軽減

- 妊娠・出産や子育てに必要な経済的負担の軽減に向けて、医療費や教育費など各種助成・手当等の支給及び制度の周知に努めます。

● 地域の子育て環境の整備・充実

- ひとり親が抱える課題やニーズに対応し、社会から孤立することがないように、相談支援や就労支援など当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当の活用や養育費の確保を促し、経済的負担の軽減及び生活の自立・安定を図ります。
- ボランティアの育成や子育てサークルの活動支援等により、地域における子育て支援のネットワークの充実に努めます。

● 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実

- 国・府等と連携し、企業・事業所に対して、子育てと仕事を両立しながら働くことができる職場環境づくりや多様な就業形態の導入などについての啓発を推進します。

● 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発

- ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画の実現に向けて、理念の周知や性別役割分担意識の解消等の意識啓発に努めます。

● 次代の親を育む環境の整備・充実

- 子育てについて第一義的責任を持つ保護者が親意識を高め、親子の絆を深める機会の充実を図るとともに、保護者が抱く子育ての不安や負担感、孤立感の軽減につながるよう、地域社会全体で子育てを支援する風土の醸成に努めます。

3-1 子育ての経済的負担の軽減

3-2 子育て家庭を支える環境の整備・充実

(1) ひとり親家庭の自立促進

自立促進計画

ひとり親家庭に対する支援は、平成 15(2003)年4月に「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、母子自立支援員が総合的な相談窓口として支援を図りながら、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いて総合的に施策が推進されてきました。平成 26(2014)年4月には、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布され、父子家庭が支援の対象に位置づけられるとともに、ひとり親家庭への支援体制の充実、支援施策・周知の強化などが行われました。また、改正に合わせて、法律の名称が「母子及び父

子並びに寡婦福祉法」へと改められました。

令和5(2023)年4月には、「こども基本法」に基づく「こども大綱」において、子ども施策に関する重要事項としてひとり親家庭への支援が示されました。また、令和6年5月には改正民法が成立し、今後、共同親権の導入や養育費及び親子交流の規定の変更など、離婚後の子どもの養育環境が大きく変わっていくことが予想されます。

本項は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく計画として位置づけ、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第11条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえながら、ひとり親家庭の自立を促進する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- ① 生活の自立支援の充実
- ② 就業支援の充実
- ③ 養育費確保・親子交流の取組推進
- ④ 経済的支援の充実

(2) 子育て支援ネットワークの充実

3-3 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実

- (1) 家庭と子育ての両立支援がしやすい職場環境の整備への働きかけ
- (2) 多様な就労形態への働きかけ
 - ① 労働時間の短縮と勤務の弾力化の促進
 - ② 就労への支援

3-4 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発

- (1) ワーク・ライフ・バランスの理解啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する啓発の推進

3-5 次代の親を育む環境の整備・充実

- (1) 市民の子育てに対する関心の醸成
- (2) 子育て意識・親意識の育成
 - ① 親意識を高めるための学習機会の充実
 - ② 家族・親子のきずなを深める機会の充実
 - ③ 世代間交流

The background of the page is decorated with a dense pattern of overlapping circles. Some circles are solid colors in shades of pink, yellow, light blue, and light green. Others are hollow outlines in the same color palette. The circles vary in size and are scattered across the entire page, creating a vibrant and playful atmosphere.

第 6 章

子ども・子育て支援事業の展開

第1節 教育・保育提供区域の設定

子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」ならびに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。また、提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

上記の考え方を踏まえ、本市は地理的・距離的に東西の区域が狭い（市域東西距離 3.8 km、主要駅間距離 2.4 km）ことから、市内全体の広域的な観点で、需要の増減に対し、効果的かつ柔軟に対応できるよう、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）を除く各事業で市全域を提供区域とします。

なお、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）については、現状、各小学校で開設しており、主な利用者である低学年の児童が一人で移動可能な範囲を区域設定とする必要があるため、小学校区単位を設定します。

事業		提供区域
子どもための教育・保育給付		市全域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）	市全域
	時間外保育事業（延長保育事業）	市全域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域
	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	10 小学校区
	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	一時預かり事業	市全域
	病児・病後児保育事業	市全域
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	妊婦健康診査	市全域
	産後ケア事業	市全域
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域

※ 児童福祉法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」については、令和 6（2024）年 4 月 1 日に創設されました。

※ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、母子保健法に規定する「産後ケア事業」については、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

※ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等が規定されるとともに、子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号を改正し、「妊婦等包括相談支援事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

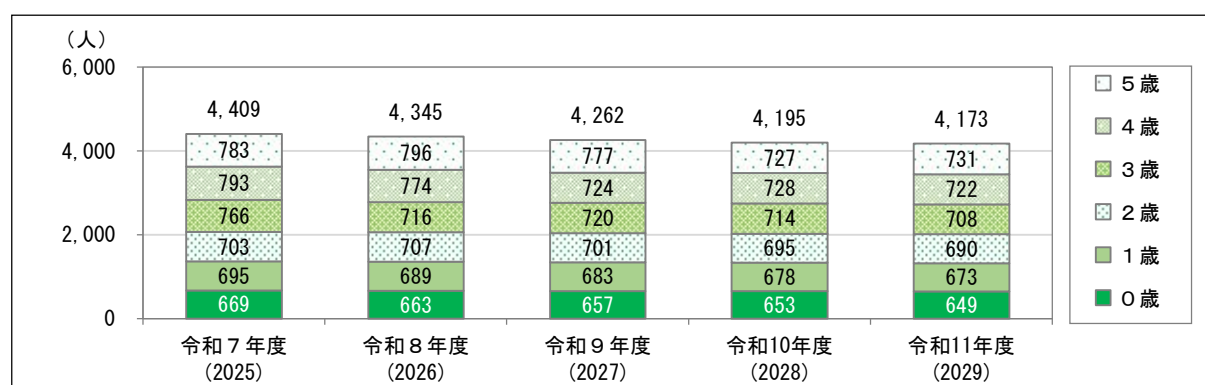
第2節 児童人口の推計

本計画期間（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）の児童人口の推計については、令和2（2020）年～令和6（2024）年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基にコーホート変化率法により、児童人口を推計しました。

なお、コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動性から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。推計目標が比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

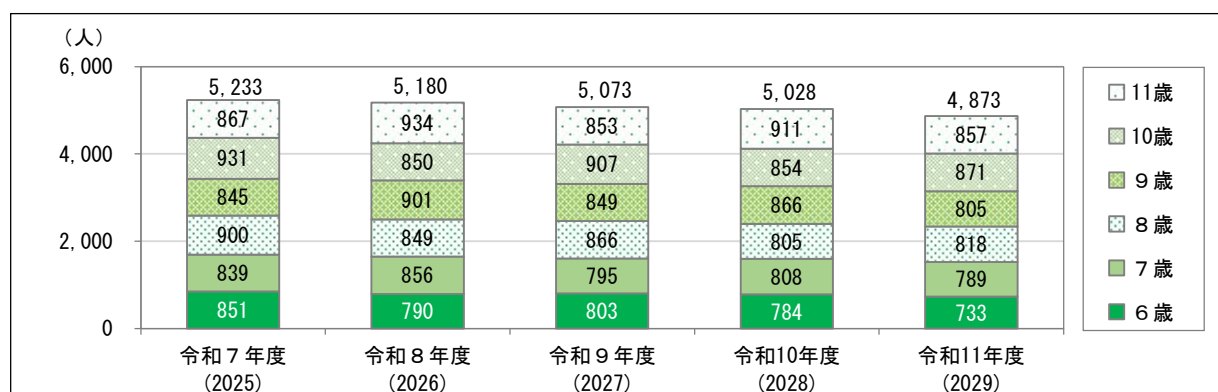
1. 就学前児童の人口推計

本市の就学前児童の将来人口については、減少傾向が見込まれており、年齢が下がるにつれて、人口が減少する傾向となっています。



2. 就学児童の人口推計

本市の就学児童の将来人口については、減少傾向が見込まれており、就学前児童の人口推計と併せてみると、令和7（2025）年度時点の5歳児人口については783人が、令和8（2026）年度の6歳児人口では790人となり、年々増えていくというように（令和7（2025）年783人→令和8（2026）年790人→令和9（2027）年795人→令和10（2028）年805人）、学齢によって増加傾向が予測されます。



第3節

教育・保育の量の見込み及び確保の方策

1. 子どものための教育・保育給付

平成 27(2015)年度に開始した子ども・子育て支援新制度では幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業の施設等を利用した場合に給付対象となります。

また、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付区分	給付内容	給付事業
施設型給付	市が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、「私立幼稚園」においては、施設型給付を受けずに、従来の私学助成を受けて、現行どおり運営するケース（確認を受けない幼稚園）もあります。	・ 幼稚園 ・ 認可保育所 ・ 認定こども園
地域型保育給付	定員が 19 人以下の保育事業は市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。	・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業

※小規模保育事業とは、比較的小規模（定員規模 6 人以上 19 人以下）で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行います。

※家庭的保育事業とは、比較的小規模（定員規模 1 人以上 5 人以下）で家庭的な雰囲気の下、きめ細かな保育を行います。

※居宅訪問型保育事業とは、障害や疾患などで個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅で 1 対 1 を基本とするきめ細やかな保育を実施します。

※事業所内保育事業とは、事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に開設した保育所に、地域の保育を必要とする子どもの保育（地域枠）を設けて実施します。

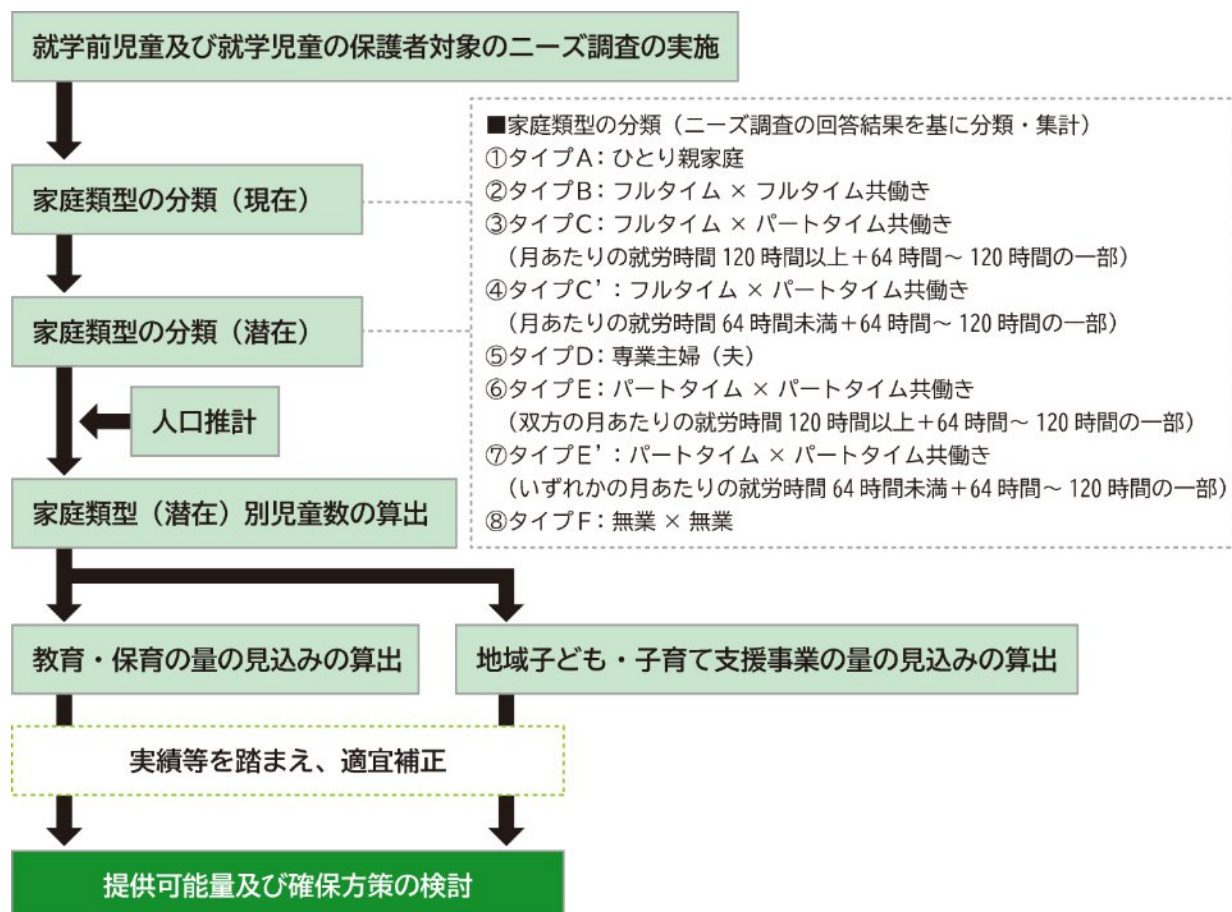
2. 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっており、認定は次の 1～3 号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1 号認定	満 3 歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	・ 幼稚園 ・ 認定こども園
2 号認定	満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	・ 保育所 ・ 認定こども園
3 号認定	満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 地域型保育事業

3. 量の見込みの設定についての考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象としたニーズ調査（池田市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査）の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」及び本市の利用実績等を踏まえて算出しました。



4. 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

次のとおり、国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）は、過去の実績の伸び等を踏まえて算出しています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定します。

（１）幼稚園、認定こども園（１号認定及び２号認定で学校教育の利用希望が高い利用者）

事業内容	保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分 （通常の就園時間を超えて、利用希望がある児童を含む）
対象年齢	３～５歳児
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		実績値	計画値				
		令和５年度 (2023)	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和１０年度 (2028)	令和１１年度 (2029)
①量の見込み (必要利用定員総数)	１号認定	1,075	782	735	662	597	551
	２号認定（教育ニーズが高い）		214	218	222	226	230
	計	1,075	996	953	884	823	781
②確保の内容 (定員)	幼稚園（特定教育・保育施設）	180	370	370	370	370	370
	確認を受けない幼稚園	380	170	170	170	170	170
	認定こども園（特定教育・保育施設）	978	891	891	891	891	891
	計	1,538	1,431	1,431	1,431	1,431	1,431
差②－①		463	435	478	547	608	650

量の確保方策

- ニーズ量に対して受け入れ体制は確保されています。
- ２号認定のうち、教育ニーズの高い方のニーズに対して、幼稚園・認定こども園の預かり保育により、受け入れ体制は確保されています。

(2) 保育所、認定こども園（前記以外の2号認定）

事業内容	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分
対象年齢	3～5歳児
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,318	1,346	1,333	1,337	1,346	1,380
②確保の内容 （定員）	認定こども園（特定教育・保育施設）	865	949	949	949	949	979
	保育所（特定教育・保育施設）	352	382	382	382	382	401
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	1,217	1,331	1,331	1,331	1,331	1,380
差②－①		▲ 101	▲ 15	▲ 2	▲ 6	▲ 15	0

量の確保方策

- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受け入れ体制を確保します。
- 公立保育施設の再整備を行います。【令和11(2029)年度】

(3) 保育所、認定こども園、地域型保育事業等（3号認定）

事業内容	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分
対象年齢	0～2歳児
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

		実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児	①量の見込み（必要利用定員総数）	143	127	126	125	124	124
	②確保の内容 (定員)	認定こども園（特定教育・保育施設）	93	102	102	102	74
		保育所（特定教育・保育施設）	72	75	75	75	56
		地域型保育事業	13	13	13	13	13
		認可外保育施設	2	2	2	2	2
		計	180	192	192	192	145
	差②－①		37	65	66	67	21
1・2歳児	①量の見込み（必要利用定員総数）	828	799	811	817	824	831
	②確保の内容 (定員)	認定こども園（特定教育・保育施設）	307	343	343	343	383
		保育所（特定教育・保育施設）	263	276	276	276	298
		地域型保育事業	61	68	68	68	68
		認可外保育施設	82	82	82	82	82
		計	713	769	769	769	831
	差②－①		▲ 115	▲ 30	▲ 42	▲ 48	0
計	①量の見込み（必要利用定員総数）	971	926	937	942	948	955
	②確保の内容 (定員)	認定こども園（特定教育・保育施設）	400	445	445	445	457
		保育所（特定教育・保育施設）	335	351	351	351	354
		地域型保育事業	74	81	81	81	81
		認可外保育施設	84	84	84	84	84
		計	893	961	961	961	976
	差②－①		▲ 78	35	24	19	21

量の確保方策

- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受け入れ体制を確保します。
- 公立保育施設の再整備を行います。【令和11(2029)年度】

第4節

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

1. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

本事業は、支援法で下記に示す15事業が定められ、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとされています。

なお、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7（2025）年度は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として位置づけられていますが、令和8（2026）年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、子どものための教育・保育給付とは別に、乳児等のための支援給付が創設されます。

- （1）利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）
- （2）時間外保育事業（延長保育事業）
- （3）実費徴収に係る補足給付を行う事業
- （4）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- （5）放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）
- （6）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- （7）乳児家庭全戸訪問事業
- （8）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業
- （9）地域子育て支援拠点事業
- （10）一時預かり事業
- （11）病児・病後児保育事業
- （12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- （13）妊婦健康診査
- （14）産後ケア事業
- （15）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

池田市こども計画（市町村子ども・子育て支援事業計画を包含）に定められた各事業と、量の見込み及び確保の内容は以下のとおりです。

なお、各表の推計の数値は、池田市こども計画において策定したものです。

（１）利用者支援事業

① 基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型

事業内容	子どもやその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。	
	基本型	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの
	地域子育て相談機関	地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うもの
	特定型	待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援するもの
	こども家庭センター型	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うもの
提供区域	市全域	

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	箇所	3*	6	7	9	9	9
基本型	箇所	1	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	箇所		2	3	5	5	5
特定型	箇所	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	箇所		1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所	3*	6	7	9	9	9
基本型	箇所	1	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	箇所		2	3	5	5	5
特定型	箇所	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	箇所		1	1	1	1	1

*母子保健型（令和6年度よりこども家庭センター型へ統合）1箇所を含む。

量の確保方策

- 質の向上、連携の強化を図り、子育て家庭の様々な相談に対応できるよう必要な人員の確保・専門職員の配置等、体制の整備に努めます。

② 妊婦等包括相談支援事業型（妊婦等包括相談支援事業）

事業内容	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	延べ人数		2,007	1,989	1,971	1,959	1,947
②確保の内容	延べ人数		2,007	1,989	1,971	1,959	1,947
差②－①	延べ人数		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問時に面談を行うとともに、妊娠8か月時にアンケートを実施することで伴走型相談支援に努めます。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容	0～5歳を対象に、保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用実人員）	人	1,240	1,168	1,151	1,129	1,111	1,106
②確保の内容	受け入れ可能人員	人	1,240	1,168	1,151	1,129	1,111
	実施箇所数	箇所	27	28	28	28	28
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 保育所等の利用児童のみが利用する事業であるため、量の確保については利用延人員と同数とします。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等への補助、また私立幼稚園等において副食材料費の補助を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（支援対象児童数）	人	41	29	29	29	29	29
②確保の内容（予定）	人	41	29	29	29	29	29
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 保育所等に入所し、補助対象の児童に対して補助を行うため、量の見込みと同数とします。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。
提供区域	市全域

確保方策

- 巡回が必要な施設については全て対応します。

(5) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

事業内容	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業。
提供区域	10 小学校区

① 池田小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	138	163	163	163	163	159
	1年生	人	48	64	64	64	64	62
	2年生	人	56	56	56	56	56	55
	3年生	人	34	43	43	43	43	42
	②確保の内容（定員）	人	138	163	163	163	163	159
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	1	59	59	59	59	57
	4年生	人	1	31	31	31	31	30
	5年生	人	0	18	18	18	18	17
	6年生	人	0	10	10	10	10	10
	②確保の内容（定員）	人	1	31	31	59	59	57
	差②－①	人	0	▲ 28	▲ 28	0	0	0
計	①量の見込み	人	139	222	222	222	222	216
	②確保の内容（定員）	人	139	194	194	222	222	216
	差②－①	人	0	▲ 28	▲ 28	0	0	0

② 秦野小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	128	145	145	145	145	142
	1年生	人	56	57	57	57	57	55
	2年生	人	42	50	50	50	50	49
	3年生	人	30	38	38	38	38	38
	②確保の内容（定員）	人	128	145	145	145	145	142
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	52	52	52	52	52
	4年生	人	0	27	27	27	27	27
	5年生	人	0	16	16	16	16	16
	6年生	人	0	9	9	9	9	9
	②確保の内容（定員）	人	0	27	27	52	52	52
	差②－①	人	0	▲ 25	▲ 25	0	0	0
計	①量の見込み	人	128	197	197	197	197	194
	②確保の内容（定員）	人	128	172	172	197	197	194
	差②－①	人	0	▲ 25	▲ 25	0	0	0

③ 北豊島小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	119	157	154	154	157	151
	1年生	人	49	61	60	60	61	59
	2年生	人	44	54	53	53	54	52
	3年生	人	26	42	41	41	42	40
	②確保の内容（定員）	人	119	157	154	154	157	151
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	1	57	56	56	57	53
	4年生	人	0	30	29	29	30	28
	5年生	人	0	17	17	17	17	16
	6年生	人	1	10	10	10	10	9
	②確保の内容（定員）	人	1	30	29	56	57	53
	差②－①	人	0	▲ 27	▲ 27	0	0	0
計	①量の見込み	人	120	214	210	210	214	204
	②確保の内容（定員）	人	120	187	183	210	214	204
	差②－①	人	0	▲ 27	▲ 27	0	0	0

④ 呉服小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	93	116	116	116	119	113
	1年生	人	43	45	45	45	46	44
	2年生	人	31	40	40	40	41	39
	3年生	人	19	31	31	31	32	30
	②確保の内容（定員）	人	93	116	116	116	119	113
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	1	42	42	42	43	40
	4年生	人	0	22	22	22	23	21
	5年生	人	1	13	13	13	13	12
	6年生	人	0	7	7	7	7	7
	②確保の内容（定員）	人	1	22	22	42	43	40
	差②－①	人	0	▲ 20	▲ 20	0	0	0
計	①量の見込み	人	94	158	158	158	162	153
	②確保の内容（定員）	人	94	138	138	158	162	153
	差②－①	人	0	▲ 20	▲ 20	0	0	0

⑤ 石橋小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	96	113	113	113	113	108
	1年生	人	31	44	44	44	44	42
	2年生	人	43	39	39	39	39	37
	3年生	人	22	30	30	30	30	29
	②確保の内容（定員）	人	96	113	113	113	113	108
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	1	40	40	40	40	40
	4年生	人	1	21	21	21	21	21
	5年生	人	0	12	12	12	12	12
	6年生	人	0	7	7	7	7	7
	②確保の内容（定員）	人	1	21	21	40	40	40
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0
計	①量の見込み	人	97	153	153	153	153	148
	②確保の内容（定員）	人	97	134	134	153	153	148
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0

⑥ 五月丘小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	63	70	70	70	70	67
	1年生	人	26	27	27	27	27	26
	2年生	人	26	24	24	24	24	23
	3年生	人	11	19	19	19	19	18
	②確保の内容（定員）	人	63	70	70	70	70	67
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	27	27	27	27	26
	4年生	人	0	14	14	14	14	13
	5年生	人	0	8	8	8	8	8
	6年生	人	0	5	5	5	5	5
	②確保の内容（定員）	人	0	14	14	27	27	26
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0
計	①量の見込み	人	63	97	97	97	97	93
	②確保の内容（定員）	人	63	84	84	97	97	93
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0

⑦ 石橋南小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	55	70	70	70	70	67
	1年生	人	29	27	27	27	27	26
	2年生	人	18	24	24	24	24	23
	3年生	人	8	19	19	19	19	18
	②確保の内容（定員）	人	55	70	70	70	70	67
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	27	27	27	27	26
	4年生	人	0	14	14	14	14	13
	5年生	人	0	8	8	8	8	8
	6年生	人	0	5	5	5	5	5
	②確保の内容（定員）	人	0	14	14	27	27	26
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0
計	①量の見込み	人	55	97	97	97	97	93
	②確保の内容（定員）	人	55	84	84	97	97	93
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0

⑧ 緑丘小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	71	78	78	78	78	75
	1年生	人	33	30	30	30	30	29
	2年生	人	19	27	27	27	27	26
	3年生	人	19	21	21	21	21	20
	②確保の内容（定員）	人	71	78	78	78	78	75
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	29	29	29	29	27
	4年生	人	0	15	15	15	15	14
	5年生	人	0	9	9	9	9	8
	6年生	人	0	5	5	5	5	5
	②確保の内容（定員）	人	0	15	15	29	29	27
	差②－①	人	0	▲ 14	▲ 14	0	0	0
計	①量の見込み	人	71	107	107	107	107	102
	②確保の内容（定員）	人	71	93	93	107	107	102
	差②－①	人	0	▲ 14	▲ 14	0	0	0

⑨ 神田小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	102	113	113	113	113	110
	1年生	人	43	44	44	44	44	43
	2年生	人	42	39	39	39	39	38
	3年生	人	17	30	30	30	30	29
	②確保の内容（定員）	人	102	113	113	113	113	110
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	40	40	40	40	40
	4年生	人	0	21	21	21	21	21
	5年生	人	0	12	12	12	12	12
	6年生	人	0	7	7	7	7	7
	②確保の内容（定員）	人	0	21	21	40	40	40
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0
計	①量の見込み	人	102	153	153	153	153	150
	②確保の内容（定員）	人	102	134	134	153	153	150
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0

⑩ ほそごう学園

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	40	41	41	41	41	41
	1年生	人	18	16	16	16	16	16
	2年生	人	13	14	14	14	14	14
	3年生	人	9	11	11	11	11	11
	②確保の内容（定員）	人	40	41	41	41	41	41
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	16	16	16	16	16
	4年生	人	0	8	8	8	8	8
	5年生	人	0	5	5	5	5	5
	6年生	人	0	3	3	3	3	3
	②確保の内容（定員）	人	0	8	8	16	16	16
	差②－①	人	0	▲ 8	▲ 8	0	0	0
計	①量の見込み	人	40	57	57	57	57	57
	②確保の内容（定員）	人	40	49	49	57	57	57
	差②－①	人	0	▲ 8	▲ 8	0	0	0

○ 市全体

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	905	1,066	1,063	1,063	1,069	1,033
	1年生	人	376	415	414	414	416	402
	2年生	人	334	367	366	366	368	356
	3年生	人	195	284	283	283	285	275
	②確保の内容（定員）	人	905	1,066	1,063	1,063	1,069	1,033
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	4	389	388	388	390	377
	4年生	人	2	203	202	202	204	196
	5年生	人	1	118	118	118	118	114
	6年生	人	1	68	68	68	68	67
	②確保の内容（定員）	人	4	203	202	388	390	377
	差②－①	人	0	▲ 186	▲ 186	0	0	0
計	①量の見込み	人	909	1,455	1,451	1,451	1,459	1,410
	②確保の内容（定員）	人	909	1,269	1,265	1,451	1,459	1,410
	差②－①	人	0	▲ 186	▲ 186	0	0	0

量の確保方策

- 4年生までの受け入れにあたっては、量の見込みに対応できるよう、余裕教室の活用等の調整を進めます。
- 5年生、6年生の受け入れについては、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、学校施設の活用について教育委員会内で協議を進めます。
- 5年生、6年生のうち、要配慮児童については、従来どおり受け入れを継続します。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用児童数×泊）	延べ人数	7	60	60	60	60	60
②確保の内容（利用児童数×泊）	延べ人数	7	60	60	60	60	60
差②－①	延べ人数	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 近隣の乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設と契約を締結し、受け入れ体制の確保に努めます。

（７）乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師や保健師が訪問し、保健指導を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（訪問対象児童数）	人	662	669	663	657	653	649
②確保の内容（訪問対象児童数）	人	662	669	663	657	653	649
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 出生連絡票（こんにちは赤ちゃん訪問依頼票）の提出について周知するとともに、出生届出時に総合窓口課と連携し、出生連絡票の回収に努めます。
- 出生連絡票の提出がない場合は、保健師が電話や直接訪問等を行い、出生児のいる全ての家庭への訪問に努めます。

(8) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業

① 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（支援対象児童数）	人	27	50	50	50	50	50
②確保の内容（支援対象児童数）	人	27	50	50	50	50	50
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 要保護児童対策地域協議会のネットワークの中で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化とネットワーク機関間の強化を図る取り組みを実施する事業。
提供区域	市全域

整備の方策

- 要保護児童対策地域協議会の代表者・実務者会議やタイムリーなケース会議の実施により、関係機関の連携強化を図ります。

③ 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援する事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	延べ人数		230	227	224	221	218
②確保の内容	延べ人数		230	227	224	221	218
差②－①	延べ人数		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 新規の委託事業所との契約締結や予算の確保に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会のネットワーク等で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。

④ 児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	延べ人数		117	115	115	113	111
②確保の内容	延べ人数		117	115	115	113	111
差②－①	延べ人数		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 地域の社会福祉機能を持つ施設や教育委員会と連携し、受け入れ体制の確保に努めます。

⑤ 親子関係形成支援事業

事業内容	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	延べ人数		20	20	20	20	20
②確保の内容	延べ人数		20	20	20	20	20
差②－①	延べ人数		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 本事業の活用が必要な家庭に提供できるよう、支援プログラムの検討・整備に努めます。

(9) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	概ね3歳までの子どもと保護者が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）	人	33,495	53,244	53,040	52,596	52,200	51,840
②確保の内容	受け入れ可能延人員	人	33,495	53,244	53,040	52,596	52,200
	実施箇所数	箇所	5	5	5	5	5
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 現在の事業を継続することで、見込み量を確保します。

(10) 一時預かり事業

事業内容	幼稚園在園児を対象にしたもの（幼稚園型）は3～5歳、それ以外は0～5歳を対象に、保育所等で理由を問わず一時的に子どもを預けることができる事業。
提供区域	市全域

① 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (利用延人員)	1号認定による利用	人	10,075	8,556	8,351	8,114	7,924	7,895
	2号認定による利用	人	27,659	21,455	20,942	20,346	19,870	19,797
	計	人	37,734	30,011	29,293	28,460	27,794	27,692
②確保の内容	受け入れ可能延人員	人	37,734	30,011	29,293	28,460	27,794	27,692
	実施箇所数（1号）	箇所	8	8	8	8	8	8
	実施箇所数（2号）	箇所	15	15	15	15	15	15
差②－①		人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 幼稚園型は在籍園児が対象であり、ニーズ量（見込み量）を上回る提供が可能のため、量の見込みと同数とします。

② 幼稚園型以外の一時預かり（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等での預かり）

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）		人	2,073	1,338	1,315	1,289	1,264	1,240
②確保の内容	受け入れ可能延人員	人	2,073	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372
	実施箇所数	箇所	9	10	10	10	10	10
差②－①		人	0	2,034	2,057	2,083	2,108	2,132

量の確保方策

- 受け入れ定員に現状の1か月当たり開所日数を12で乗じた数を受け入れ可能延人数とします。

(11) 病児・病後児保育事業

事業内容	0歳児から小学6年生までを対象に、病気の回復期に至っていない、あるいは、病気回復期にある児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業。保育所等の利用児童が保育中に体調不良となった場合にも、保育所等において保健的な対応を実施。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

			単位	実績値	計画値					
				令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
①量の見込み（利用延人員）			人	4,019	4,320	4,257	4,176	4,110	4,089	
②確保の内容	病児 対応型	受け入れ可能延人員	人	960	960	960	960	960	960	
		定員	人	4	4	4	4	4	4	
		実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	
	病後児 対応型	受け入れ可能延人員	人	0	0	0	0	0	0	
		定員	人	0	0	0	0	0	0	
		実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0	
	体調不良 児対応型	受け入れ可能延人員	人	3,660	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	
		実施箇所数	箇所	17	18	18	18	18	18	
	訪問型	受け入れ可能延人員	人	0	0	0	0	0	0	
		実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0	
	計	受け入れ可能延人員	人	4,620	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	
		定員	人	4	4	4	4	4	4	
		実施箇所数	箇所	18	19	19	19	19	19	
	差②－①			人	601	5,280	5,343	5,424	5,490	5,511

量の確保方策

- 病児・病後児対応型は一体で実施しているため、確保内容については病児対応型に含みます。
【病児対応型受け入れ可能延人数】
4人×240日＝960人（月～金の年間日数240日と想定）
- 体調不良児対応型は、実施要項により看護師1名につき看護児童は2名程度とされていることから下記のとおりの受け入れ可能延人員とします。令和5年度の数値は実際の受け入れ実績を記載しています。
【体調不良児対応型受け入れ可能延人員】
2人×箇所数×240日（月～金の年間日数240日と想定）

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	概ね生後2か月から小学校4年生までの児童の預かりや送迎について「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークを運営する事業。
提供区域	市全域

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
就学前児童	①量の見込み（利用延人員）	人	455	414	414	414	414	414
	②確保の内容（利用延人員）	人	455	414	414	414	414	414
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
就学児童	①量の見込み（利用延人員）	人	291	273	273	273	273	273
	②確保の内容（利用延人員）	人	291	273	273	273	273	273
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
計	①量の見込み（利用延人員）	人	746	687	687	687	687	687
	②確保の内容（利用延人員）	人	746	687	687	687	687	687
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 円滑な活動調整ができるよう援助会員の確保に努めるとともに、預かり中の子どもの安全確保のため、講習会の実施により援助会員の質の向上を図ります。

(13) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図る事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（健診受診延人員）		人	8,219	9,366	9,282	9,198	9,142	9,086
②確保の内容（健診受診延人員）		人	8,219	9,366	9,282	9,198	9,142	9,086
差②－①		人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 経済的負担の軽減を図り、国が示す「望ましい基準」の妊婦健康診査が受けられるよう、助成を継続します。

(14) 産後ケア事業

事業内容	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	延べ人数	126	667	661	655	651	647
②確保の内容	延べ人数	126	667	661	655	651	647
差②－①	延べ人数	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 直営での支援のほか、事業所委託による支援を実施することで受け入れ体制の確保に努めます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容	現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業。（令和8（2026）年度より給付制度へ移行）
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	延べ人数		※制度詳細が確定次第記載予定				
②確保の内容	延べ人数						
差②－①	延べ人数						

量の確保方策

※制度詳細が確定次第記載予定

第5節

教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

乳幼児期の発達、連続性を有し、この時期の成長が生涯にわたる人間形成の土台となります。この乳幼児期の教育・保育における育ちと学びが基盤となり、義務教育へつながるよう、質の高い教育・保育をめざします。

1. 幼稚園の認定こども園への移行支援及び認定こども園普及の基本的な考え方

保護者の就労状況等に関わらず、就学前の子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能をもつ認定こども園への移行・設置については、利用者のニーズ等を考慮し、進めていきます。

2. 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修等に対する支援

専門性を高め、質の高い教育・保育を提供するために、公立・私立の全ての教育・保育施設の保育者、また、全ての職員を対象に研修を行い、人材の育成に努めます（研修内容：人権教育・保育、教育・保育・保育課程、子ども理解、特別支援教育・保育、子育て支援、虐待、コミュニケーションスキルやマナー等、本市の課題に沿ったもの）。管理職・施設長に向けた研修も行い、マネジメント能力、コーチング能力等、求められる資質の向上をめざします。

3. 保育者の確保における支援

質の高い教育・保育の担い手が確保できるよう、既存制度を活用する、市独自の制度をつくるなど、保育者の処遇改善に努めます。

4. 教育・保育施設相互の連携及び教育・保育施設と小・義務教育学校との連携の推進方策

子どもの育ちと学びをつなげるため、乳幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続を進めます。

- ☆ 教育・保育施設の保育の公開、小・義務教育学校等との合同研修会を実施します。
- ☆ 幼児教育における幼小接続の担当者を中心に、乳幼児期の教育・保育から小・中学校教育への円滑な連携・接続を行うための取り組みを推進します。
- ☆ 幼児教育と小学校教育との接続期のカリキュラムづくりを進め、子どもの育ちや連続性を意識した教育・保育を行います。

5. 市内全教育・保育施設における配慮を要する家庭や地域社会の今日的課題や問題への方策

様々な今日的課題や問題等への早期対応・予防のために、他機関と連携しながら、対応します。

また、「子ども・子育て支援法」や教育・保育施設における子育て支援の役割により、地域を含めた家庭の教育力や子育て力を向上させるための支援を行います。

- ☆ 教育・保育施設の保育ソーシャルワーク力の向上、他機関連携の体制づくりを進めます。
- ☆ 児童虐待の防止やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に努めます。
- ☆ 他機関連携による情報の共有、ワンストップ体制の構築をめざします。
- ☆ 市内全教育・保育施設に保育カウンセリングや保育ソーシャルワークの考え方を導入し、子ども・保護者（家庭）・地域・職員支援を推進します。



第6節

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料が無償化されたほか、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業となるには、市町村の確認が必要です。本市においても、確認後における施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、関係法令に基づく立入調査や是正指導等について、府から権限移譲を受けた広域福祉課と密に連携を取り、事業の円滑な実施を図ります。

A decorative border composed of numerous overlapping circles in various colors (pink, yellow, blue, green, orange) and some with thin outlines, surrounding the central text.

第7章

計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

- 子ども施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労等、様々な分野にわたるため、子ども・健康部局が主管となり、様々な部局と連携・調整を図りつつ、本計画の施策、事業、取り組みを推進します。また、児童手当等、国や大阪府の制度に基づくものも多いことから、国や大阪府に対し、積極的に各種施策の充実や要望を行っていきます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体等の機関、と、適切な役割分担のもと連携を強化し、こども基本法の理念に基づいて施策の推進を図ります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との相互交流を通じて、職員間の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、職員の交流を通じて、幼保小の連携を推進します。

2. 計画の進捗管理等

- 計画策定後の各種の施策の推進においては、PDCAサイクルによるマネジメントのもと、子ども・健康部が事務局となり、毎年度の進行状況を把握し、評価・検証についての報告を行います。
- 関係機関や団体等と連携・協働しながら、計画の基本目標の達成をめざします。
- 池田市子ども・子育て会議において、意見を聴取し、必要に応じて点検・見直しを行うとともに、各専門部会において、検討を進めていきます。
- こども基本法及び国のガイドライン等に従い、子ども・若者からの意見の聴取や反映の手法について検討を進めていきます。

